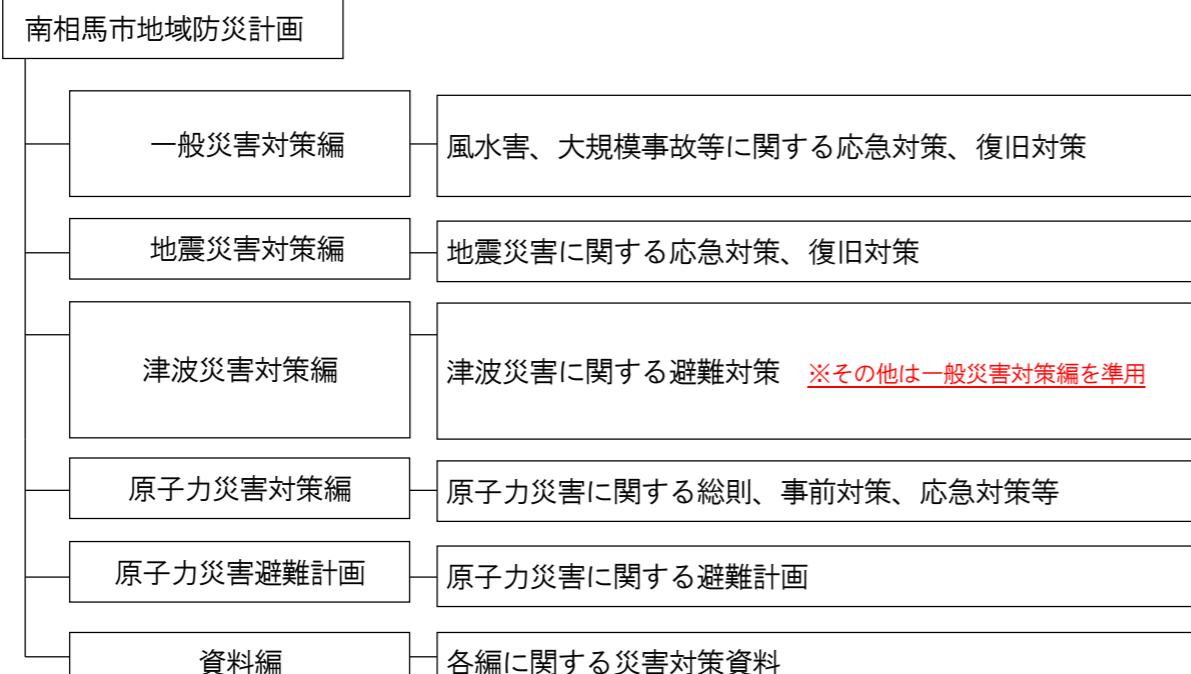
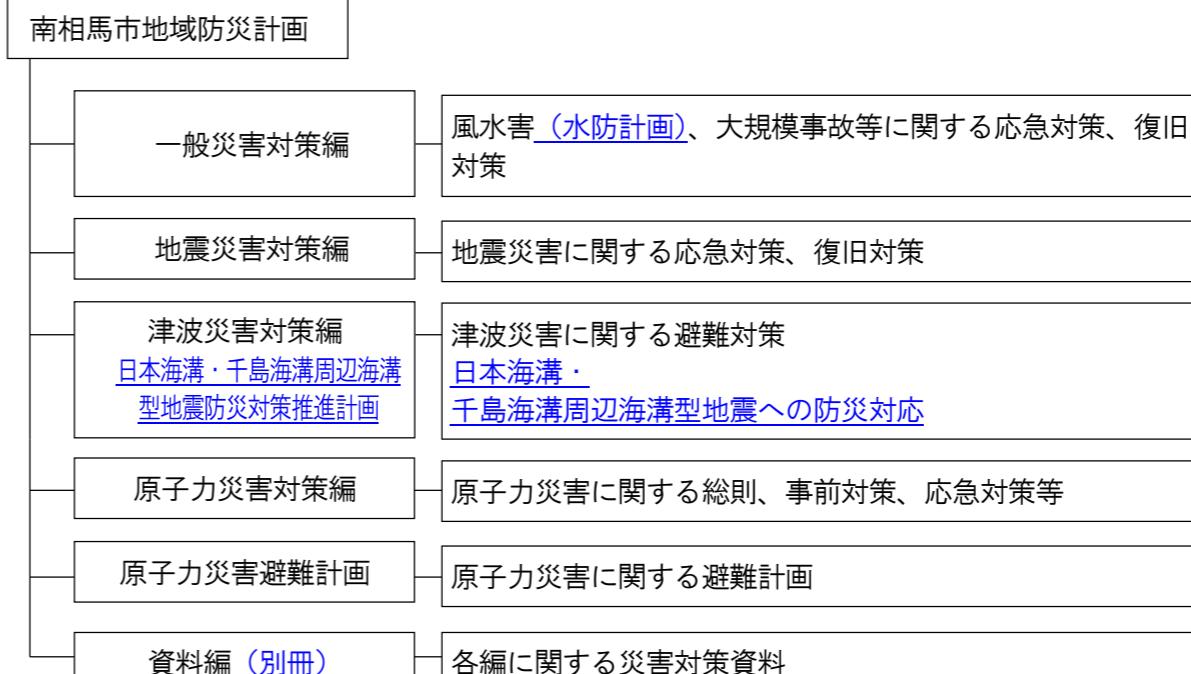


南相馬市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

総則・災害予防対策編

部	章	節	旧（現行計画）	新（修正案）	理由
1	1	1	第2 計画の位置付け <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南相馬市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成するものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び福島県地域防災計画との連携を有した計画である。</p> <p>なお、本計画は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画を兼ねるものとする。</p>	第2 計画の位置付け <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南相馬市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成するものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び福島県地域防災計画との連携を有した計画である。</p> <p>また、水防法（昭和24年6月4日）第33条の規定に基づき、南相馬市水防協議会（以下「市水防協議会」という。）が作成する水防計画を兼ねる。</p>	水防計画の合冊
1	1	1	第3 計画の構成 	第3 計画の構成 	記載内容の適正 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 R4.9.30 中央防災会議
1	1	2	第2節 基本方針及び目標	第2節 基本方針及び活動目標	語句の適正
1	1	2	第2 基本方針 <p>国の防災基本計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識の下、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針として規定し、人命を守ることを最優先に実施していかなければならない」とした。</p> <p>1 津波災害対策の充実 <u>東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波が発生し、多くの人々が犠牲になられたことから、津波に対する意識を改めた津波対策の充実と強化が求められている。このため、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」と「比較的発生頻度の高い津波」の二つのレベルの津波の考えを基に、住民等の生命を守ることを最優先とした、ハードとソフトの施策を融合させた津波災害対策の充実を図る。</u></p> <p>2 実効性の高い原子力災害対策の推進 <u>東日本大震災での福島第一原子力発電所事故により、本市には避難指示区域が設定され、多くの住民が避難生活を余儀なくされた。この教訓を踏まえ、原子力災害の被害を防止し、生活の継続及</u></p>	<p>1 「減災」に向けた対策の推進 <u>東日本大震災や令和元年東日本台風等では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波や水害・土砂災害が発生し、多くの人々の犠牲や甚大な被害をもたらしているため、激甚化・頻発化する自然災害への対策が重要である。</u></p> <p><u>このため、本市においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、国の防災基本計画で人命が失われないことを最重視するなどとした「減災」の考え方を防災の基本方針とし、自助・共助・公助一体による地域防災力の強化に努め、ハードとソフトを組み合わせて一體的に減災に向けた対策を推進する。</u></p> <p><u>国は、防災基本計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていかなければならない」とした。</u></p> <p>2 災害対策本部の初動体制強化 <u>自然災害による被害を最小化するためには、災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施するための備えを行なう必要がある。</u></p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>ひ復旧を図るために、市及び防災関係機関が取るべき措置を定めた原子力災害対策を推進する。特に、円滑で実効性の高い広域避難体制を構築する。</p> <p>3 初動体制の強化 災害時には、参集基準の認識不足や、通常業務と災害対策業務が錯綜し、組織や人員体制が十分に機能しない状況が生じた。そこで、府内における初動期の対応の流れと役割を、明確にし、部署別に応急対策の手順等を定めたマニュアル等の作成等により初動体制</p> <p>4 情報収集・伝達手段の機能強化 発災時に市民を安全な避難場所へ誘導するためには、避難情報を確実に伝達することが重要である。このため、被災しても情報収集・伝達が困難とならないよう、多元的な情報ツールを確保するとともに、県・関係機関との情報共有や協力体制について検討し、初動期の情報収集・伝達・発信機能の強化を図る。</p> <p>5 地域防災力の向上 災害時における被害を最小化するためには、行政による「公助」のみならず、自らの命、身体、財産を守る「自助」、地域の安全は自分たちで守る「共助」の取り組みが重要である。このため、自助としての個人・家庭での知識習得や備蓄、共助としての<u>自主防災活動の推進</u>、公助としての自主防災活動への支援等により、地域防災力の向上を図る。</p> <p>6 男女双方の視点に配慮した防災対策 大規模災害では、避難所での生活において、生活環境、物資の供給、避難所業務の役割における女性への配慮等について様々な課題があげられている。<u>そのため、男女双方の視点に配慮し</u>、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女<u>共同参画</u>の視点を取り入れた<u>防災体制の確立を図る</u>。</p> <p>7 要配慮者の支援 災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）への支援が必要になる。<u>そのため、要配慮者の安全を確保するため</u>、避難行動要支援者の避難支援体制の構築や、避難生活への配慮等、要配慮者に留意した<u>防災対策を推進する</u>。</p>	<p>このため、東日本大震災、令和元年東日本台風等の教訓から作成した「災害時職員行動マニュアル」のほか、災害事象別に部課別の災害応急対策マニュアルなどを作成し、特に風水害では、防災行動計画（タイムライン）を参考に、災害対策本部の初動体制強化に取り組む。</p> <p>3 情報収集伝達手段の多重化・多様化 災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、市民を安全な避難場所へ誘導するためには、避難情報を確実に伝達することが重要である。 このため、被災しても情報収集・伝達が困難とならないよう、<u>防災行政無線等の更新等、情報収集伝達手段の多重化・多様化に取り組む</u>。</p> <p>4 避難対策の充実・強化 災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要である。また、大規模災害発生時や休日・夜間の災害の場合、市職員の配置には限界がある。 このため、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改訂等を踏まえ、避難指示等の発令基準の明確化、避難場所・避難所指定や避難所設備の改善、そして避難所となる施設の管理者や行政区・自主防災組織等とともに避難所開設運営について協議検討し、避難所運営マニュアル更新等、避難対策の充実・強化を図る。</p> <p>5 地域防災力の向上 災害時における被害を最小化するためには、行政による「公助」のみならず、自らの命、身体、財産を守る「自助」、地域の安全は自分たちで守る「共助」の取り組みが重要である。 このため、自助としての個人・家庭での知識習得や備蓄、共助としての<u>地域に住む要配慮者への支援</u>、公助としての自主防災活動への支援等により、地域防災力の向上を図る。<u>特に、事前の予想が可能な台風等の風水害では、事前の備えが極めて重要であり、災害から身を守る意識醸成の促進等により、台風等による死者をゼロにすることを目指す</u>。</p> <p>6 男女双方の視点に配慮した防災対策 大規模災害では、避難所での生活において、生活環境、物資の供給、避難所業務の役割における女性への配慮等について様々な課題があげられている。<u>このため、防災に関する施策・方針決定の過程や</u>防災の現場における女性の参画の拡大など、男女<u>双方の視点に配慮した防災対策に取り組む</u>。</p> <p>7 要配慮者の避難支援 災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）への支援が必要である。<u>このため、要配慮者の安全確保に努め</u>、避難行動要支援者の避難支援体制の構築や、避難生活への配慮等、要配慮者<u>の避難支援に取り組む</u>。</p> <p>8 原子力災害対策の推進 東日本大震災での福島第一原子力発電所事故により、本市には避難指示区域が設定され、多くの住民が避難生活を余儀なくされた教訓を踏まえ、原子力災害の被害を防止し、生活の継続と復旧を図るため、市及び防災関係機関が取るべき措置を定めた原子力災害対策を推進する。</p>	

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由																				
1	1	2	<p>第3 計画の目標</p> <p>本計画の目標を次のとおり定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>災害に強い安全・安心なまち～南相馬</p> </div> <p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、災害対策の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、市民、事業所及び行政が連携して、市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることを目標とする。</p>	<p>第3 活動目標</p> <p>被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。</p> <p>風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性の予測が可能なことから、被害を軽減するために情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。</p> <p>防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であるため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。</p> <p>なお、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。</p> <p>【風水害】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直前対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施 </td> </tr> <tr> <td>緊急対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出等活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援の要請、広域的な救助・救急活動の遂行 ・給食、給水の実施 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 </td> </tr> <tr> <td>応急対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給 ・通勤・通学等環境の早急な回復 </td> </tr> <tr> <td>復旧対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去 </td> </tr> <tr> <td>復興対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震・津波】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災後の時間経過</th> <th>段階名</th> <th>活動目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直後</td> <td rowspan="2">即時対応期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 </td> </tr> <tr> <td>直後～数時間以内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 </td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動目標	直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施 	緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出等活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援の要請、広域的な救助・救急活動の遂行 ・給食、給水の実施 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 	応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給 ・通勤・通学等環境の早急な回復 	復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去 	復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化 	発災後の時間経過	段階名	活動目標	直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 	直後～数時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 	
活動区分	活動目標																								
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施 																								
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出等活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援の要請、広域的な救助・救急活動の遂行 ・給食、給水の実施 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 																								
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給 ・通勤・通学等環境の早急な回復 																								
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去 																								
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化 																								
発災後の時間経過	段階名	活動目標																							
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 																							
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 																							

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)			理由
					<ul style="list-style-type: none"> ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請 		
				1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保(72時間以内の対応) <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 	
				4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定(最低限の生活環境) <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等 	
				1週間～1か月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定(日常活動環境) <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学等環境の早急な回復 	
				1か月～数が月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去 	
				数か月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化 	
1	1	3	第1 計画の習熟 市及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練及びその他の方法により本計画及び関連する他の計画の習熟に努めなければならない。 また、各種防災訓練、講演会、 <u>ハザードマップ等の広報媒体</u> の活用によって、市民に周知徹底を図るものとする。	第1 計画の習熟 市及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練及びその他の方法により本計画及び関連する他の計画の習熟に努めなければならない。 また、各種防災訓練、 <u>防災の出前講座</u> 、 <u>防災マップ活用等</u> の活用によって、市民に周知徹底を図るものとする。			記載内容の適正
1	1	3	第2 計画の修正 <u>市及び防災関係機関</u> は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、市防災会議に諮り修正する。	第2 計画の修正 <u>市防災会議</u> は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、市防災会議に諮り修正する。 また、 <u>水防法第33条の規定に基づく水防計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、市水防協議会に諮り修正する。</u>			水防計画の合冊
1	2	1	第1 計画における市及び防災関係機関の実施責任 市及び防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。 1 南相馬市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、 <u>水防団及びその他組織の整備並びに</u> 公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての防災機能を十分に發揮する。	第1 計画における市及び防災関係機関の実施責任 市及び防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。 1 南相馬市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての防災機能を十分に發揮する。			記載内容の整理

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	2	1	第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 相馬地方広域水道企業団	市に關係する機関の追加
1	2	1	3 福島県 相双地方振興局 相双保健福祉事務所 相双農林事務所 相双家畜保健衛生所 相双建設事務所 相双教育事務所 南相馬警察署	4 福島県 相双地方振興局 相双保健福祉事務所 相双農林事務所 相双家畜保健衛生所 相双建設事務所 相双教育事務所 南相馬警察署	県計画 R5.3
1	2	1	4 指定地方行政機関 関東森林管理局 (磐城森林管理署、原町森林事務所) 東北地方整備局 (磐城国道事務所、原町維持出張所) 仙台管区気象台(福島地方気象台)	5 指定地方行政機関 関東森林管理局 (磐城森林管理署、原町森林事務所、 <u>原町治山事務所</u>) 東北地方整備局 (磐城国道事務所、原町維持出張所) 仙台管区気象台 (福島地方気象台)	記載内容の適正 県計画 R2.3 県計画 R3.3
1	2	1	5 自衛隊	6 自衛隊	
1	2	1	6 指定公共機関 東北電力(相双電力センター)	7 指定公共機関 電力事業者(東北電力(株)、 東北電力ネットワーク(株)) (相双電力センター)	県計画 R5.3
1	2	1	7 指定地方公共機関 (一社)福島県医師会、(二社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会	8 指定地方公共機関 (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会	県計画 R3.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																																										
1	2	2	第1 市民の責務 1 市民の責務 <p>市民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平常時の準備</td> <td>(7) 災害時の指定緊急避難場所・避難路・避難方法の確認</td> </tr> </table>	平常時の準備	(7) 災害時の指定緊急避難場所・避難路・避難方法の確認	第1 市民の責務 1 市民の責務 <p>市民は、<u>災害対策の基本理念に則り</u>、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。</p> <p><u>また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平常時の準備</td> <td>(7) 災害時の指定緊急避難場所<u>及び指定避難所</u>・避難路・避難方法の確認</td> </tr> </table>	平常時の準備	(7) 災害時の指定緊急避難場所 <u>及び指定避難所</u> ・避難路・避難方法の確認	県計画 R3.3 県防災会議からの修正意見 R1.11																																																																																						
平常時の準備	(7) 災害時の指定緊急避難場所・避難路・避難方法の確認																																																																																														
平常時の準備	(7) 災害時の指定緊急避難場所 <u>及び指定避難所</u> ・避難路・避難方法の確認																																																																																														
1	2	2	第2 事業所の責務 <p>事業所は、防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。</p> <p>また、発災直後の応急措置や帰宅困難となる場合に備え、防災資機材、食料、飲料水の備蓄に努める。</p> <p>さらに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくり<u>及び災害に強い人づくり</u>のため、地域の防災活動に積極的に協力する。</p>	第2 事業所の責務 <p>事業所は、防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。</p> <p>また、発災直後の応急措置や帰宅困難となる場合に備え、防災資機材、食料、飲料水の備蓄に努める。</p> <p>さらに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。</p>	記載内容の適正																																																																																										
1	3	1	3 気象 <p>本市の気候は、太平洋の影響を受け夏は涼しく、冬は温暖な海洋性気候で、年間平均気温が<u>13.3°C</u>、年間降雨量は<u>1,357 mm</u>となっている。風は、10月から4月が北西、5月から9月が東よりもとなっている。降雨は、夏に最も多く、梅雨時が次に多い。冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降雨量が少なくなる。</p>	3 気象 <p>本市の気候は、太平洋の影響を受け夏は涼しく、冬は温暖な海洋性気候で、<u>過去30年の平均値(1991~2020年)では</u>、年間平均気温が<u>12.7°C (観測点:相馬)</u>、年間降雨量は<u>1,387.9mm (観測点:原町)</u>となっている。風は、10月から4月が北西、5月から9月が東よりもとなっている。降雨は、夏に最も多く、梅雨時が次に多い。冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降雨量が少なくなる。</p>	経年変化 気象庁による最新データに変更 (気象庁HPより)																																																																																										
1	3	1	4 活断層 <p>阿武隈高地東縁部には、～。</p> <p>また、新田川以北では、～</p> <p>一般に、地震の規模が大きいほど、活断層の長さは長くなる傾向があり、「双葉断層の長期評価について」(地震調査研究推進本部 平成17年)によれば、双葉断層全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8-7.5程度の地震が発生する可能性がある。</p> <p><u>なお、福島県地震・津波被害想定調査(平成7~9年度)においても、内陸部の想定地震の一つとして、双葉断層北部を震源とするマグニチュード7.0の地震を想定している。</u></p>	4 活断層 <p>阿武隈高地東縁部には、～</p> <p>また、新田川以北では、～</p> <p>一般に、地震の規模が大きいほど、活断層の長さは長くなる傾向があり、「双葉断層の長期評価について」(地震調査研究推進本部 平成17年)によれば、双葉断層全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8-7.5程度の地震が発生する可能性がある。</p>	県の被害想定調査																																																																																										
1	3	1	第2 社会的条件 1 人口 3 土地利用 <p>本市の土地利用は、山林が<u>42.67%</u>と最も広い面積を占め、次いで田が<u>17.01%</u>、<u>宅地が 5.42%</u>となっている。</p> <p><u>【地目別土地利用面積】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>田</th> <th>畠</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>牧場</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>67,780</td> <td>26,627</td> <td>21,610</td> <td>164</td> <td>170,078</td> <td>67</td> <td>6,598</td> <td>10,325</td> <td>95,331</td> </tr> <tr> <td>構成比(%)</td> <td>17.01</td> <td>6.68</td> <td>5.42</td> <td>0.04</td> <td>42.67</td> <td>0.0</td> <td>1.66</td> <td>2.59</td> <td>23.92</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <th>田</th> <th>畠</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>牧場</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>67,780</td> <td>26,627</td> <td>21,610</td> <td>164</td> <td>170,078</td> <td>67</td> <td>6,598</td> <td>10,325</td> <td>95,331</td> </tr> <tr> <td>構成比(%)</td> <td>17.01</td> <td>6.68</td> <td>5.42</td> <td>0.04</td> <td>42.67</td> <td>0.0</td> <td>1.66</td> <td>2.59</td> <td>23.92</td> </tr> </tbody> </table>	地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	面積(ha)	67,780	26,627	21,610	164	170,078	67	6,598	10,325	95,331	構成比(%)	17.01	6.68	5.42	0.04	42.67	0.0	1.66	2.59	23.92	地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	面積(ha)	67,780	26,627	21,610	164	170,078	67	6,598	10,325	95,331	構成比(%)	17.01	6.68	5.42	0.04	42.67	0.0	1.66	2.59	23.92	第2 社会的条件 1 人口 <p><u>※R6.1.31のデータに更新予定</u></p> 3 土地利用 <p>本市の土地利用は、山林が<u>42.68%</u>と最も広い面積を占め、次いで田が<u>16.48%</u>、<u>畠が 6.34%</u>となっている。</p> <p><u>【地目別土地利用面積】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>田</th> <th>畠</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>牧場</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>65,638</td> <td>25,266</td> <td>22,718</td> <td>170,044</td> <td>6,645</td> <td>12,770</td> <td>95,294</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構成比(%)</td> <td>16.48</td> <td>6.34</td> <td>5.70</td> <td>42.68</td> <td>1.67</td> <td>3.21</td> <td>23.92</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><u>南相馬市統計集 まちDス 2022 (令和4年) に変更</u></p>	地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	面積(ha)	65,638	25,266	22,718	170,044	6,645	12,770	95,294			構成比(%)	16.48	6.34	5.70	42.68	1.67	3.21	23.92			経年変化
地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他																																																																																						
面積(ha)	67,780	26,627	21,610	164	170,078	67	6,598	10,325	95,331																																																																																						
構成比(%)	17.01	6.68	5.42	0.04	42.67	0.0	1.66	2.59	23.92																																																																																						
地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他																																																																																						
面積(ha)	67,780	26,627	21,610	164	170,078	67	6,598	10,325	95,331																																																																																						
構成比(%)	17.01	6.68	5.42	0.04	42.67	0.0	1.66	2.59	23.92																																																																																						
地目	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他																																																																																						
面積(ha)	65,638	25,266	22,718	170,044	6,645	12,770	95,294																																																																																								
構成比(%)	16.48	6.34	5.70	42.68	1.67	3.21	23.92																																																																																								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由	
			出典:南相馬市統計集 まちDス 2017(平成28年現在)			
1	3	2	第1 風水害	<p>第1 風水害</p> <p>2 令和元年台風第19号</p> <p>(1) 気象状況</p> <p>10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、猛烈な勢力を維持したまま北上し、12日19時前に伊豆半島に上陸、勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過、明け方には宮城県沖に抜け、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。</p> <p>福島県では、10月11日から雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけて非常に激しい雨となつた。</p> <p>原町観測点では、10月13日の24時間降水量が271.0mmとなった。</p> <p>(2) 被害</p> <p>この被害により新田川等の河川で溢水が発生、住家の全壊5棟、半壊153棟、一部破損227棟の被害が発生した。</p> <p>また、水源地の水没等により鹿島区全域、原町区の一部で断水となった。</p> <p>3 令和5年台風第13号</p> <p>(1) 気象状況</p> <p>福島県では、日本の南で発生した台風第13号及び台風第13号から変わった熱帯低気圧の影響により温かく湿った空気が流れ込み、10月8日から9日にかけて大気の状態が非常に不安定となつた。このため、浜通りを中心に8日夜から9日朝にかけて断続的に激しい雨や非常に激しい雨が降り、局地的に猛烈な雨が降つた。8日夜には線状降水帯が発生した。</p> <p>原町観測点では、最大1時間降水量が71.0mmと、観測史上1位の値を更新し、8日9時から9日12時までの総雨量は186.0mmと、9月の平年の月降水量に匹敵する大雨となつた。</p> <p>(2) 被害</p> <p>この被害により主に小高区・原町区で内水氾濫が発生、住家の全壊●棟、半壊●棟、一部破損●棟の被害が発生した。</p>	災害記録の追加	
1	3	2	第2 土砂災害	<p>土砂災害としては、崩壊、地すべり、土石流等が挙げられる。土砂災害は、降雨、融雪、地震動等の現象を誘因として発生する。</p> <p>本市には、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域として33地区が指定されている。</p> <p>また、地すべり危険箇所が2箇所、土石流危険渓流が54渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が94箇所指定されている。</p>	<p>第2 土砂災害</p> <p>土砂災害としては、崩壊、地すべり、土石流等が挙げられる。土砂災害は、降雨、融雪、地震動等の現象を誘因として発生する。</p> <p>本市には、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域として180地区が指定されている。</p> <p>また、地すべり危険箇所が2箇所、土石流危険渓流が54渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が94箇所、山地崩壊危険地区91箇所(民有林90箇所・国有林1箇所)、地すべり危険地区3箇所(民有林における農水省指定3箇所)、崩壊土砂流出危険地区124箇所(民有林123箇所・国有林1箇所)が存在している。</p> <p>なお、令和元年台風第19号では、原町区大原地内で土砂流入により住家1棟が全壊となった。</p>	記載内容の適正
1	3	2	第3 地震・津波災害	<p>地震・津波災害</p> <p>1 東日本大震災</p> <p>平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0の地震で、～</p> <p>また、～</p> <p>これらの影響で本市は福島県内でも最も多い1,088名(平成26年3月12日現在:南相馬市資料)の人的被害を蒙つた。</p>	<p>地震・津波災害</p> <p>1 東日本大震災</p> <p>平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0の地震で、～</p> <p>また、～</p>	災害記録の追加

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																							
			<p>【被害世帯数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区名</th> <th rowspan="3">全世帯数 (世帯)</th> <th colspan="8">被害世帯数(世帯)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">全壊</th> <th colspan="2">大規模半壊</th> <th colspan="2">半壊</th> <th colspan="2">一部損壊</th> </tr> <tr> <th>津波</th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小高区</td> <td>3,771</td> <td>1,514</td> <td>319</td> <td>44</td> <td>34</td> <td>21</td> <td>66</td> <td>376</td> <td>39</td> <td>616</td> </tr> <tr> <td>鹿島区</td> <td>3,460</td> <td>1,050</td> <td>411</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>43</td> <td>62</td> <td>31</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>原町区</td> <td>16,667</td> <td>1,968</td> <td>435</td> <td>4</td> <td>35</td> <td>12</td> <td>62</td> <td>80</td> <td>31</td> <td>1,309</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>23,898</td> <td>4,532</td> <td>1,165</td> <td>66</td> <td>83</td> <td>52</td> <td>171</td> <td>518</td> <td>101</td> <td>2,376</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典: 南相馬市資料(平成26年3月31日現在)</p>	区名	全世帯数 (世帯)	被害世帯数(世帯)								計	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊		津波	地震	津波	地震	津波	地震	津波	地震	小高区	3,771	1,514	319	44	34	21	66	376	39	616	鹿島区	3,460	1,050	411	18	14	19	43	62	31	452	原町区	16,667	1,968	435	4	35	12	62	80	31	1,309	合 計	23,898	4,532	1,165	66	83	52	171	518	101	2,376	<p>これらの影響で本市は福島県内でも最も多い死者1,050名、行方不明者111名、負傷者59名(令和5年3月1日現在: 総務省消防庁 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第163報))の人的被害を蒙った。</p>	
区名	全世帯数 (世帯)	被害世帯数(世帯)																																																																										
		計	全壊			大規模半壊		半壊		一部損壊																																																																		
			津波	地震	津波	地震	津波	地震	津波	地震																																																																		
小高区	3,771	1,514	319	44	34	21	66	376	39	616																																																																		
鹿島区	3,460	1,050	411	18	14	19	43	62	31	452																																																																		
原町区	16,667	1,968	435	4	35	12	62	80	31	1,309																																																																		
合 計	23,898	4,532	1,165	66	83	52	171	518	101	2,376																																																																		
1	3	3	<p>第1 風水害</p> <p>真野川、新田川、太田川、小高川の浸水被害について、県が大雨を想定したシミュレーションを実施し、市は、その結果を基に平成26年3月に、浸水想定区域、令和元年台風第19号等の浸水範囲等を示した洪水ハザードマップを作成している。</p> <p>これによると、河川沿いの低地を中心に浸水が想定されている。特に、鹿島区の市街地、小高区の市街地で1m未満の浸水が想定されている。</p>	<p>第1 風水害</p> <p>真野川、新田川、太田川、小高川の浸水被害について、県が最大規模の降雨を想定したシミュレーションを実施し、市は、その結果を基に令和5年6月に、浸水想定区域、令和元年台風第19号等の浸水範囲等を示した「南相馬市防災マップ」を作成し配布している。</p> <p>これによると、河川沿いの低地を中心に浸水を想定している。</p>	記載内容の適正																																																																							
1	3	3	<p>第2 土砂災害</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所において、斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害の発生が想定される。</p> <p>特に、東日本大震災後、地震の揺れにより地盤が緩んでいることが想定されることから、降雨や地震により崩壊等が発生する可能性が高まっている。</p>	<p>第2 土砂災害</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所において、斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害の発生が想定される。このうち、避難等が必要な土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域については、「南相馬市防災マップ」に示している。</p>	記載内容の適正																																																																							
1	3	3	<p>第3 地震・津波災害</p> <p>1 地震</p> <p>県は、を平成7年度から3箇年をかけ地震・津波被害想定調査を実施した。</p> <p>平成8年度福島県地震・津波被害想定調査結果では、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の4つの地震・津波の災害発生が想定されている。</p> <p>(1) 想定地震</p> <p>想定地震は、以下の4種類(内陸部3、海洋部1)である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>グリード</th> <th>震源深さ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震</td> <td>M7.0</td> <td>震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km</td> </tr> <tr> <td>② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震</td> <td>M7.0</td> <td>震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km</td> </tr> </tbody> </table>	地震名	グリード	震源深さ等	① 福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	<p>3 地震・津波災害</p> <p>県は、令和元年から令和4年にかけて津波・地震が発生した場合の被害を想定し、「福島県地震・津波被害想定調査報告書」(平成4年11月)を公表した。</p> <p>この調査では、県に大きな被害をもたらす地震として、3地震及び市町村庁舎直下で発生する地震を想定している。</p> <p>1 地震</p> <p>(1) 想定地震等</p> <p>想定地震は、次のとおりである。</p> <p>また、想定される被害が異なる3種類のシーン(冬5時・夏12時・冬18時)を設定して行っている。</p> <p>【想定地震の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>マグニチュード※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震</td> <td>Mj7.8, Mw7.1</td> </tr> <tr> <td>② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震</td> <td>Mj7.7, Mw7.0</td> </tr> <tr> <td>③ 想定東北地方太平洋沖地震</td> <td>Mj9.0, Mw9.0</td> </tr> </tbody> </table>	地震名	マグニチュード※	① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8, Mw7.1	② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7, Mw7.0	③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0, Mw9.0	福島県地震・津波被害想定調査報告書(R4.11)による。																																																						
地震名	グリード	震源深さ等																																																																										
① 福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km																																																																										
② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km																																																																										
地震名	マグニチュード※																																																																											
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8, Mw7.1																																																																											
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7, Mw7.0																																																																											
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0, Mw9.0																																																																											

部	章	節	旧(現行計画)				新(修正素案)				理由																																															
			③ 双葉断層北部(塩手山断層)を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km		④ 各市町村直下の地震※1	Mj7.3、Mw6.8																																																		
			海洋部 ④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km		※ Mj: 気象庁マグニチュード Mw: モーメントマグニチュード																																																			
			<p>内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、3つの地震を選定している。</p> <p>海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震を設定している。</p>				(2) 地震動・液状化	それぞれの地震による市域の想定最大震度は、次のとおりである。																																																		
							【想定最大震度】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>想定最大震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震</td> <td>5弱</td> </tr> <tr> <td>② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震</td> <td>5弱</td> </tr> <tr> <td>③ 想定東北地方太平洋沖地震</td> <td>6強</td> </tr> <tr> <td>④ 各市町村直下の地震</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				地震名	想定最大震度	① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	5弱	② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	5弱	③ 想定東北地方太平洋沖地震	6強	④ 各市町村直下の地震	7	液状化危険度は、河川沿いの低地で、「高い」と想定された。																																				
地震名	想定最大震度																																																									
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	5弱																																																									
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	5弱																																																									
③ 想定東北地方太平洋沖地震	6強																																																									
④ 各市町村直下の地震	7																																																									
							震度分布図挿入																																																			
			<h2>2 津波</h2> <p>想定東北地方太平洋沖地震津波による津波の浸水深さは、次のとおりである。</p> <p>津波の到達範囲は、東北地方太平洋沖地震と比較して、河川沿いの低地でやや拡大している。</p>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>鹿島海岸</th> <th>原町海岸・小高海岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響開始時間</td> <td>13分</td> <td>13分</td> </tr> <tr> <td>第一波到達時間</td> <td>49分</td> <td>44分</td> </tr> <tr> <td>浸水面積</td> <td colspan="2">4,418ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	鹿島海岸	原町海岸・小高海岸	影響開始時間	13分	13分	第一波到達時間	49分	44分	浸水面積	4,418ha																																					
項目	鹿島海岸	原町海岸・小高海岸																																																								
影響開始時間	13分	13分																																																								
第一波到達時間	49分	44分																																																								
浸水面積	4,418ha																																																									
							浸水想定区域図挿入																																																			
							また、津波浸水による影響人口は、次のとおりである。																																																			
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸から2km程度内陸までの30cm浸水時間</td> <td>40~70分</td> </tr> <tr> <td>津波浸水による影響人口</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>浸水深30cm未満</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>浸水深30cm以上1m未満</td> <td>450人</td> </tr> <tr> <td>浸水深1m以上</td> <td>2,180人</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	影響	海岸から2km程度内陸までの30cm浸水時間	40~70分	津波浸水による影響人口	<table border="1"> <tr> <td>浸水深30cm未満</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>浸水深30cm以上1m未満</td> <td>450人</td> </tr> <tr> <td>浸水深1m以上</td> <td>2,180人</td> </tr> </table>	浸水深30cm未満	180人	浸水深30cm以上1m未満	450人	浸水深1m以上	2,180人																																				
項目	影響																																																									
海岸から2km程度内陸までの30cm浸水時間	40~70分																																																									
津波浸水による影響人口	<table border="1"> <tr> <td>浸水深30cm未満</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>浸水深30cm以上1m未満</td> <td>450人</td> </tr> <tr> <td>浸水深1m以上</td> <td>2,180人</td> </tr> </table>	浸水深30cm未満	180人	浸水深30cm以上1m未満	450人	浸水深1m以上	2,180人																																																			
浸水深30cm未満	180人																																																									
浸水深30cm以上1m未満	450人																																																									
浸水深1m以上	2,180人																																																									
			<h2>3 被害</h2> <p>3つの想定地震のうち、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震は、震度が5弱程度のため、被害はほとんど予測されなかった。</p> <p>一方、想定東北地方太平洋沖地震は、震度6強の揺れにより建物全壊1,159棟、半壊3,105棟、死者91人等の大きな被害が予測された。</p> <p>被害の詳細は、次のとおりである。</p>				【想定東北地方太平洋沖地震の被害】																																																			
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻・時季</th> <th>冬・5時</th> <th>夏・12時</th> <th>冬・18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>8m/s</th> <th>8m/s</th> <th>8m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建物被害</td> <td>液状化</td> <td>116棟</td> <td>116棟</td> <td>116棟</td> </tr> <tr> <td>揺れ</td> <td>126棟</td> <td>126棟</td> <td>126棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>5棟</td> <td>5棟</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>912棟</td> <td>912棟</td> <td>912棟</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>110棟</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,159棟</td> <td>1,159棟</td> <td>1,269棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊</td> <td>液状化</td> <td>620棟</td> <td>620棟</td> <td>620棟</td> </tr> <tr> <td>揺れ</td> <td>1,799棟</td> <td>1,799棟</td> <td>1,799棟</td> </tr> </tbody> </table>				時刻・時季	冬・5時	夏・12時	冬・18時	風速	8m/s	8m/s	8m/s	建物被害	液状化	116棟	116棟	116棟	揺れ	126棟	126棟	126棟	急傾斜地	5棟	5棟	5棟	津波	912棟	912棟	912棟	火災	0棟	0棟	110棟	合計	1,159棟	1,159棟	1,269棟	半壊	液状化	620棟	620棟	620棟	揺れ	1,799棟	1,799棟	1,799棟						
時刻・時季	冬・5時	夏・12時	冬・18時																																																							
風速	8m/s	8m/s	8m/s																																																							
建物被害	液状化	116棟	116棟	116棟																																																						
	揺れ	126棟	126棟	126棟																																																						
	急傾斜地	5棟	5棟	5棟																																																						
	津波	912棟	912棟	912棟																																																						
	火災	0棟	0棟	110棟																																																						
	合計	1,159棟	1,159棟	1,269棟																																																						
半壊	液状化	620棟	620棟	620棟																																																						
	揺れ	1,799棟	1,799棟	1,799棟																																																						
			<p>【本市の主な想定被害量】</p>																																																							

部	章	節	旧(現行計画)								新(修正素案)								理由																	
想定地震	福島盆地西断層帯	M7.0	会津盆地西縁 断層帯 M7.0	双葉断層 M7.0																																
		M7.0																																		
	最大震度		5強	4																																
	液状化危険度		高い	低い																																
	建物	木造建物大破数(棟)	0	0																																
	被害	非木造建物倒壊数(棟)	0	0																																
	火災	出火想定数(件)	0	0																																
	被害	延焼面積(m ²)	0	0																																
	火災	焼失家屋棟数(棟)	0	0																																
	人的被害	死者数(人)	0(夜間) 0(昼間)	0(夜間) 0(昼間)																																
		負傷者数(人)	1(夜間) 1(昼間)	0(夜間) 0(昼間)																																
		避難者数(人)	0 (0)	0 (0)																																
		(家屋喪失による) (ライフライン支障による)	(0) (0)	(0) (0)																																
(平成8年度 福島県地震・津波被害想定調査 報告書)																																				
<p>津波の想定は、「南相馬市地震・津波等ハザードマップ」(平成26年3月時点)における東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を想定した津波浸水範囲を対象とする。</p> <p>なお、県では、平成18年度から平成19年度にかけて、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定調査を実施し、津波浸水想定区域図を作成するとともに、津波による被害想定を実施した。</p> <p>津波シミュレーションでは、国の中央防災会議が防災対策の検討対象として選定した「宮城県沖の地震津波」と「明治三陸タイプの地震津波」のほか、福島県に震源が最も近い「福島県沖高角断層地震津波」の3つの津波を想定し、それぞれの津波ごとに影響開始時間や第一波ピークの津波到達時間、最大潮上高等を予測した。</p>																																				
【建物被害予測結果】										(単位:棟)																										
建物棟数 (棟)	宮城県沖の地震津波			明治三陸タイプ地震 津波			福島県沖高角断層地震 津波																													
	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水																								
61,429	20	45	59	320	67	201	524	414	25	32	85	183																								
【人的被害予測結果】										(単位:人)																										
項目	宮城県沖の地震津波 (避難率 68%)			明治三陸タイプ地震 津波(避難率 49%)			福島県沖高角断層地震 津波(避難率 68%)																													
	夏期昼間		冬期夜間		夏期昼間		冬期夜間		夏期昼間		冬期夜間																									
死者数(人)	39(37)	1	36(33)	1	29(28)	1																														
重傷者(人)	69(68)	2	61(56)	7	43(42)	1																														
中等傷者数(人)	168(164)	4	146(136)	16	105(102)	3																														
() 内は海水浴客																																				
【道路被害】										() 内は海水浴客																										
被害延長 (km)	宮城県沖の地震津波		明治三陸タイプ地震 津波			福島県沖高角断層地震 津波																														
	被害区間数	被害延長 (km)	被害区間数	被害延長 (km)	被害区間数	被害延長 (km)	被害区間数	被害延長 (km)	被害区間数	被害延長 (km)	被害区間数	被害延長 (km)																								
49.6	199	79.7	341	42.5	164																															
火災	出火件数	急傾斜地		10棟	10棟	津波	10棟		676棟	676棟	合計	10棟		3,105棟	3,105棟	死者	10棟		10棟																	
		全出火		1件	2件		炎上出火		0件	1件		残出火		0件	1件		4人		4人																	
		(うち屋内収容物等)		1人	1人		急傾斜地崩壊		*人	*人		津波		91人	81人		1人		1人																	
		建物倒壊		4人	2人		(うち屋内収容物等)		2人	1人		火災		0人	0人		4人		4人																	
	負傷者	ブロック塀等		*人	*人		プロック塀等		*人	*人		合計		96人	83人		87人		87人																	
		建物倒壊		225人	196人		(うち屋内収容物等)		25人	20人		急傾斜地崩壊		1人	*人</																					

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																																								
				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">被 害</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">避難者数(被災1日後)</td><td>3,395人</td><td>2,975人</td><td>3,259人</td></tr> <tr><td colspan="2">要配慮避難者数(被災1日後)</td><td>648人</td><td>568人</td><td>622人</td></tr> <tr><td colspan="2">災害廃棄物</td><td>346,770t</td><td>346,770t</td><td>444,883t</td></tr> <tr><td colspan="2">津波堆積物</td><td>1,034,083t</td><td>1,034,083t</td><td>1,034,083t</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;"><u>* わずか、0 被害なし</u></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>一方、市直下の地震で予測された被害は、次のとおりである。</u></p> <p>【市直下の地震の被害】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">建 物 被 害</td><td>全壊棟数</td><td colspan="5">4,668棟</td></tr> <tr><td>全壊率</td><td colspan="5">9.0%</td></tr> <tr><td>半壊棟数</td><td colspan="5">10,938棟</td></tr> <tr><td>半壊率</td><td colspan="5">21.1%</td></tr> <tr><td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">人 的 被 害</td><td>時刻・季節</td><td colspan="2">夏</td><td colspan="3">冬</td></tr> <tr><td></td><td>5時</td><td>12時</td><td>18時</td><td>5時</td><td>12時</td><td>18時</td></tr> <tr><td>死者</td><td>239人</td><td>112人</td><td>199人</td><td>239人</td><td>112人</td><td>199人</td></tr> <tr><td>負傷者</td><td>2,141人</td><td>1,764人</td><td>1,735人</td><td>2,141人</td><td>1,764人</td><td>1,735人</td></tr> <tr><td>重傷者</td><td>351人</td><td>261人</td><td>280人</td><td>351人</td><td>261人</td><td>280人</td></tr> </table>	被 害			避難者数(被災1日後)		3,395人	2,975人	3,259人	要配慮避難者数(被災1日後)		648人	568人	622人	災害廃棄物		346,770t	346,770t	444,883t	津波堆積物		1,034,083t	1,034,083t	1,034,083t	<u>* わずか、0 被害なし</u>					建 物 被 害	全壊棟数	4,668棟					全壊率	9.0%					半壊棟数	10,938棟					半壊率	21.1%					人 的 被 害	時刻・季節	夏		冬				5時	12時	18時	5時	12時	18時	死者	239人	112人	199人	239人	112人	199人	負傷者	2,141人	1,764人	1,735人	2,141人	1,764人	1,735人	重傷者	351人	261人	280人	351人	261人	280人	
被 害																																																																																													
避難者数(被災1日後)		3,395人	2,975人	3,259人																																																																																									
要配慮避難者数(被災1日後)		648人	568人	622人																																																																																									
災害廃棄物		346,770t	346,770t	444,883t																																																																																									
津波堆積物		1,034,083t	1,034,083t	1,034,083t																																																																																									
<u>* わずか、0 被害なし</u>																																																																																													
建 物 被 害	全壊棟数	4,668棟																																																																																											
	全壊率	9.0%																																																																																											
	半壊棟数	10,938棟																																																																																											
	半壊率	21.1%																																																																																											
人 的 被 害	時刻・季節	夏		冬																																																																																									
		5時	12時	18時	5時	12時	18時																																																																																						
	死者	239人	112人	199人	239人	112人	199人																																																																																						
	負傷者	2,141人	1,764人	1,735人	2,141人	1,764人	1,735人																																																																																						
重傷者	351人	261人	280人	351人	261人	280人																																																																																							
				<p>第4節 減災効果</p> <p>今後、市民による建物耐震化や防災知識の向上等の対策行動が進展することにより、建物被害及びそれによる人的被害、津波からの迅速な避難による人的被害の軽減が期待できる。</p> <p>想定東北地方太平洋沖地震の被害について、これらの減災効果を次に示す。</p> <p>第1 建物の耐震化による効果</p> <p>建築基準法の耐震基準は昭和56年(1981年)6月に大幅に見直されており、過去の大規模地震では、この見直し以前の耐震基準の建物に被害が多く発生している。</p> <p>これらの建物の耐震化が行われた場合、減災効果は次のとおりとなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ケース1：現況の旧耐震基準(1980年以前)の建物が、全て耐震対策を行い新耐震基準相当の建物になった場合</p> <p>ケース2：木造の全ての建物が2002年以降の建物に建て替わった場合</p> </div> <p style="text-align: right;"><u>減災効果の図挿入</u></p> <p>第2 感震ブレーカーの設置による効果</p> <p>地震時の電気火災の要因を解消するには、ブレーカーを落とす等の電気の遮断が有効であるが、居住者自身が行うことには困難が伴うと考えられる。そこで、「感震ブレーカー」を設置することで、自動的に電気を遮断でき、電気火災を減らすことが期待されている。さらに、倒壊によって出火した家屋内における死者、延焼拡大時の逃げまどいによる死者を減少させることができる。</p> <p>感震ブレーカーを設置した場合、火災による焼失棟数及び死者数の減災効果は、次のとおりとなる。</p> <p style="text-align: right;"><u>減災効果の図挿入</u></p> <p>第3 屋内収容物等の転倒防止対策による効果</p> <p>大規模地震では、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物による死者が発生する。</p> <p>家具等の転倒、落下防止対策の実施率(家具固定率)が100%になった場合、減災効果は次のとおりとなる。</p> <p style="text-align: right;"><u>減災効果の図挿入</u></p>	福島県地震・津波被害想定調査報告書」(R4.11)による。																																																																																								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>第4 津波に対する避難意識向上による効果</p> <p><u>地域で津波避難訓練を定期的に行い、津波に対する避難への意識向上と早期避難行動の実施が進めば、人的被害を減らせることができると考えられる。</u></p> <p><u>避難意識が向上した場合、人的被害の減災効果は次のとおりとなる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>減災効果の図挿入</u></p>	
2	1	1	<p>第1 市街地の整備</p> <p>1 都市防災の方針</p> <p><u>市は、津波被害を受けた住宅地について、防災集団移転促進事業、市街地周辺及び市街地内に確保すること等により再度の災害の防止を図る。</u></p> <p><u>また、長期的な視野に立ち、津波防御施設による多重防護や避難路を整備し、災害に強く安全な都市構造への転換を図る。</u></p> <p>2 市街地の整備</p> <p>市は、市街化区域の防災機能を向上させるため、<u>各区都市計画マスタープランなど</u>に基づき、民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備及び公共空地の確保等の施策推進に努める。</p>	<p>第1 市街地の整備</p> <p>1 災害に強い土地利用の推進</p> <p><u>市は、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本に、事前防災、減災等の観点を踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進する。</u></p> <p><u>津波被災地域では、防潮堤、道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備等の多重防護により防災機能の向上を図る。</u></p> <p><u>また、令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修、堤防強化、土砂浚渫等の取組を推進する。</u></p> <p>2 市街地の整備</p> <p>市は、市街化区域の防災機能を向上させるため、<u>「南相馬市都市計画マスタープラン」等</u>に基づき、民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備及び公共空地の確保等の施策推進に努める。</p>	市総合計画 基本構想 土地利用の基本方針による。
2	1	1	<p>第2 防災空間の確保</p> <p>1 緑地保全地区の指定</p> <p><u>特別緑地保全地区は、都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している区域で、建築行為など一定の行為の制限などにより保全を図るものである。</u></p> <p><u>市は、「緑の基本計画」等に基づき、計画的な指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。</u></p> <p>3 道路の整備</p> <p>市は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急及び消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークを計画的に整備する。</p> <p>整備にあつては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を検討する。</p>	<p>第2 防災空間の確保</p> <p>1 自然的災害の防止や緩和に資する緑地</p> <p><u>市は、「南相馬市都市計画マスタープラン」等に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林等の指定区域を積極的に保全する。</u></p> <p>3 道路の整備</p> <p>市は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急及び消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークを計画的に整備する。</p> <p>整備にあつては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を検討する。</p> <p><u>また、橋梁長寿命化修繕計画（令和4年4月改訂）に基づき、将来にわたって持続的かつ効率的な維持管理を行う。</u></p>	記載内容の適正（特別緑地保全地区は存在しないため） 市事業との整合
2	1	2	<p>第1 建築物等の耐震対策</p> <p>1 建築物の耐震性の強化</p> <p>(1) 耐震改修促進計画</p> <p>市は、南相馬市耐震改修促進計画（平成28年5月）に基づき、建築物の耐震化率を<u>平成32年度</u>までに95%とすることを目標として耐震化を促進する。</p> <p>市が実施する支援策等の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策</p> <p>市民に対し建築物の耐震診断、<u>及び</u>耐震改修の普及啓発に努める。</p> <p>また、木造住宅の耐震診断、住宅の耐震改修に対し、費用の一部を負担する事業を実施する。</p> <p>イ 耐震診断のための環境整備</p> <p>地域の建築士及び大工・工務店の連携体制の整備、技術向上に努める。</p> <p>また、市広報紙や行政区長会議等市主催の各種会議等で、啓発活動に努める。</p>	<p>第1 建築物等の耐震対策</p> <p>1 建築物の耐震性の強化</p> <p>(1) 耐震改修促進計画</p> <p>市は、南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）に基づき、建築物の耐震化率を<u>令和7年度</u>までに95%とすることを目標として耐震化を促進する。</p> <p>市が実施する支援策等の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策</p> <p>市民に対し建築物の耐震診断、<u>耐震改修及びブロック塀等の安全対策について</u>普及啓発に努める。</p> <p>また、木造住宅の耐震診断、住宅の耐震改修、<u>ブロック塀等の撤去・改築等</u>に対し、費用の一部を負担する事業を実施する。</p> <p>イ 耐震診断のための環境整備</p> <p>地域の建築士及び大工・工務店の連携体制の整備、技術向上に努める。</p> <p>また、市広報紙や行政区長会議等市主催の各種会議等で、啓発活動に努める。</p>	市事業との整合

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>ウ ハザードマップの公表 地震のゆれやすさ等の被害範囲や避難場所等を図示した「<u>地震・津波等ハザードマップ</u>」を公表し啓発を図る。</p> <p>エ 相談体制の整備 建築相談の窓口を設置し、市民からの建築相談に応じる体制の整備に努める。</p> <p>(2) 建築物の耐震性の強化 市は、<u>要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物</u>について、耐震診断の実施等を促し、診断結果の公表や指導・助言を行う。</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化 市は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。</p>	<p>ウ ハザードマップの公表<u>等</u> 地震のゆれやすさ等の被害範囲や避難場所等を図示した「<u>地盤のゆれやすさマップ</u>」を公表し啓発を図る。 <u>また、県が作成したパンフレットを活用し、普及啓発を図る。</u></p> <p>エ 相談体制の整備 建築相談の窓口を設置し、市民からの建築相談に応じる体制の整備に努める。</p> <p>(2) 建築物の耐震性の強化 市は、<u>県と連携して特定既存耐震不適格建築物</u>について、耐震診断の実施等を促し、診断結果の公表や指導・助言を行う。</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化<u>等</u> 市は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。 <u>また、南相馬市公共施設等総合管理計画（令和4年3月一部追加）に基づき、全市的・長期的な視点を持って、公共施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保全管理を行う。</u></p>	
2	1	2	<p>3 窓ガラス等の落下物防止対策 市は、県と連携して、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び市町村地域防災計画において～</p>	<p>3 窓ガラス等の落下物防止対策 市は、県と連携して、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び市地域防災計画において～</p>	語句の適正
2	1	2	<p>4 ブロック塀の倒壊防止対策 市は、県と連携して、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の<u>施設</u>を推進する。</p> <p>(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。</p> <p>(2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。</p> <p>(3) ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては<u>造り替えや生け垣化等</u>取り壊し改修又は建て替えを奨励する。</p> <p>(4) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。</p>	<p>4 ブロック塀の倒壊防止対策 市は、<u>南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）による対策のほか</u>、県と連携して、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の<u>施策</u>を推進する。</p> <p>(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。</p> <p>(2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。</p> <p>(3) ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては<u>取り壊し改修又は建て替え</u>を奨励する。</p> <p>(4) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。</p>	市事業との整合
2	1	2	<p>5 建築物の不燃化の促進</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定 市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。 <u>なお、防火地域・準防火地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条20項により、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として定められた地域であり、建築物の耐火性能について規制されている。</u></p>	<p>5 建築物の不燃化の促進</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定 市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。</p>	記載内容の適正

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	1	3	<p>第1 河川の災害予防対策</p> <p>2 水防体制の整備</p> <p>(1) 水防体制の確立 市は、「南相馬市水防計画」に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。</p> <p>(2) 情報伝達体制・避難体制の確立 市は、大雨による洪水被害やため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、住民及び関係者に周知徹底する。</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 浸水想定区域等の公表 市は、県から浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難場所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備 市は、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリによる当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を定める。</p> <p>また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための助言等を行う。</p> <p>当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、<u>市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u></p>	<p>第1 河川の災害予防対策</p> <p>2 水防体制の整備</p> <p>(1) 水防体制の確立 市は、<u>一般災害対策編第3部に定める</u>「南相馬市水防計画」に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。</p> <p>(2) 情報伝達体制・避難体制の確立 市は、大雨による洪水被害や<u>ダムの緊急放流</u>、ため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、住民及び関係者に周知徹底する。</p> <p>3 避難体制の整備</p> <p>(1) <u>洪水</u>浸水想定区域等の公表 市は、県から<u>洪水</u>浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難場所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設等の避難体制の整備 市は、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ等による当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を定める。</p> <p>また、<u>洪水</u>浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための助言等を行う。</p> <p>当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、<u>避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。</u></p>	記載内容の適正
2	1	3	<p>第2 高潮・浸食等の予防対策</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>市は、県から浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成し、洪水と同様の警戒避難体制を整備する。</p>	<p>第2 高潮・浸食等の予防対策</p> <p>2 避難体制の整備</p> <p>市は、県から浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成し、洪水と同様の避難体制を整備する。</p>	語句の適正
2	1	3	<p>第3 下水道の予防対策</p> <p>1 下水道の整備</p> <p>市は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、雨水排水施設の整備を推進する。また、施設の耐震診断や耐震工事、耐水化を計画的に推進する。</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>市は、想定される最大規模の雨水出水（内水）によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。浸水想定区域を指定した場合は、雨水出水（内水）ハザードマップを作成し、警戒避難体制を整備する。</p>	<p>第3 下水道の予防対策</p> <p>1 下水道の整備</p> <p>市は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、<u>雨水幹線排水路</u>、雨水排水施設（ポンプ等）の整備を推進する。</p> <p>また、施設の耐震診断や耐震工事、耐水化を計画的に推進する。</p> <p>2 避難体制の整備</p> <p>市は、想定される最大規模の雨水出水（内水）によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。<u>雨水出水</u>浸水想定区域を指定した場合は、雨水出水（内水）ハザードマップを作成し、避難体制を整備する。</p>	市事業との整合（総合計画による）
2	1	3	<p>第4 その他施設の維持補修</p> <p>大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について定期的に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について県に報告し、その整備促進を図る。</p> <p>なお、市はため池緊急点検マニュアルを整備し点検する。</p>	<p>第4 その他施設の維持補修</p> <p>市は、大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について定期的に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について県に報告し、その整備促進を図る。</p> <p>なお、市はため池緊急点検マニュアルを整備し点検する。</p> <p>また、<u>防災重点農業用ため池について、決壊した場合に想定される浸水範囲等を図示した、ため池ハザードマップを作成し、周知する。</u></p>	市事業との整合 県防災会議の修正意見R1.11の意見反映

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	1	3	<p>第5 土砂災害の予防対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>(1) 基礎調査の実施 県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。</p> <p>2 土砂災害警戒区域における対策</p> <p>(1) <u>地域防災計画への記載</u></p> <p>(2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制 市は、～ また、当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、<u>市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u></p> <p>3 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、土砂災害特別警戒区域について、<u>特定の開発行為に対する許可制度</u>、建築物の構造の規制、建築物の移転等の勧告を行う。</p> <p>4 治山対策 県は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。</p> <p>5 宅地防災対策</p>	<p>第5 土砂災害の予防対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>(1) 基礎調査の実施 県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、<u>土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査</u>を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。</p> <p>2 土砂災害警戒区域における対策</p> <p>(1) <u>警戒体制の整備</u></p> <p>(2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制 市は、～ また、当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、<u>避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。</u></p> <p>3 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、土砂災害特別警戒区域について、<u>特定の開発行為に対し対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると判断した場合に限り許可し</u>、建築物の構造の規制、建築物の移転等の勧告を行う。</p> <p>4 治山対策 県は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。 <u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進する。</u> <u>また、治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施及び地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。</u></p> <p>5 宅地防災対策</p> <p>(3) <u>液状化対策等</u> 市は、大規模盛土造成地の位置や規模等を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</p>	記載内容の適正 県計画 R5.3 県計画 R3.3
2	1	3		<p>第6 盛土による災害防止対策 県及び市は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画及び避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>	県計画 R5.3
2	1	4	<p>第1 施設の整備</p> <p>1 防潮施設の整備</p> <p>(1) <u>施設の整備</u> 県は、津波の浸水を防止するため、防潮堤を東日本大震災前の現状から嵩上げし再整備する。 河川については、防潮堤の嵩上げに合わせて、堤防高を嵩上げし、河川幅の拡張についても検討を行う。</p>	<p>第1 海岸保全施設の整備</p> <p>県は、高潮や津波等の浸水を防止するため、今後も海岸保全施設の新設・強化を推進する。 また、市は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行う。</p>	防潮施設等の事業終了のため、県計画に準拠した記載に変更

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由												
			<p><u>津波及び津波の河川溯上による被害のおそれのある地域においては、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防及び管理施設等の補強等必要な施設を整備する。</u></p> <p><u>(2) 管理体制の整備</u> 市は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行う。</p> <p>2 海岸防災林の整備 県は、防潮堤の内陸部における津波の勢いを減衰させるため、海岸防災林（幅200m程度）の整備を行う。海岸防災林は、がれき等を用いた高盛土とし、その土地に生育する樹木を選定し、地域景観に調和した植樹を行う。</p>														
2	1	4	<p>第2 津波避難施設等の整備</p> <p>2 緊急避難場所の整備</p> <p>(1) 緊急避難場所の指定 市は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や<u>受入</u>人数等を十分に配慮した、津波を対象とする緊急避難場所をあらかじめ指定する。</p> <p>(2) 緊急避難場所の周知 市は、ハザードマップ、ホームページ等により、緊急避難場所を居住者等に周知する。 また、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対して周知するため、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、緊急避難場所を示す標識を設置する。その場合、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、津波に対応することを示すものとする。</p>	<p>第2 津波避難施設等の整備</p> <p>2 指定緊急避難場所の指定・周知</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定 市は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や<u>収容</u>人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の周知 市は、ハザードマップ、ホームページ等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知する。 また、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対して周知するため、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、緊急避難場所を示す標識を設置する。その場合、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、津波に対応することを示すものとする。</p>	語句の適正												
2	1	4	<p>第3 津波情報伝達体制の整備</p> <p>1 防災無線施設の整備 市は、海岸地域の防災行政無線の聴取状況調査等を行い、難聴地域に屋外拡声器を整備する。 <u>また、</u>緊急時に機能するよう定期的に点検を実施する。</p>	<p>第3 津波情報伝達体制の整備</p> <p>1 防災無線施設の維持 市は、海岸地域に整備した防災行政無線屋外拡声子局の維持管理を行い、緊急時に機能するよう定期的に点検を実施する。</p>	語句の適正												
2	1	4	<p>第4 津波避難計画の策定等</p> <p>2 津波避難計画の作成</p> <p>(1) 津波避難計画の<u>作成</u> 市は、津波発時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 <u>作成にあたっては、「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を参考とし、概ね次の事項について定めるものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ア 津波浸水想定区域図</td> <td>イ 避難対象地域</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難困難地域</td> <td>エ 緊急避難場所等、避難路等</td> </tr> <tr> <td>オ 初動体制</td> <td>カ 避難誘導等に従事する者の安全確保</td> </tr> <tr> <td>キ 津波情報の収集、伝達</td> <td>ク 避難指示、勧告の発令</td> </tr> <tr> <td>ケ 津波対策の教育・啓発</td> <td>コ 避難訓練</td> </tr> <tr> <td>サ その他の留意点</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 避難行動要支援者 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供し、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方針等を確認しておく。</p>	ア 津波浸水想定区域図	イ 避難対象地域	ウ 避難困難地域	エ 緊急避難場所等、避難路等	オ 初動体制	カ 避難誘導等に従事する者の安全確保	キ 津波情報の収集、伝達	ク 避難指示、勧告の発令	ケ 津波対策の教育・啓発	コ 避難訓練	サ その他の留意点		<p>第4 津波避難計画の周知等</p> <p>2 津波避難計画</p> <p>(1) 津波避難計画の<u>周知</u> 市は、津波発時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画を<u>津波災害対策編に位置付け</u>、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 避難行動要支援者 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団、<u>民生委員・児童委員、社会福祉協議会</u>等の避難支援者に提供し、対象者の把握や避</p>	県で当該手引きを運用しない方針のため。 記載内容の適正
ア 津波浸水想定区域図	イ 避難対象地域																
ウ 避難困難地域	エ 緊急避難場所等、避難路等																
オ 初動体制	カ 避難誘導等に従事する者の安全確保																
キ 津波情報の収集、伝達	ク 避難指示、勧告の発令																
ケ 津波対策の教育・啓発	コ 避難訓練																
サ その他の留意点																	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			また、避難後の支援方策の検討にも努める。	難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておく。 また、避難後の支援方策の検討に努める。	
2	1	4	第5 その他の対策 1 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催 県、警察本部、市、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。 (1) <u>津波注意報・警報及び大津波警報発表時の警戒体制</u> (2) <u>津波注意報・警報及び大津波警報の住民への伝達体制</u>	第5 その他の対策 1 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催 県、警察本部、市、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。 (1) 津波警報発表時の警戒体制 (2) 津波警報の住民への伝達体制	
2	1	5	第1 消防力の強化 1 消防力の強化 <u>消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、「消防力の整備指針」に基づき、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して消防機械の充実強化を図る。相馬地方広域消防の通信施設等については、その運用に支障を来たすことがないように、広域消防及び他構成自治体との連携を図り、適宜、整備を行うこととする。</u> また、消防職員及び消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置を検討する。	第1 消防力の強化 1 消防力の強化 <u>市は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防職団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置を検討する。</u>	記載内容の適正
2	1	5	第3 火災予防対策 1 防火防災意識の啓発 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、 <u>出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。</u> また、ライフラインの復旧時に出火する通電火災について、感震ブレーカーの設置や地震発生時のブレーカー遮断及びガスの元栓閉鎖など、避難時における対応についての普及啓発を図る。 2 住宅防火対策の推進 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、一般住宅からの火災発生を防止するため住宅用防災機器等(火災警報器)の普及に努める。 また、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。 特に、住宅火災による被災の危険性が高い <u>寝たきり</u> 又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。	第3 火災予防対策 1 火災予防思想の普及啓発 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、 <u>火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。</u> また、ライフラインの復旧時に出火する通電火災について、感震ブレーカーの設置や地震発生時のブレーカー遮断及びガスの元栓閉鎖など、避難時における対応についての普及啓発を図る。 2 住宅防火対策の推進 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、一般住宅からの火災発生を防止するため <u>住宅防火診断の実施や</u> 住宅用防災機器等(火災警報器)の普及に努める。 また、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。 特に、住宅火災による被災の危険性が高い <u>要介護</u> 又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。	記載内容の適正
2	1	5	第4 初期消火体制の整備 1 消火器等の普及 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、災害発時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、 <u>消火バケツ</u> の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な <u>住宅用火災報知器の早期設置</u> についても指導する。 また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。	第4 初期消火体制の整備 1 消火器等の普及 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、災害発時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な <u>住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理</u> についても指導する。 また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。	県計画 R4.3
2	1	5	第5 火災拡大要因の除去計画 2 建築物の防火対策 市及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、 <u>公共建築物等における</u> 木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で、耐火構造の要否を判断するものとする。 公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。	第5 火災拡大要因の除去計画 2 建築物の防火対策 市及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における</u> 木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で、耐火構造の要否を判断するものとする。 公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。	県計画 R4.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	1	6	第1 防災体制の確立 <u>危険物取扱事業者、火薬類の製造業者・販売業者・消費者、高圧ガス製造事業者、毒物劇物取扱事業者は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。</u>	第1 防災体制の確立 <u>危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次被害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にする。</u>	県計画 R5.3
2	1	6	第2 危険物施設の災害予防対策 1 施設強化計画 <u>各事業者は、施設が法令に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底するほか、日常点検、定期点検等により、事項防止に努める。</u> 2 予教育計画 各事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。 3 防災資機材等の整備等 各事業者は、災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。 4 防災訓練の実施 各事業者は、災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。 5 関係事業者の自主保安体制 県は、各事業者等及び関係団体の自主保安体制を促進するため、定期自主検査の実施、保安教育及び訓練の実施について指導する。消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、危険物取扱者制度の効果的運用や安全確保を指導する。	第2 危険物施設の災害予防対策 1 施設強化計画 <u>危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。</u> 2 予教育計画 各 <u>危険物取扱</u> 事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。 3 防災資機材等の整備等 各 <u>危険物取扱</u> 事業者は、災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。 4 防災訓練の実施 各 <u>危険物取扱</u> 事業者は、災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。 5 関係事業者の自主保安体制 市及び県は、 <u>関係事業所</u> の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。 (1) 危険物取扱者制度の効果的運用 ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。 イ 危険物取扱保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る (2) 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保 ア 危険物施設保安員の選任を指導する。 イ 危険物の取扱い等について技術の基準を遵守するよう指導する。 ウ 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。	県計画 R5.3
2	1	6	第3 安全対策の強化 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、 <u>危険物等施設について</u> 、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。	第3 安全対策の強化 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、 <u>災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため</u> 、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。	県計画 R5.3
2	1	7	第1 海上災害予防対策 1 海上交通の安全の確保 (2) 船舶の安全な <u>運行</u> の確保	第1 海上災害予防対策 1 海上交通の安全の確保 (2) 船舶の安全な <u>運航</u> の確保	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	1	7	<p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(2) 応援協力体制の整備 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。 <u>県、市は、災害に備え、協定締結や協定運用について必要な準備を整える。</u></p> <p>(3) 救助・救急及び医療(助産)救護 関係事業者、県、市は、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。</p> <p>(4) 防災体制の強化 関係事業者、<u>県、市は、必要に応じた資機材の整備に努めるほか、関係機関との連携に努める。</u></p> <p>(7) 防災訓練の実施 県、市、防災関係機関は、大規模災害を想定し、より実践的な防災訓練を実施する。</p>	<p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(2) 応援協力体制の整備 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。 <u>県、市及び防災関係機関は、海上災害隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずる。</u> <u>県、市、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるように、あらかじめ養成の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟を図る。</u></p> <p>(3) 救助・救急及び医療(助産)救護 関係事業者、県、市は、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。 <u>県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。</u> <u>県及び市は、あらかじめ、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。</u></p> <p>(4) 防災体制の強化 関係事業者は、<u>海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)との連携強化に努める。</u> <u>県は、海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実現できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行う。</u> <u>市は、沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じて資機材の整備に努める。</u> <u>また、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。</u></p> <p>(7) 防災訓練の実施 県、市、防災関係機関は、大規模災害を想定し、<u>県、市、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、</u>より実践的な防災訓練を実施する。</p>	県計画 R5.3
2	1	7	<p>第2 鉄道灾害予防対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(4) 消防力の強化 東日本旅客鉄道(株)は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努める。</p>	<p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(4) 消防力の強化 東日本旅客鉄道(株)は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努める<u>とともに、消防活動についても、平常時から消防機関等との連携強化に努める。</u></p>	県計画 R5.3
2	1	7	<p>第5 大規模な火事災害予防対策</p> <p>2 大規模な火事災害防止のための情報の充実</p> <p>(1) 気象情報の収集及び伝達 県及び市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市<u>町村</u>防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものと</p>	<p>第5 大規模な火事災害予防対策</p> <p>2 大規模な火事災害防止のための情報の充実</p> <p>(1) 気象情報の収集及び伝達 県及び市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものと</p>	県防災会議意見 R1.11

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>のとする。</p> <p>(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等 ア 福島地方気象台は、<u>気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報する。</u></p>	<p>する。</p> <p>(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等 ア 福島地方気象台は、<u>気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。</u></p>	
2	1	7	<p>第6 林野火災予防対策</p> <p>3 防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 県は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。</p>	<p>第6 林野火災予防対策</p> <p>3 防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 県は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。</p>	記載内容の適正
2	2	1	<p>第1 防災体制の整備</p> <p>1 非常参集体制の整備</p> <p>市は、災害発生時に必要な職員を動員するため、各部課で非常参集体制を定める。 また、交通の途絶等を想定した参集訓練等により行動の習熟と啓発を図る。</p> <p>3 業務継続計画の作成</p> <p>市は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府 平成28年)等に基づき業務継続計画(BCP)を作成し、平常時から事業継続のための環境づくりを推進する。</p>	<p>第1 防災体制の整備</p> <p>1 非常参集体制の整備</p> <p>市は、災害発生時に必要な職員を動員するため、各部課で非常参集体制を定める。 <u>なお、参集にあたっては「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底するため「災害時職員行動マニュアル」を遵守する。</u> また、交通の途絶等を想定した参集訓練等により行動の習熟と啓発を図る。</p> <p>3 業務継続計画の作成</p> <p>市は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府 令和5年)等に基づき業務継続計画(BCP)を作成し、平常時から事業継続のための環境づくりを推進する。</p>	記載内容の適正
2	2	1	<p>第3 消防団の強化</p> <p>市は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防<u>団員の募集</u>、消防資機材等の整備を行う。 また、消防団サポート事業として、消防団員が地域の支援が受けられるよう、サポート事業所認定の申請を促進するよう努める。</p>	<p>第3 消防団の強化</p> <p>市は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防<u>団への加入促進</u>、<u>企業との連携</u>、消防資機材等の整備を行う。 また、消防団サポート事業として、消防団員が地域の支援が受けられるよう、サポート事業所認定の申請を促進するよう努める。</p>	記載内容の適正
2	2	2	<p>第1 防災行政無線の整備</p> <p>市は、住民へ情報を伝達するため、沿岸部や難聴地域を中心に、防災行政無線屋外<u>拡声器</u>を整備する。</p>	<p>第1 防災行政無線の整備</p> <p>市は、住民へ情報を伝達するため、沿岸部や難聴地域を中心に、防災行政無線屋外<u>拡声子局器</u>を整備する。</p>	
2	2	2	<p>第2 その他の通信設備の整備</p> <p>市は、防災行政無線以外に情報を伝達するために、<u>災害情報メール配信</u>サービスへの登録促進や戸別受信機の配布等に努める。 また、アマチュア無線団体との連携を図る。</p>	<p>第2 その他の通信設備の整備</p> <p>市は、防災行政無線以外に情報を伝達するために、<u>防災メール</u>サービスへの登録促進や戸別受信機の配布等に努める。 また、アマチュア無線団体との連携を図る。</p> <p>第3 クラウドシステム等ICTの導入に係る検討</p> <p>市は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。 <u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p>	記載内容の適正 県計画 R3.3
2	2	3	<p>第1 医療(助産)救護体制の整備</p> <p>市は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。</p> <p>1 救護所の指定及び住民への周知</p> <p>市は、<u>市立</u>総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により救護所を事前に指定し、広報紙等により住民に周知を図る。</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により、救護班の編成や救護所への配置、医療コ</p>	<p>第1 医療(助産)救護体制の整備</p> <p>市は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。</p> <p>1 救護所の指定及び<u>整備</u>と住民への周知</p> <p>市は、総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により救護所を事前に指定し、広報紙等により住民に周知を図る。</p> <p>2 救護班の編成体制の整備</p> <p>市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により、救護班の編成や救護所への配置、医療コ</p>	記載内容の適正

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由								
			<p>一ディネーターの選任等を事前に取り決めるなど、医療救護体制を整備する。</p> <p>3 医薬品等の供給体制の整備 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、県が定めた<u>要綱やマニュアル</u>に基づき、調達計画を策定するほか、薬剤師会や医薬品販売事業者等と連携を図る。</p>	<p>一ディネーターの選任等を事前に取り決めるなど、医療救護体制を整備する。</p> <p>3 医薬品等の供給体制の整備 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、県が定めた「<u>福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要項</u>」・「<u>福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要項</u>」・「<u>福島県災害時医薬品等提供マニュアル</u>」に基づき、調達計画を策定するほか、薬剤師会や医薬品販売事業者等と連携を図る。</p>									
2	2	4	<p>第1 緊急輸送路等の指定</p> <p>1 緊急輸送路の指定 県は、県庁、地方振興局、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定している。 <u>市は、県の緊急輸送路と、区役所、救護所を設置する医療機関、消防署、避難場所・避難所等を結ぶ道路を市の緊急輸送路として指定する。</u> <u>県指定の緊急輸送路は、一般災害対策編第1部第9章第1節を参照のこと。</u></p>	<p>第1 緊急輸送路等の指定</p> <p>1 緊急輸送路の指定 県は、県庁、地方振興局、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、<u>福島</u>空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定している。</p>	記載内容の適正								
2	2	4	<p>第2 配送体制の整備</p> <p>1 物資集積場所の指定 市は、救援物資を受入れるため<u>の施設</u>を指定する。<u>施設</u>は、重量物の集積やフォークリフト等の活用が可能な場所とする。</p>	<p>第2 配送体制の整備</p> <p>1 地域内輸送拠点の指定 市は、救援物資を受入れるため<u>地域内輸送拠点</u>を指定する。<u>地域内輸送拠点</u>は、重量物の集積やフォークリフト等の活用が可能な場所とする。</p>	県計画 R3.3								
2	2	5	<p>第1 避難計画の策定 市は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示(緊急)</u>を発令する基準 (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始に関する情報提供、勧告又は指示(緊急)</u>の伝達方法 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 (4) <u>避難経路及び誘導方法</u> (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) 指定避難所の<u>運営・管理</u>に関する事項 (7) 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (8) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 </div>	<p>第1 避難計画の策定 市は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難指示等を発令する基準 (2) 避難指示等の伝達方法 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) 指定避難所の管理に関する事項 (7) 指定避難所の整備に関する事項 (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (9) 広域避難に関する事項 (10) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 </div>	災対法改正 R3.5、避難情報に関するガイドライン R3.5								
2	2	5	<p>第2 緊急避難場所・避難所の指定等</p> <p>1 緊急避難場所・避難所の指定</p> <p>(1) 施設の指定 市長は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を緊急避難場所及び避難所として指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">緊急避難場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">避難所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p>(2) 管理者の同意 市長は、緊急避難場所・避難所を指定するときは、当該施設の管理者の同意を得る。</p> <p>(3) 知事への通知等</p>	緊急避難場所		避難所		<p>第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(1) 施設の指定 市長は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を<u>指定</u>緊急避難場所及び<u>指定</u>避難所として指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>指定</u>緊急避難場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>指定</u>避難所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。</p> <p>(2) 管理者の同意等 市長は、<u>指定</u>緊急避難場所・<u>指定</u>避難所を指定するときは、当該施設の管理者の同意を得る。</p> <p>(3) 知事への通知等</p>	<u>指定</u> 緊急避難場所		<u>指定</u> 避難所		<p>災対法改正 R3.5、避難情報に関するガイドライン R3.5</p> <p>語句の適正</p>
緊急避難場所													
避難所													
<u>指定</u> 緊急避難場所													
<u>指定</u> 避難所													

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>市長は、緊急避難場所・避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。</p> <p>(4) 管理者の届出義務 指定緊急避難場所・避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所・避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。</p> <p>(5) 指定の取消 市長は、指定緊急避難場所・避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。</p>	<p>市長は、<u>指定</u>緊急避難場所・<u>指定</u>避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。</p> <p>(4) 管理者の届出義務 指定緊急避難場所・<u>指定</u>避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所・<u>指定</u>避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。</p> <p>(5) 指定の取消 市長は、指定緊急避難場所・<u>指定</u>避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。</p>	
2	2	5	<p>2 指定した施設等の整備</p> <p>(1) 施設の整備等 市は、指定した施設に次の設備の整備、備蓄等を行うよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等</p> </div> <p>(2) 誘導標識等の整備 市は、指定緊急避難場所・避難所周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。</p>	<p>2 指定した施設等の整備</p> <p>(1) 施設の整備等 市は、指定した施設に次の設備の整備、備蓄等を行うよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>段ボールベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等</p> </div> <p>(2) 誘導標識等の整備 市は、指定緊急避難場所・<u>指定</u>避難所周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。</p>	語句の適正 H30.5 工業標準化法の改正
2	2	5	<p>3 緊急避難場所・避難所を指定する場合の留意点</p> <p>(1) <u>緊急避難場所と避難所の関係</u> <u>緊急避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる。</u></p> <p>(2) 地域との事前協議 災害発生時に施設開放を地域や自主防災組織で実施<u>可能なよう、鍵等の管理や被災者の受入体制の整備を地域と協議する。</u></p> <p>(3) 学校を指定する場合の措置 学校を指定する場合は、教育施設であることに留意しながら、<u>避難施設</u>として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前に協議する。</p> <p>(4) 県有施設の利用 市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を緊急避難場所又は避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。</p> <p>(5) その他の施設の利用 市は、指定した避難所で不足する場合、<u>又は</u>避難が長期化する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所とすることも可能であるため、あらかじめ協定締結などの連携を図る。</p> <p>4 福祉避難所の指定 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の生活を確保するため、福祉避難所を指定する。</p>	<p>3 緊急避難場所・避難所を指定する場合の留意点</p> <p>(1) 地域との事前協議 災害発生時に<u>指定緊急避難場所等</u>の施設開放を地域や自主防災組織で実施<u>できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。</u></p> <p>(2) 学校を指定する場合の措置 学校を<u>指定緊急避難場所及び指定避難所として</u>指定する場合は、<u>基本的に</u>教育施設であることに留意しながら、<u>指定緊急避難場所や指定避難所</u>として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前に協議する。</p> <p>(3) 県有施設の利用 市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を緊急避難場所又は避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。</p> <p>(4) その他の施設の利用 市は、指定した避難所で不足する場合<u>や</u>避難が長期化する場合<u>又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、</u>公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所<u>を開設</u>することも可能であるため、あらかじめ協定締結などの連携を図る。 <u>なお、市は、災害発生時又は水害に備えた早期避難時における妊産婦等特段の配慮が必要な者の避難のために宿泊施設の提供等について南相馬市旅館ホテル組合と協定を締結し、その利用方法の周知に努める。</u></p> <p>4 指定福祉避難所の指定 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の生活を確保するため、<u>指定</u>福祉避難所を指定する。<u>指定福祉避難所を指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>また、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難の際に指定福祉避難所へ直接避難できるよう努める。</u> <u>さらに、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保する。</u></p> <p>5 地域避難所の設置</p>	記載内容の適正 県計画 R3.3 県計画 R3.3 県計画 R4.3 (医療的ケア児及びその家族に)

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由				
				<p>(1) 地域避難所の位置づけ 指定避難所等から距離がある、あるいは避難経路に危険箇所等があるなど避難時のリスクが大きい地域について、避難時の安全を確保する観点から住民の身近な場所に地域避難所を設置する。</p> <p>(2) 地域避難所の設置 行政区や自主防災組織は、地域避難所の設置を検討し、市との協定により設置を行うことができる。</p> <p>(3) 地域避難所の運営 地域避難所の運営は、行政区や自主防災組織が主体的に行う。</p> <p>(4) 地域避難所の物資 市は、地域避難所に水・毛布などの物資を配備する。</p>	対する支援に関する法律の施行による(R3.9.)				
2	2	5	第3 指定緊急避難場所・避難所の周知 市は、ハザードマップ、市ホームページ等で住民等に指定緊急避難場所・避難所について周知する。	第3 指定緊急避難場所・ <u>指定</u> 避難所の周知 市は、ハザードマップ、市ホームページ等で住民等に指定緊急避難場所・ <u>指定</u> 避難所について周知する。	語句の適正				
2	2	5	第4 学校、病院等における避難計画の作成 1 学校等の避難計画 学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項 <u>を検討し、避難計画を作成する。</u>	第4 学校、病院等における避難計画の作成 1 学校等の避難計画 学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項 <u>に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。</u>	記載内容の適正				
2	2	5		<p>第5 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組 住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市は、住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について、次の事項の周知啓発を図る。</p> <p>(1) 自宅及び職場の自然災害の危険性について、ハザードマップ等で確認すること。 (2) 指定避難場所・指定避難所、避難先として安全な親戚・知人宅等、実際に避難する場所について検討しておくこと。 (3) 避難の際に持ち出す物及び避難経路を確認すること。 (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。</p>	県計画 R3.3				
2	2	6	第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 第1 食料、生活物資等 1 食料、生活必需物資の備蓄 (2) 公的備蓄の推進 市は、次の備蓄目標を定め、公的備蓄を行う。	<p>第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備等 第1 食料、生活物資等 1 食料、生活必需物資の備蓄 (2) 公的備蓄の推進 市は、次の備蓄目標を定め、公的備蓄を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>備蓄目標</td> <td>対象者: <u>津波ハザードマップの被害想定による想定避難者数9,000人</u> <u>食料:避難3日分を確保する。</u> <u>生活物資:初期対応に必要なものを確保する。</u> <u>飲料水:避難2日分を確保する。(3日目以降については拠点給水及び運搬給水の応急給水により対応)</u></td> </tr> <tr> <td>備蓄品の例</td> <td>食料: クラッカー、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。<u>※食物アレルギーにも配慮</u> 応急活動用資機材: エンジンカッター、発電機、投光器、<u>ブルーシート</u>、土のう袋、ロープ等</td> </tr> </table>	備蓄目標	対象者: <u>津波ハザードマップの被害想定による想定避難者数9,000人</u> <u>食料:避難3日分を確保する。</u> <u>生活物資:初期対応に必要なものを確保する。</u> <u>飲料水:避難2日分を確保する。(3日目以降については拠点給水及び運搬給水の応急給水により対応)</u>	備蓄品の例	食料: クラッカー、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。 <u>※食物アレルギーにも配慮</u> 応急活動用資機材: エンジンカッター、発電機、投光器、 <u>ブルーシート</u> 、土のう袋、ロープ等	県の被害想定の数値に変更 県計画 R3.3 県計画 R5.3
備蓄目標	対象者: <u>津波ハザードマップの被害想定による想定避難者数9,000人</u> <u>食料:避難3日分を確保する。</u> <u>生活物資:初期対応に必要なものを確保する。</u> <u>飲料水:避難2日分を確保する。(3日目以降については拠点給水及び運搬給水の応急給水により対応)</u>								
備蓄品の例	食料: クラッカー、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。 <u>※食物アレルギーにも配慮</u> 応急活動用資機材: エンジンカッター、発電機、投光器、 <u>ブルーシート</u> 、土のう袋、ロープ等								
					東日本台風の検証による追加事				

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由		
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 90%; text-align: center; color: red;"><u>生活物資：毛布、衣料品（下着、紙おむつ）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、簡易トイレ、簡易マット等</u></td> </tr> </table> <p>(3) 備蓄倉庫の管理 市は、集中備蓄のため萱浜地区に防災備蓄倉庫を設置している。<u>今後は、</u>備蓄食料・生活必需物資の管理を継続するとともに、災害発生時の鍵の開錠、搬出や配送等について方法を<u>検討する。</u></p>		<u>生活物資：毛布、衣料品（下着、紙おむつ）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、簡易トイレ、簡易マット等</u>	<p>(3) 備蓄倉庫の管理 市は、集中備蓄のため萱浜地区に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄食料・生活必需物資の管理を継続するとともに、災害発生時の鍵の開錠、搬出や配送等について方法を<u>定める。</u> <u>また、夜間や災害時の物資配送が困難な場合に備え、各指定緊急避難場所等の既存の倉庫や空きスペース等の活用のほか必要に応じて倉庫を建設し、指定避難場所等開設初期の避難者受入れに必要な物資等の分散備蓄を行う。</u> <u>なお、物資の効率的な管理のため物資管理システムの導入について検討する。</u> <u>また、備蓄物資及び物資拠点を物資調達・輸送調整等支援システムに登録するよう努める。</u></p>	項
	<u>生活物資：毛布、衣料品（下着、紙おむつ）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、簡易トイレ、簡易マット等</u>						
2	2	6	<p>第2 飲料水等 1 飲料水の確保 (1) 家庭内備蓄の啓発 (2) 公的備蓄の推進 市は、食料・生活必需品と同様に、<u>津波の</u>想定避難者数を対象として、<u>避難後2日</u>分の飲料水の備蓄に努める。</p> <p>2 資機材の確保 市は、応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。</p>	<p>2 飲料水等の確保 1 飲料水の確保 (1) 家庭内備蓄の啓発 (2) 公的備蓄の推進 市は、食料・生活必需品と同様に、想定避難者数を対象として、<u>災害発生後3日</u>分の飲料水の備蓄に努める。</p> <p>2 資機材の確保 市は、応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、<u>ろ過装置</u>、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。</p>	記載内容の適正		
2	2	6	<p>第3 防災資機材等の活用 市は、備蓄している応急活動用資機材（<u>エンジンカッター、発電機、投光機等</u>）を使い、地域で救助活動が実施できるよう、自主防災組織の訓練や研修を実施する。</p>	<p>第3 防災資機材等の活用 市は、備蓄している応急活動用資機材を使い、地域で救助活動が実施できるよう、自主防災組織の訓練や研修を実施する。</p> <p>第4 罹災証明書交付体制の整備 <u>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め、調査担当者の育成、応援協定の締結、応援受入体制の構築等、罹災証明書の交付体制の整備に努める。</u> <u>また、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p>	県計画 R3.3		
2	2	7	<p>第2 し尿処理体制の整備 市は、断水や下水道の被害によりトイレが使えない場合を想定し、組み立て式の<u>仮設</u>トイレを備蓄するとともに、事業者との協定締結により調達体制を確立する。</p>	<p>第2 し尿処理体制の整備 市は、断水や下水道の被害によりトイレが使えない場合を想定し、組み立て式の<u>簡易</u>トイレを備蓄するとともに、事業者との協定締結により調達体制を確立する。</p>			
2	2	8	<p>第2 下水道施設予防対策 2 応急復旧用資機材の確保等 市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。 また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を<u>特定するための内水ハザードマップの作成を行っておくものとする。</u></p>	<p>第2 下水道施設予防対策 2 応急復旧用資機材の確保等 市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。 また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を<u>あらかじめ特定するなどの備えを行う。</u></p>			
2	2	8	<p>第3 電力施設災害予防対策 東北電力（株）は、電力施設の防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を講ずる。</p>	<p>第3 電力施設災害予防対策 東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、電力施設の防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を</p>	語句の適正		

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	2	9	<p>第1 自治体間の相互応援協力</p> <p>市は、県内外の市町村との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供や、広域避難における避難者の受入れ等での協力体制を構築する。</p> <p><u>なお、災害時相互援助協定を締結している9自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、「災害時相互支援に関する宣言」を採択している。</u></p>	<p>講ずる。</p> <p>第1 自治体間の相互応援協力</p> <p>市は、県内外の市町村との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供や、広域避難における避難者の受入れ等での協力体制を構築する。</p> <p><u>また、自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定を締結している市及び8自治体は、自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画に基づき支援が相互に円滑に行われるよう、平時からの連携に努める。</u></p> <p>第3 受援応援体制の整備</p> <p><u>市は、大規模災害時に他自治体等からの職員・物資等の受入れのため、「受援応援計画」を策定し、連絡・要請の手順、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定等、具体的な受入体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員等の執務スペースの確保適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>また、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した受入れについて習熟を図る。</u></p>	記載内容の適正 県計画 R4.3 (防災基本計画 R2.5)
2	3	1	<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>2 普及の内容</p> <p>普及する防災知識は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 災害の特性 イ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ウ 非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備 エ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策、耐震診断・耐震改修 <u>オ 飼い主による家庭動物との同行避難における準備（餌、ケージ等）</u> <u>カ 避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握</u> <u>キ 警報等の気象情報、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味</u> <u>ク 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時にとるべき行動</u> <u>ケ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動</u> <u>コ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等）の取り決め</u></p> </div> <p>3 普及の方法</p> <p>普及の方法は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 各種防災訓練 イ <u>講演会</u> ウ 広報みなみそうま エ ハザードマップ オ 市ホームページ</p> </div>	<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>2 普及の内容</p> <p>普及する防災知識は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 災害の特性 イ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ウ 非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備 エ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策、耐震診断・耐震改修 <u>オ 感震ブレーカーの設置等の火災対策</u> <u>カ 飼い主による家庭動物との同行避難における準備（餌、ケージ等）</u> <u>キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>ク 避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握</u> <u>ケ 警報等の気象情報、高齢者避難、避難指示等の意味</u> <u>コ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動</u> <u>サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動</u> <u>シ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組</u> <u>ス 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等）の取り決め</u></p> </div> <p>3 普及の方法</p> <p>普及の方法は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 各種防災訓練 イ <u>防災講座・講話</u> ウ 広報みなみそうま エ ハザードマップ オ 市ホームページ カ <u>SNS</u> <u>キ 防災マニュアル 等</u></p> </div>	県計画 R5.3 県計画 R2.3 語句の適正 県計画 R3.3 県計画 R3.3
2	3	1	<p>第2 防災上重要な施設における防災教育</p> <p>市は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設において、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。</p> <p><u>各施設の管理者等は、施設の職員・従業員等に防災教育を行うとともに、利用者に対してもチラシ等を通じて、避難方法等について啓発を図る。</u></p>	<p>第2 防災上重要な施設における防災教育</p> <p><u>県、市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。</u></p> <p><u>また、災害発時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実</u></p>	県計画 R5.3 との整合

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属するすべての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。</p> <p>各施設の管理者等は、施設の利用者に対してもチラシ等を通じて、避難方法等について啓発を図る。</p>	
2	3	1	第3 職員に対する教育・啓発 市は、全ての市職員に対し、次の防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。 1 2 3 4	第3 職員に対する教育・啓発 市は、全ての市職員に対し、次の防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。 1 2 3 4 5 災害時行動マニュアルの徹底	市による追加
2	3	1	第4 学校教育における防災教育 1 学校行事における防災教育 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等との連携により避難訓練や擬似体験、保護者への引き渡し訓練など、防災をテーマとした学校行事を実施する。	第4 学校教育における防災教育 1 学校行事における防災教育 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、 消防団 等との連携により、 体験的・実践的な 避難訓練や擬似体験、保護者への引き渡し訓練など、防災をテーマとした学校行事を実施する。	県計画 R5.3
2	3	2	第2 防災訓練 市は、大規模な地震、津波、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等の参加の下に、総合的な防災訓練を実施するように努める。	第1 総合防災訓練 市は、大規模な地震、津波、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等の参加の下に、 実践的で 総合的な防災訓練を実施するように努める。 訓練項目は、概ね次のとおりである。	語句の適正
2	3	2	第1 個別訓練 3 市の個別訓練 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等の機会をとらえ、職員の参集・動員訓練、水防訓練、災害対策本部運営訓練等を実施する。訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等にその結果を反映させて見直しを図るとともに、次回の訓練にも反映させる。	第2 個別訓練 3 市の個別訓練 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等の機会をとらえ、職員の参集・動員訓練、水防訓練、災害対策本部運営訓練等を実施し、 各部各班が自ら判断し行動できる体制を構築する 。訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等にその結果を反映させて見直しを図るとともに、次回の訓練にも反映させる。	
2	3	3	第2 企業防災の促進 企業は、災害時に企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等の実施に努める。 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ参加呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。	第2 企業防災の促進 企業は、災害時に企業の果たす役割（ 生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生 ）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等を継続的に実施し事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じた防災活動の実施に努める。 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ参加呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。	県計画 R3.3
2	3	4	第1 避難行動要支援者の避難支援 1 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難支援等関係者となる者 市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織とする。 (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方</div>	第1 避難行動要支援者の避難支援 1 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難支援等関係者となる者 市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織とする。 (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の者とし、その取扱いについては本計画のほか、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び同施行規則に定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者</div>	市の事業との整

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>イ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している<u>方</u>） ヲ 知的障がい者（療育手帳を所持している<u>方</u>） エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している<u>方</u>） オ 難病患者 カ 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している<u>方</u> キ その他、市長が特に認める<u>次のような方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・上記アからカの分類で程度の判定では該当しないが、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方 ・家族と同居しているが、日中は一人となるアからカに準じた方で、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方 ク 乳幼児、妊娠婦、外国人の方など </p> <p>(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 災害発生時は、緊急かつ着実に避難<u>勧告</u>等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</p> <p>2 全体計画の作成 市は、<u>名簿作成に関する役割、支援体制等に関する全体計画を作成する。</u></p> <p>3 個別計画の作成 市は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等と協力して、避難行動要支援者一人ひとりの支援に関する個別計画を作成するよう努める。</p>	<p>イ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している<u>者</u>） ヲ 知的障がい者（療育手帳を所持している<u>者</u>） エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している<u>者</u>） オ 難病患者 カ 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している<u>者</u> キ 乳幼児 ク 妊産婦 ケ 外国人 コ その他、市長が特に認める<u>者</u></p> <p>(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 災害発生時は、緊急かつ着実に避難<u>指示</u>等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</p> <p>2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等 市は、<u>令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。</u></p> <p>3 個別<u>避難</u>計画の作成 市は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等と協力して、避難行動要支援者一人ひとりの支援に関する個別<u>避難</u>計画を作成するよう努める。 <u>なお、策定にあたっては、避難行動要支援者名簿と同様に、支援者への提供、支援体制等を検討する。</u> <u>また、地区防災計画と整合させ、訓練等にあたっては両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	合 県計画 R4.3 R5.3
				<p>4 個別避難計画の提供と活用 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び<u>避難支援等実施者</u>の同意等がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。 また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安置確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難浸透が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p>	
2	3	4	<p>第2 社会福祉施設等における対策</p> <p>1 施設等の整備 社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震化や防災設備の整備等、施設の安全性を高めることに努める。</p>	<p>第2 社会福祉施設等における対策</p> <p>1 施設等の整備 社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震化や防災設備の整備等、施設の安全性を高めることに努める。 <u>また、大規模停電に備え 72 時間の事業継続が可能なよう非常用電源の確保に努める。</u></p>	県計画 R3.3
2	3	4	<p>第3 在宅者に対する対策</p> <p>2 防災知識の普及・啓発 市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。 また、警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容の説明など、避難行動についての啓発を行う。</p>	<p>第3 在宅者に対する対策</p> <p>2 防災知識の普及・啓発 市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。 また、警報等や避難<u>指示</u>等の意味と内容の説明など、避難行動についての啓発を行う。</p>	語句の適正

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	3	4	第5 外国人に対する防災対策 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ア 多言語による広報の充実</div>	第5 外国人に対する防災対策 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実</div>	県計画 R3.3
2	3	4	第6 避難所の配慮 市は、避難場所・避難所に指定が想定される公共施設を整備する場合、多目的トイレやスロープの設置など、ユニバーサルデザイン化に配慮する。 また、～	第6 避難所の配慮 市は、 <u>指定緊急</u> 避難場所・ <u>指定</u> 避難所に指定が想定される公共施設を整備する場合、多目的トイレやスロープの設置など、ユニバーサルデザイン化に配慮する。 また、～	語句の適正

南相馬市地域防災計画 新旧対照表

一般災害対策編

部	章	節	旧 (現行計画)				新 (修正素案)					
1	1	1	第1 配備体制の確立				第1 配備体制の確立					
							<p><u>市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、被害を最小限に留めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。</u></p> <p><u>災害対策のために一般の業務の範囲を強化して対策に取り組む必要があるときは、「各部対応体制」又は「警戒配備体制」をとり、災害情報の把握、調査及び市民の避難や応急処理等、小規模な災害の発生に対処する体制をとる。</u></p> <p><u>さらなる配備体制強化の必要があるときは、「第一次非常配備体制」又は「第二次非常配備体制」をとり、職員の動員配備を行うとともに「災害対策本部」を設置して、総合的な活動体制を確立する。</u></p>				機構改革により名称変更 配備基準の	
			1 配備体制				1 配備体制					
配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	配備体制 [災害対策 本部]	組織	配備要員		
配備検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発令され、かつ防災担当部長（防災担当課長）が必要と認めたとき ・台風の接近等による被害発生が予測され、かつ防災担当部長（防災担当課長）が必要と認めたとき ・その他の状況により各部長・課長が必要と認めたとき 	議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長		各部対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策関係部課で決定〔目安〕 ・気象警報（暴風、大雪）の発表又は発表の見込みのとき ・水防団待機水位（新田川）に達したとき 			災害対策関係部課	災害対策関係部課で定める。			
各部対応	・配備検討会議で決定（決定権者：防災担当部長）	各部で定める	各部で定める。	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：市長）〔目安〕 ・気象警報が発表されたとき ・延焼火災のおそれがあるとき ・氾濫警戒情報（新田川）が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 			災害対策関係部課	災害対策関係部課で定める。			
第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：市長） ・本部設置者は市長〔目安〕 ・広範囲にわたる災害のおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき ・氾濫危険情報（新田川）が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班 ※災対本部の組織を準用	各班で定める。	第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で検討し市長が決定〔目安〕 ・自主避難所を設置したとき ・気象警報の発表又は発表の見込みのとき ・延焼火災のおそれがあるとき ・氾濫警戒情報（新田川）の発表又は発表の見込みのとき ・市長が必要と認めたとき 			災害対策本部の組織	各班で定める。			
第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：市長）〔目安〕 ・全域にわたる災害のおそれがあるとき ・市長が必要と認めたとき 	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。	第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議若しくは災対本部会議で検討協議し市長が決定〔目安〕 ・全域にわたる災害のおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 			災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする。（全職員）			

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由								
			班										
1	1	1	<p>2 配備の決定</p> <p>(1) 配備検討会議 防災担当部長又は防災担当課長は、気象情報等により、災害の発生するおそれがあると認め<u>たとき</u>、又は各部課長から要請があった場合、配備検討会議を開催し、配備体制及び対策について検討する。</p> <p>【配備検討会議】</p> <table border="1"> <tr> <td>構成</td> <td>議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>検討事項</td> <td>・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（<u>避難準備</u>・高齢者等避難<u>開始</u>の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動</td> </tr> </table>	構成	議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長	検討事項	・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（ <u>避難準備</u> ・高齢者等避難 <u>開始</u> の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動	<p>2 配備の決定</p> <p>(1) 配備検討会議 防災担当部長又は防災担当課長は、気象情報等により、災害の発生するおそれがあると認め<u>る場合</u>、又は各部課長から要請があった場合、配備検討会議を開催し、配備体制及び対策について検討する。</p> <p>【配備検討会議】</p> <table border="1"> <tr> <td>構成</td> <td>議長：防災担当部長 <u>※代理順位：(1) 危機管理課長、(2) 災害対策担当課長</u> 委員：危機管理課長、<u>災害対策担当課長</u>、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、<u>都市計画課長</u>、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>検討事項</td> <td>・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（高齢者等避難の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動</td> </tr> </table>	構成	議長：防災担当部長 <u>※代理順位：(1) 危機管理課長、(2) 災害対策担当課長</u> 委員：危機管理課長、 <u>災害対策担当課長</u> 、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、 <u>都市計画課長</u> 、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長	検討事項	・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（高齢者等避難の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動	機構改革により名称変更
構成	議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長												
検討事項	・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（ <u>避難準備</u> ・高齢者等避難 <u>開始</u> の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動												
構成	議長：防災担当部長 <u>※代理順位：(1) 危機管理課長、(2) 災害対策担当課長</u> 委員：危機管理課長、 <u>災害対策担当課長</u> 、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、 <u>都市計画課長</u> 、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長												
検討事項	・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（高齢者等避難の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動												
1	1	1	<p>(2) 配備体制の決定</p> <p>各配備体制は、配備検討会議、<u>災害対策本部</u>で検討し、<u>各決定権者</u>が決定する。</p>	<p>(2) 配備体制の決定</p> <p>各配備体制は、配備検討会議<u>で検討又は災害対策本部</u>で協議し、<u>市長</u>が決定する。<u>ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。</u></p>									
1	1	1	<p>第2 動員</p> <p>1 動員の方法</p> <p>(1) <u>勤務時間内</u> 勤務時間内は、<u>府内放送</u>及び電話連絡等により、<u>総務課が</u>部長、課長に配備体制の伝達を行う。 <u>各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。</u></p> <p>(2) <u>勤務時間外</u> <u>勤務時間外は、総務課がメール及び電話を用いて部長、課長に連絡を行う。</u></p>	<p>第2 動員</p> <p>1 動員の方法</p> <p>各部各班は、配備体制ごとの動員対象者（<u>参考</u>）を予め定めて危機管理課へ報告するとともに、緊急時の所属職員との連絡方法について平常時から定めておく。</p> <p>(1) <u>配備体制の伝達</u> 危機管理課は、<u>府内メール、SNS、チャットアプリ</u>及び電話連絡等により、部長、課長に配備体制の伝達を行う。</p> <p>(2) <u>職員の動員・配備</u> 各部長、課長は、配備体制に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。 なお、勤務時間外の地震発生等にあっては、「災害時職員行動マニュアル」に基づき、配備体制の伝達がなくても、職員の動員・配備を行うこと。</p>									
1	1	1	<p>2 参集場所</p> <p>勤務時間内及び勤務時間外とともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に<u>総務課</u>に参集報告を行う。</p>	<p>2 参集場所</p> <p>勤務時間内及び勤務時間外とともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に<u>危機管理課</u>に参集報告を行う。</p> <p>参集に危険が伴う場合等については、「災害時職員行動マニュアル」の定めによる。</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項								
				<p>3 参集時の装備</p> <p>職員は、参集時の装備について自己完結の心構えで参集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 名札、身分証明書、災害対応に適した服装、雨具、食料及び飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯電話、モバイルバッテリーなど 									
1	1	1		<p>4 職員の安全確保</p> <p>「災害時職員行動マニュアル」に基づき、「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底する。</p> <p>各所属長は、職員に対し「災害時職員行動マニュアル」の理解、遵守を徹底する。</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	理由
1	1	1		第3 通常業務の縮小 災害対策のための配備に伴い、通常業務は、計画的に縮小・休止の措置をとる。 縮小・休止の業務は、別に定める「南相馬市業務継続計画」等の定めによるほか、災害対応の交代要員確保を考慮し各部課で定めるものとする。	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項
1	1	2	第1 各部対応 <u>事前配備の必要性が認められない場合には、各部で臨機に対策を実施する。</u>	第1 各部対応体制 災害発生に備え、情報伝達、水防活動等を実施するため、関係する部課を配備する。	
1	1	2	第2 警戒配備体制 災害発生に備え、避難場所の開設 <u>準備</u> 、情報伝達、水防活動等を実施する。指揮は、副市長が行い、情報・水防・避難場所に関する班を配備する。運営は、災害対策本部に準ずる。	第2 警戒配備体制 災害発生に備え、避難場所の開設、情報伝達、水防活動等を実施するため、情報・水防・避難場所に関する部課を配備する。運営は、災害対策本部に準ずる。	指揮者の変更
1	1	2	第3 災害対策本部 1 災害対策本部の設置 市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。 <u>なお、災害対策本部の設置は、配備検討会議で検討し、市長が決定する。</u> 2 本部の設置場所 災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。 鹿島区役所、図書館、防災センター	第3 災害対策本部の設置・解散 1 災害対策本部の設置 市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。 2 本部の設置場所 災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。 <u>正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。</u> 鹿島区役所、 <u>中央</u> 図書館、防災センター	設置場所の追加 項目の整理
1	1	2	第4 災害対策本部 <u>(1) 指揮</u> <u>(2) 災害対策本部員会議</u> 本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。 本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。 ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。 イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定に関すること。 エ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。 オ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること。 カ 災害対策の調整に関すること。 キ その他重要な防災に関すること。	第4 災害対策本部の運営 <u>1 本部の指揮</u> <u>2 災害対策本部員会議</u> 本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。 本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。 <u>防災関係機関のうち警察署長、消防署長、消防団長については、必要に応じて本部長付として本部員会議に出席を求めるものとする。</u> ア 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成並びに当該方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ウ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること。 カ 災害対策の調整に関すること。 キ その他重要な防災に関すること。	項目の整理 語句の適正

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	1	2	<p>(4) 関係機関連絡室の設置 災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。</p> <p>(5) 各部班の事務分掌 <u>災害対策本部を構成する部班の事務分掌は、資料編に示す。</u> <u>なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</u></p>	<p>4 防災関係機関連絡室 災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。 <u>各部班又は、関係機関の連絡員、自衛隊派遣部隊の長等と調整を行う。</u></p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項 項目の整理
1	1	2	<p>4 本部機能等の維持 (1) 庁舎機能 <u>庁舎車両班は、</u> 庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。</p> <p>(2) 災害対策要員の補給 <u>職員支援班は、</u> 災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。</p>	<p>5 本部機能等の維持 (1) 庁舎機能 庁舎建物及びライ夫ライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。</p> <p>(2) 災害対策要員の補給 災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。 <u>なお、食料・飲料水の供給は、流通が機能しないなど災害対策要員自らが食料等を確保できない場合等に行うことを原則とする。</u></p>	語句の適正
1	1	2	<p>5 災害対策本部の解散 <u>本部長は、市域に災害の発生するおそれがなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。</u></p>		項目の整理
1	1	2	<p>第4 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>第4 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。 <u>なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</u></p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項
1	2	1	<p>第1 気象情報の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等</p> <p>(2) 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮<u>によって</u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報である。</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>県内で、</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)<u>したときに、福島県気象情報の一種として発表する。</u></p> <p>(5) 龍巻注意情報 積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>龍巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>一次細分区域単位</u>で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(6) 火災気象通報 <u>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合、火災気象通報を発表する。</u> <u>ア 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で平均風速 8m/s 以上吹く見込みの場合</u> <u>イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みの場合。</u>ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。</p>	<p>第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等</p> <p>(2) 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮<u>が特に異常であるため</u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報である。</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)<u>され、かつ、キクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p> <p>(5) 龍巻注意情報 積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、龍巻等の激しい突風の発生<u>しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)</u>で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(6) 火災気象通報 <u>気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u></p> <p>(7) 早期注意情報(警報級の可能性) <u>5日先までの警報級の現象の可能性が【高】【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。</u></p>	県計画 R5.3 新たな気象情報の追加

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																								
				<p>(8) キキクル(危険度分布) <u>土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新され、警報、土砂災害警戒情報、記録的大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。</u></p> <p>(9) 流域雨量指標の予測値 <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報である。</u> <u>6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>(10) 頗著な大雨に関する気象情報 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。</u></p>																																																									
1	2	1	<p>2 土砂災害警戒情報 <u>県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</u></p>	<p>2 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断及び住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と福島地方気象台から共同で発表される。</u></p>	県計画 R5.3																																																								
1	2	1	<p>4 水位情報の周知 県相双建設事務所は、小高川及び真野川が所定の水位に達したときに水位到達情報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田川</td> <td>原町</td> <td>原町区北新田字本町</td> <td>1.30m</td> <td>2.10m</td> <td>2.70m</td> <td>2.96m</td> </tr> <tr> <td>小高川</td> <td>小高</td> <td>小高区小高</td> <td>1.80m</td> <td>2.50m</td> <td>2.90m</td> <td>3.41m</td> </tr> <tr> <td>真野川</td> <td>小島田堰</td> <td>鹿島区鹿島</td> <td>2.50m</td> <td>3.20m</td> <td>3.90m</td> <td>4.60m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	2.70m	2.96m	小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.90m	3.41m	真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.90m	4.60m	<p>4 水位情報の周知 県相双建設事務所は、<u>新田川</u>、小高川及び真野川が所定の水位に達したときに水位到達情報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田川</td> <td>原町</td> <td>原町区北新田字本町</td> <td>1.30m</td> <td>2.10m</td> <td>3.50m</td> <td>4.00m</td> </tr> <tr> <td>小高川</td> <td>小高</td> <td>小高区小高</td> <td>1.80m</td> <td>2.50m</td> <td>2.80m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>真野川</td> <td>小島田堰</td> <td>鹿島区鹿島</td> <td>2.50m</td> <td>3.20m</td> <td>3.60m</td> <td>4.30m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	3.50m	4.00m	小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.80m	3.00m	真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.60m	4.30m	基準水位の変更
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																																							
新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	2.70m	2.96m																																																							
小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.90m	3.41m																																																							
真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.90m	4.60m																																																							
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																																							
新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	3.50m	4.00m																																																							
小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.80m	3.00m																																																							
真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.60m	4.30m																																																							
1	2	1	<p>第2 気象情報の伝達 気象情報の伝達系統は、次のとおりである。 市は、住民に対し、防災行政無線、<u>緊急情報メール</u>等で伝達する。特に、特別警報の情報を受けたときは、直ちに周知の措置をとる。 <図略><u>修正</u></p>	<p>第2 気象情報の伝達 気象情報の伝達系統は、次のとおりである。 市は、住民に対し、防災行政無線、<u>防災メール</u>等で伝達する。特に、特別警報の情報を受けたときは、直ちに周知の措置をとる。 <図略><u>修正</u></p>	記載内容の適正																																																								
1	2	1	<p>第3 被害情報の収集・伝達 2 被害情報の収集 市の各班は、～</p>	<p>第3 被害情報の収集・伝達 2 被害情報の収集 市の各班は、～ <u>また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management))に集約できるよう努める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">把握する内容</th> <th>実施担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者、行方不明者の状況 負傷者の状況</td> <td>情報収集班</td> <td>南相馬警察署、南相馬消防署 陸上自衛隊、<u>郡医師会</u></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯及び罹災者の把握</td> <td>情報収集班</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊・半壊・一部損壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況</td> <td>税務班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物応急危険度判定</td> <td>都市計画班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	把握する内容		実施担当	関係機関	人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	情報収集班	南相馬警察署、南相馬消防署 陸上自衛隊、 <u>郡医師会</u>	罹災世帯及び罹災者の把握	情報収集班		住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況	税務班		建築物応急危険度判定	都市計画班			県計画 R5.3																																					
把握する内容		実施担当	関係機関																																																										
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	情報収集班	南相馬警察署、南相馬消防署 陸上自衛隊、 <u>郡医師会</u>																																																										
	罹災世帯及び罹災者の把握	情報収集班																																																											
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況	税務班																																																											
	建築物応急危険度判定	都市計画班																																																											

部	章	節	旧(現行計画)				新(修正素案)				理由									
1	2	3	1	非住家被害	公共建物	財政班、所管施設を管理する班		非住家被害	公共建物	財政班、所管施設を管理する班										
				その他(倉庫、 <u>土蔵</u> 、車庫等)	市民班		その他(倉庫、車庫等)	市民班												
				田畠の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産・畜産・水産被害の状況	農政班	農業協同組合(JAふくしま未来)、森林組合、相馬双葉漁業協同組合、土地改良区等関係団体	田畠の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産・畜産・水産被害の状況	農政班	農業協同組合(JAふくしま未来)、森林組合、相馬双葉漁業協同組合、土地改良区等関係団体											
				商工被害の把握	商工労政班	商工会議所等関係団体	商工被害の把握	商工労政班	商工会議所等関係団体											
				文教施設の被害状況	教育総務班		文教施設の被害状況	教育総務班												
				医療機関の被害状況	健康福祉班	医師会	医療機関の被害状況	健康福祉班	医師会											
				道路、橋りょうの被害状況	土木班	県	道路、橋りょうの被害状況	土木班	県											
				河川、水路の被害状況	土木班	県	河川、水路の被害状況	土木班	県											
				上水道施設の被害状況	水道班		上水道施設の被害状況	水道班												
				下水道施設の被害状況	下水道班		下水道施設の被害状況	下水道班												
				ごみ処理施設等の被害状況	生活環境班		ごみ処理施設等の被害状況	生活環境班												
				危険物施設の被害状況	連絡調整班	消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、県	危険物施設の被害状況	連絡調整班	消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、県											
				土砂災害の被害状況	土木班	県	土砂災害の被害状況	土木班	県											
				電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	連絡調整班	東北電力(株)相双 <u>営業所</u> ガス供給事業者 東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株)	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	連絡調整班	東北電力ネットワーク(株)相双 <u>センター</u> ガス供給事業者 東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株)											
				<hr/>																
				<hr/>																
				3 被害状況の報告 (2) その他																
				【国(消防庁)への報告先】																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 回線別</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T回線</td> <td>電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>電話 FAX 90-43421 90-49033</td> <td>90-49101 90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 FAX TN-048-500-90-43421 TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49101 TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>								区分 回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	N T T回線	電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553	消防防災無線	電話 FAX 90-43421 90-49033	90-49101 90-49036
区分 回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																		
N T T回線	電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553																		
消防防災無線	電話 FAX 90-43421 90-49033	90-49101 90-49036																		
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX TN-048-500-90-43421 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49101 TN-048-500-90-49036																		
【国(消防庁)への報告先】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 回線別</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T回線</td> <td>電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>電話 FAX 90-49013 90-49033</td> <td>90-49102 90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 FAX TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>								区分 回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	N T T回線	電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553	消防防災無線	電話 FAX 90-49013 90-49033	90-49102 90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036	
区分 回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																		
N T T回線	電話 FAX 03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553																		
消防防災無線	電話 FAX 90-49013 90-49033	90-49102 90-49036																		
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036																		
第1 通信手段の確保 市は、次の通信手段を活用し、情報の収集・伝達を行う。																				
第1 通信手段の確保 市は、次の通信手段を活用し、情報の収集・伝達を行う。 <u>なお、大規模災害時に電話の輻輳(通信殺到から設備を守るために、通信制限により一般電話や携帯電話が繋がりにくくなること)</u> が発生した場合においては、インターネット回線を使用したSNS通話が繋がりやすいことを踏まえ、職員への連絡手段等として活用する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信システム</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般電話(災害時優先電話)</td> <td>・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>同報系 <u>地域防災系</u> 移動系</td> <td>・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								通信システム	内 容	一般電話(災害時優先電話)	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。	防災行政無線	同報系 <u>地域防災系</u> 移動系	・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。						
通信システム	内 容																			
一般電話(災害時優先電話)	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。																			
防災行政無線	同報系 <u>地域防災系</u> 移動系	・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信システム</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般電話(災害時優先電話)</td> <td>・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>同報系 <u>(戸別受信機含む)</u> 移動系</td> <td>・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								通信システム	内 容	一般電話(災害時優先電話)	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。	防災行政無線	同報系 <u>(戸別受信機含む)</u> 移動系	・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。						
通信システム	内 容																			
一般電話(災害時優先電話)	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。																			
防災行政無線	同報系 <u>(戸別受信機含む)</u> 移動系	・災害時における住民への広報活動等に利用する。 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。																		

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																
			<table border="1"> <tr> <td>緊急情報等メールサービス</td><td>・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。</td></tr> <tr> <td>Lアラート</td><td>・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。</td></tr> <tr> <td>福島県総合情報通信ネットワーク</td><td>・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。</td></tr> </table>	緊急情報等メールサービス	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。	Lアラート	・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。	福島県総合情報通信ネットワーク	・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。	<table border="1"> <tr> <td>緊急速報メール(エリアメール)</td><td>・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。</td></tr> <tr> <td>防災メール</td><td>・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。</td></tr> <tr> <td>災害情報共有システム</td><td>・市から住民へ情報を一斉配信し、システム登録者から被害情報を収集する手段として活用する。</td></tr> <tr> <td>Lアラート</td><td>・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。</td></tr> <tr> <td>福島県総合情報通信ネットワーク</td><td>・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。</td></tr> </table>	緊急速報メール(エリアメール)	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。	防災メール	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。	災害情報共有システム	・市から住民へ情報を一斉配信し、システム登録者から被害情報を収集する手段として活用する。	Lアラート	・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。	福島県総合情報通信ネットワーク	・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。	
緊急情報等メールサービス	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。																				
Lアラート	・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。																				
福島県総合情報通信ネットワーク	・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。																				
緊急速報メール(エリアメール)	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。																				
防災メール	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。																				
災害情報共有システム	・市から住民へ情報を一斉配信し、システム登録者から被害情報を収集する手段として活用する。																				
Lアラート	・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。																				
福島県総合情報通信ネットワーク	・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。																				
1	2	2	第2 各種通信施設の利用 <p>1 非常無線通信の利用</p> <p>(1) 東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店</p> <p>(2) (一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団、南相馬アマチュア無線クラブ</p>	第2 各種通信施設の利用 <p>1 非常無線通信の利用</p> <p>(1) 東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店及び東北電力ネットワーク(株)福島支社</p> <p>(2) (一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部、アマチュア無線赤十字奉仕団及び南相馬アマチュア無線クラブ</p>	記載内容の適正																
1	2	3	第1 広報活動 <p>1 広報手段</p> <p>市は、次の手段で広報活動を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 防災行政無線</td> <td>(2) 広報車</td> </tr> <tr> <td>(3) 緊急情報メール</td> <td>(4) ホームページ</td> </tr> <tr> <td>(5) 公式ツイッター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 広報紙</td> <td>(7) 指定避難所、区役所等での掲示</td> </tr> </table>	(1) 防災行政無線	(2) 広報車	(3) 緊急情報 メール	(4) ホームページ	(5) 公式ツイッター		(6) 広報紙	(7) 指定避難所、区役所等での掲示	第1 広報活動 <p>1 広報手段</p> <p>市は、次の手段で広報活動を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 防災行政無線及び戸別受信機</td> <td>(2) 防災メール</td> </tr> <tr> <td>(3) 緊急速報メール</td> <td>(4) ホームページ</td> </tr> <tr> <td>(5) SNS</td> <td>(6) 広報紙</td> </tr> <tr> <td>(7) 広報車</td> <td>(8) 指定避難所、区役所等での掲示</td> </tr> </table>	(1) 防災行政無線及び戸別受信機	(2) 防災メール	(3) 緊急速報 メール	(4) ホームページ	(5) SNS	(6) 広報紙	(7) 広報車	(8) 指定避難所、区役所等での掲示	記載内容の適正
(1) 防災行政無線	(2) 広報車																				
(3) 緊急情報 メール	(4) ホームページ																				
(5) 公式ツイッター																					
(6) 広報紙	(7) 指定避難所、区役所等での掲示																				
(1) 防災行政無線及び戸別受信機	(2) 防災メール																				
(3) 緊急速報 メール	(4) ホームページ																				
(5) SNS	(6) 広報紙																				
(7) 広報車	(8) 指定避難所、区役所等での掲示																				
1	2	3	<p>2 広報内容</p> <p>広報内容は、～</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 地域の被害状況に関する情報</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難に関する情報</td> </tr> <tr> <td>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)に関すること</td> </tr> </table>	(1) 地域の被害状況に関する情報	(2) 避難に関する情報	ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) に関すること	<p>2 広報内容</p> <p>広報内容は、～</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 地域の被害状況に関する情報</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難に関する情報</td> </tr> <tr> <td>ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること</td> </tr> </table>	(1) 地域の被害状況に関する情報	(2) 避難に関する情報	ア 高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保 に関すること	記載内容の適正										
(1) 地域の被害状況に関する情報																					
(2) 避難に関する情報																					
ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) に関すること																					
(1) 地域の被害状況に関する情報																					
(2) 避難に関する情報																					
ア 高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保 に関すること																					
1	2	3	第2 報道機関への情報提供 <p>1 災害情報共有システム(Lアラート)</p> <p>市は、災害情報共有システム(Lアラート)に被害情報や避難勧告・指示(緊急)等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、報道機関を通じて住民へ伝達する。</p>	第2 報道機関への情報提供 <p>1 災害情報共有システム(Lアラート)</p> <p>市は、災害情報共有システム(Lアラート)に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、報道機関を通じて住民へ伝達する。</p>	記載内容の適正																
1	2	3	第3 被災者相談 <p>市は、被害状況に応じて被災者のための相談窓口を市役所、区役所に設置し、各種手続きや相談業務を行う。</p>	第3 被災者相談 <p>1 相談窓口の設置</p> <p>市は、被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として、専用の電話回線を市役所又は区役所に設置する。</p> <p>被災者台帳の整備や災害ケースマネジメントの取り組みにつなげるため、電話による問合せ対応を行うとともに、災害救助法の適用や被害状況等に応じて、生活再建に係るワンストップの特設相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。</p> <p>2 相談窓口の設置体制</p> <p>罹災証明、家庭からの災害廃棄物、被災住宅の応急修理、消毒薬の配布など、複数課(班)の体制とし、1窓口あたり職員2名での対応を基本とする。</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項																

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																
				<p>3 特設相談窓口の設置場所 <u>特設相談窓口を設置する場合、設置場所については、施設の被害状況等を早期に把握した上で、原則、次の施設とする。なお、大規模災害時には、生活支援制度に係る市民説明会の開催も検討する。</u> <u>小高区 浮舟文化会館</u> <u>鹿島区 万葉ふれあいセンター</u> <u>原町区 原町生涯学習センター</u></p>																	
1	3	1	<p>第1 県への応援要請 3 情報連絡員(県リエゾン)の派遣 県は、市災害対策本部を設置した場合、<u>若しくは通信手段途絶等により</u>派遣が必要と認める場合は、相双地方本部又は県災害対策本部から情報連絡員を派遣する。</p>	<p>第1 県への応援要請 3 情報連絡員(県リエゾン)の派遣 県は、市が災害対策本部を設置した場合や派遣が必要と認める場合は、相双地方本部又は県災害対策本部から情報連絡員を派遣する。</p>																	
1	3	1	<p>第2 国等への応援要請 1 職員の派遣、あっせんの要求 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関、指定公共機関の職員の派遣<u>要請</u></td> <td>災害対策基本法第29条2</td> </tr> <tr> <td><u>指定行政機関、</u>指定地方行政機関、指定公共機関、<u>特定公共機関</u>の職員の派遣あっせん</td> <td>災害対策基本法第30条第1項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根拠法令	指定地方行政機関、指定公共機関の職員の派遣 <u>要請</u>	災害対策基本法第29条2	<u>指定行政機関、</u> 指定地方行政機関、指定公共機関、 <u>特定公共機関</u> の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項			<p>第2 国等への応援要請 1 職員の派遣、あっせんの要求 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣</td> <td>災害対策基本法第29条第2項</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣あっせん</td> <td>災害対策基本法第30条第1項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。「<u>特定公共機関</u>」という。</p>	内 容	根拠法令	指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣	災害対策基本法第29条第2項	指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項			県防災会議の修正意見 R1.11
内 容	根拠法令																				
指定地方行政機関、指定公共機関の職員の派遣 <u>要請</u>	災害対策基本法第29条2																				
<u>指定行政機関、</u> 指定地方行政機関、指定公共機関、 <u>特定公共機関</u> の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項																				
内 容	根拠法令																				
指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣	災害対策基本法第29条第2項																				
指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項																				
1	3	1		<p>第3 区市町村への応援要請 3 自治体スクラム支援 市長は、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」に基づき、スクラム自治体に対し、応援を要請する。 なお、構成自治体で震度5弱以上の揺れが発生、かつ、当該自治体と連絡がとれない場合は、計画に基づきプッシュ型の先遣隊派遣等が行われる。 構成自治体は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道名寄市、福島県北塙原村、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、東京都杉並区、東京都青梅市、山梨県忍野村、静岡県南伊豆町、福島県南相馬市</td> </tr> </table>	北海道名寄市、福島県北塙原村、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、東京都杉並区、東京都青梅市、山梨県忍野村、静岡県南伊豆町、福島県南相馬市	市の防災体制の反映															
北海道名寄市、福島県北塙原村、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、東京都杉並区、東京都青梅市、山梨県忍野村、静岡県南伊豆町、福島県南相馬市																					
1	3	1	<p>第4 消防の広域要請 3 消防団の相互応援 本部長又は消防団長は、相馬地方消防団相互応援協定書に基づき、相馬地方の消防団に応援を要請する。</p>	<p>第4 消防の広域要請 3 消防団の相互応援 本部長又は消防団長は、相馬地方市町村消防団相互応援協定書に基づき、相馬地方の消防団に応援を要請する。</p>	語句の適正																
1	3	1	<p>第6 応援の受入れ 1 応援調整 市は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。</p>	<p>第6 応援の受入れ 1 応援の要請・調整 市は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。</p>	県計画 R4.3に記載が追加されているため、内閣府の受援のガイドライン等に準拠した仕組みを反映																
1	3	1	<p>2 応援の受入れ 3 消防の応援の受入れ</p>	<p>2 受援体制の構築 市は、効果的に応援を受入れるため、受援体制を構築する。</p> <p>3 応援の受入れ</p> <p>4 消防の応援の受入れ</p>																	

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由								
1	3	2	<p>1 知事への要求</p> <p>市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求め る。</p> <p>要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに<u>県</u>地方振興局長へ連絡する。</p> <p>2 部隊への通知</p> <p>市長は、前項の要求ができない場合は、<u>市を災害派遣隊区とする駐屯地司令の職にある部隊長</u> <u>(福島駐屯地司令)</u>に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>担当窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>TEL 024-593-1212 内線 <u>237</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)</td> </tr> </table>	担当窓口		連絡先	TEL 024-593-1212 内線 <u>237</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)	<p>1 知事への要求</p> <p>市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求め る。</p> <p>要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに<u>相双</u>地方振興局長へ連絡する。</p> <p>2 部隊への通知</p> <p>市長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>担当窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>TEL 024-593-1212 内線 <u>235</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01) <u>時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (811-280-02)</u> <u>(県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)</u></td> </tr> </table>	担当窓口		連絡先	TEL 024-593-1212 内線 <u>235</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01) <u>時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (811-280-02)</u> <u>(県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)</u>	県計画 R3.3
担当窓口													
連絡先	TEL 024-593-1212 内線 <u>237</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)												
担当窓口													
連絡先	TEL 024-593-1212 内線 <u>235</u> (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01) <u>時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (811-280-02)</u> <u>(県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)</u>												
1	3	2	<p>第3 災害派遣の範囲</p> <p>知事が～</p> <ul style="list-style-type: none"> (9) <u>炊飯</u>及び給水 (10) 物資の無償貸付及び譲与 (防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条) (11) 危険物の保安及び除去 (火薬類、爆発物の保安措置及び除去) (12) 予防派遣 (災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合) 	<p>第3 灾害派遣の範囲</p> <p>知事が～</p> <ul style="list-style-type: none"> (9) <u>給食</u>及び給水 (10) <u>入浴支援</u> (11) 物資の無償貸付及び譲与 (防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条) (12) 危険物の保安及び除去 (火薬類、爆発物の保安措置及び除去) <u>不発弾の処理は県警本部(南相馬警察署)が窓口となる。</u> (13) 予防派遣 (災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合) 	県計画 R5.3								
1	4	1	<p>第1 水防組織</p> <p>水防に關係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、<u>市は市役所に水防本部を設置し、事務を処理する。</u></p> <p><u>ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。</u></p>	<p>第1 水防組織</p> <p>水防に關係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、<u>市は市役所に災害対策本部又はこれに準じた組織(一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照)を設置し、事務を処理する。</u></p>	災害対策本部と水防本部の位置付けを整理								
1	4	1	<p>第2 水防活動</p> <p>水防活動については、<u>別に定める南相馬市水防計画</u>による。</p>	<p>第2 水防活動</p> <p>水防活動については、<u>第3部 水防計画</u>による。</p>	水防計画の合冊								
1	4	2	<p>第1 土砂災害警戒情報</p> <p>2 避難勧告・指示(緊急)等</p> <p>市は、県から伝達された土砂災害警戒情報、気象情報等をもとに、<u>避難勧告・指示(緊急)等</u>を発令する。避難の詳細については、第6章を準用する。</p>	<p>第1 土砂災害警戒情報</p> <p>2 避難指示等</p> <p>市は、県から伝達された土砂災害警戒情報、気象情報等をもとに、避難指示等を発令する。避難の詳細については、第6章を準用する。</p>	語句の適正								
1	4	2	<p>第2 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>1 応急対策の実施</p> <p>市は、～</p> <p>また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための<u>勧告・指示(緊急)</u>及び避難誘導等を実施する。</p>	<p>第2 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>1 応急対策の実施</p> <p>市は、～</p> <p>また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。</p>	語句の適正								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由						
1	4	2	<p>5 避難勧告・指示(緊急)等</p> <p>市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難<u>勧告・指示(緊急)</u>等及び避難誘導等を実施する。</p>	<p>5 避難指示等</p> <p>市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等及び避難誘導等を実施する。</p>	語句の適正						
1	5	1	<p>第2 消防団による活動</p> <p>3 消火活動 消防隊が到着するまで<u>消防隊が十分でない場合</u>には、率先して消火活動を行う。</p> <p>5 避難誘導 避難<u>の勧告・指示(緊急)</u>等がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。</p>	<p>第2 消防団による活動</p> <p>3 消火活動 消防隊が到着するまでは、率先して消火活動を行う。</p> <p>5 避難誘導 避難指示等がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。</p>	語句の適正						
1	6	1	<p>第1 避難の基本</p> <p>避難活動は、次を基本とする。</p> <p>(1) 台風接近等により自主避難又は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設する。</p> <p>(2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>を発令する。その場合は、災害の種別に対応した緊急避難場所を開設する。</p> <p>(3) 危険が解消した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。</p> <p>(4) 災害により住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。</p>	<p>第1 避難の基本</p> <p>1 避難行動 避難活動は、次を基本とする。</p> <p>(1) 台風接近等により自主避難<u>の呼び掛け</u>又は高齢者等避難を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設する。(概ね警戒レベル2又は3)</p> <p>(2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、避難指示を発令する。その場合は、災害の種別に対応した緊急避難場所を開設する。(警戒レベル4)</p> <p>(3) 危険が切迫した場合は、<u>緊急安全確保を発令する</u>。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。(警戒レベル5)</p> <p>(4) 危険が解消した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。</p> <p>(5) 災害により住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。</p>	<p>防災基本計画 R3.5</p> <p>避難情報に関するガイドライン R3.5、気象庁の警戒レベル導入</p>						
1	6	1	<図略> <u>差し替え</u>	<図略> <u>差し替え</u>							
1	6	1		<p>2 避難先 <u>避難先は、次のとおりである。</u> なお、<u>避難先は、市指定避難場所等のみならず、避難者自らが親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し、避難することも考慮する。</u></p> <p>(1) <u>自主避難の段階は、先行して一部避難場所を開設する。</u></p> <p>(2) <u>高齢者等避難及び避難指示を発令した段階は、指定避難場所を開設する。</u></p> <p>(3) <u>自宅で居住が不可能な場合は、市の指定避難所に収容する。</u></p>	<p>防災基本計画 R3.5</p>						
1	6	1		<p>第2 自主避難 市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように先行して開設する避難場所を開放し、早めの避難(自主避難)を呼び掛ける。</p> <p>なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。</p>	流れ図では示していたが、項目として自主避難を追加						
1	6	1	<p>第2 避難勧告・指示(緊急)等の発令</p> <p>1 避難勧告・指示(緊急)等の発令</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u> 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示する。</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p>第3 避難指示等の発令</p> <p>1 避難指示等の発令 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。</p> <p>避難指示等の種類は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難 【警戒レベル3】</u></td> <td>避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●発令される状況：災害のおそれあり</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	<u>高齢者等避難 【警戒レベル3】</u>	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。		●発令される状況：災害のおそれあり	<p>防災基本計画 R3.5、避難情報に関するガイドライン R3.5</p> <p>気象庁の警戒レベル導入</p>
種類	内容										
<u>高齢者等避難 【警戒レベル3】</u>	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。										
	●発令される状況：災害のおそれあり										

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																		
			<p><u>市長は、避難勧告・指示(緊急)に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難を促すために、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p>(3) 屋内での待避等の安全確保措置 <u>市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保」という。)を指示する。</u></p>	<p>●居住者等がとるべき行動：高齢者等は危険な場所から避難、高齢者以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。</p> <p>避難指示【警戒レベル4】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難する。</p> <p>緊急安全確保【警戒レベル5】 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 ●発令される状況：災害発生又は切迫 ●居住者等がとるべき行動：すでに安全な避難ができず命が危険な状態であり、直ちに身の安全を確保する。(ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)</p>																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>・<u>勧告</u>：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・<u>指示</u>：急を要すると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法第60条第<u>5</u>項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	・ <u>勧告</u> ：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ <u>指示</u> ：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第 <u>5</u> 項	<p>なお、避難指示等の発令の権限者は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法第60条第<u>6</u>項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第 <u>6</u> 項	
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令																					
市長	・ <u>勧告</u> ：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ <u>指示</u> ：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項																					
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第 <u>5</u> 項																					
発令権者	指示を行う要件	根拠法令																					
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項																					
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第 <u>6</u> 項																					
1	6	1	<p>2 避難勧告・指示(緊急)等の基準 <u>避難勧告・指示(緊急)等の基準は、資料編に示す。</u> なお、市は、避難の<u>勧告・指示(緊急)</u>又は<u>屋内安全確保</u>を指示する場合、福島地方気象台、県に対し助言を求めることができる。</p>	<p>2 避難指示等の基準 <u>避難指示等の基準は、資料編●ページに示す。</u> なお、市は、避難の指示又は<u>緊急安全確保</u>を指示する場合、福島地方気象台、県に対し助言を求めることができる。</p>	語句の適正																		
1	6	1	<p>3 避難勧告・指示(緊急)等の内容 <u>避難の勧告・指示(緊急)等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</u> <table border="1"> <tr> <td>(1) 避難対象地域</td> <td>(2) 避難先</td> <td>(3) 避難経路</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難の<u>勧告又は指示(緊急)</u>の理由</td> <td>(5) その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> </p>	(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路	(4) 避難の <u>勧告又は指示(緊急)</u> の理由	(5) その他必要な事項		<p>3 避難指示等の内容 <u>避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</u> <table border="1"> <tr> <td>(1) 避難対象地域</td> <td>(2) 避難先</td> <td>(3) 避難経路</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難指示等の理由</td> <td>(5) その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> </p>	(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路	(4) 避難指示等の理由	(5) その他必要な事項		語句の適正						
(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路																					
(4) 避難の <u>勧告又は指示(緊急)</u> の理由	(5) その他必要な事項																						
(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路																					
(4) 避難指示等の理由	(5) その他必要な事項																						
1	6	1	<p>4 避難措置の周知等 (1) 知事への報告 市長は、避難<u>勧告・指示(緊急)</u>又は<u>屋内安全確保</u>を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。住民が自主的に避難した場合も同様とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 避難<u>勧告・指示(緊急)</u>、<u>屋内安全確保</u>の指示の有無</td> </tr> <tr> <td>イ 避難<u>勧告・指示(緊急)</u>、<u>屋内安全確保</u>の指示の発令時刻</td> </tr> </table> <p>また、避難及び<u>屋内安全確保</u>の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 住民への周知</p>	ア 避難 <u>勧告・指示(緊急)</u> 、 <u>屋内安全確保</u> の指示の有無	イ 避難 <u>勧告・指示(緊急)</u> 、 <u>屋内安全確保</u> の指示の発令時刻	<p>4 避難措置の周知等 (1) 知事への報告 市長は、避難指示又は<u>緊急安全確保</u>を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。住民が自主的に避難した場合も同様とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 避難指示、<u>緊急安全確保</u>の指示の有無</td> </tr> <tr> <td>イ 避難指示、<u>緊急安全確保</u>の指示の発令時刻</td> </tr> </table> <p>また、避難及び<u>緊急安全確保</u>の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示(多様な手段で居住者等へ周知)するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 住民への周知</p>	ア 避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示の有無	イ 避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示の発令時刻	語句の適正 記載内容の適正														
ア 避難 <u>勧告・指示(緊急)</u> 、 <u>屋内安全確保</u> の指示の有無																							
イ 避難 <u>勧告・指示(緊急)</u> 、 <u>屋内安全確保</u> の指示の発令時刻																							
ア 避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示の有無																							
イ 避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示の発令時刻																							

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由															
			<p>市は、次の手段で避難<u>勧告・指示</u>(緊急)等の内容を周知する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ア 防災行政無線</td><td>イ 広報車</td><td>ウ 緊急情報メール</td></tr> <tr> <td>エ <u>公式ツイッター</u></td><td>オ ホームページ</td><td>カ Lアラート</td></tr> </table>	ア 防災行政無線	イ 広報車	ウ 緊急情報メール	エ <u>公式ツイッター</u>	オ ホームページ	カ Lアラート	<p>市は、次の手段で避難指示等の内容を周知する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ア 防災行政無線<u>及び戸別受信機</u></td><td>イ 防災メール</td><td>ウ 緊急速報メール</td></tr> <tr> <td>エ SNS</td><td>オ ホームページ</td><td>カ Lアラート</td></tr> <tr> <td>キ 広報車</td><td></td><td></td></tr> </table>	ア 防災行政無線 <u>及び戸別受信機</u>	イ 防災メール	ウ 緊急速報メール	エ SNS	オ ホームページ	カ Lアラート	キ 広報車			
ア 防災行政無線	イ 広報車	ウ 緊急情報メール																		
エ <u>公式ツイッター</u>	オ ホームページ	カ Lアラート																		
ア 防災行政無線 <u>及び戸別受信機</u>	イ 防災メール	ウ 緊急速報メール																		
エ SNS	オ ホームページ	カ Lアラート																		
キ 広報車																				
1	6	1	<p>5 避難<u>勧告・指示</u>(緊急)等の解除 市は、避難<u>勧告・指示</u>(緊急)等の解除に当たって、関係機関から必要な助言を受け、安全性の確認に十分努める。</p>	<p>5 避難指示等の解除 市は、避難指示等の解除に当たって、関係機関から必要な助言を受け、安全性の確認に十分努める。</p>	語句の適正															
1	6	1	<p>第3 警戒区域の設定 2 警戒区域設定の周知 市は、警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知は、避難<u>勧告・指示</u>(緊急)等と同様とする。</p>	<p>第4 警戒区域の設定 2 警戒区域設定の周知 市は、警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知は、避難指示等と同様とする。</p>	語句の適正															
1	6	1	<p>第6 広域的な避難対策 大規模災害により、市域を越えた避難が必要な場合、市は、県に受入先確保の要請を行う。 また、市は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。 また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</p>	<p>第7 広域的な避難対策 1 広域避難 <u>市は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となつた場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。</u> 2 広域一時滞在 <u>市は、災害対策基本法第86条の8及び9に基づき、災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在(避難所又は応急仮設住宅等)が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。</u> 3 避難調整 大規模災害により、市域を越えた避難が必要な場合、市は、県に受入先確保の要請を行う。 また、市は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。 また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</p>	災対法R5.3改正により広域避難が規定されたため、広域一時滞在を区別して整理															
1	6	1	<p>第7 安否情報の提供等 1 照会による安否情報の提供 市又は県は、被災者の安否情報について照会があったときは、回答することができる。回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。</p> <p>また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p>	<p>第8 安否情報の提供等 1 照会による安否情報の提供 市又は県は、被災者の安否情報について照会があったときは、<u>被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮し</u>、回答することができる。回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。 <u>なお、配偶者からの暴力等の危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。</u> また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p>	県計画 R5.3															
1	6	1	<p>2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合 市又は県は、<u>被災者が照会に際してその</u>提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。 また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。</p>	<p>2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合 市又は県は、提供について<u>被災者が同意をしている</u>安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。 また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。</p>	語句の適正															
1	6	1		<p>3 安否不明者の氏名等公表 <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、県、警察、消防から情報収集を行う。</u> <u>また、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>	県計画 R5.3															

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	6	2	第1 緊急避難場所の開設 <p>1 緊急避難場所の開設 <u>市は、避難勧告・指示(緊急)等を発令した場合、緊急避難場所を開設する。</u> <u>なお、台風の接近等や、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、一部の指定緊急避難場所を先行して開設する。</u></p>	第1 緊急避難場所の開設 <p>1 緊急避難場所の開設 <u>(1) 緊急避難場所(自主避難所)の開放</u> <u>市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、気象警報発表の有無に関わらず、時間的な余裕をもって避難が可能なように先行して開設する避難場所(自主避難所)を開放する。</u> <u>(2) 緊急避難場所(先行避難所)の開設</u> <u>市は、気象警報発表や高齢者等避難を発令した場合、一部の指定緊急避難場所(先行避難所)を先行して開設する。</u> <u>(3) 緊急避難場所(避難所)の開設</u> <u>市は、避難指示等を発令した場合、緊急避難場所(避難所)を開設する。</u> <u>なお、市は開設した緊急避難場所(避難所)の避難者数の実数を把握し、必要に応じて速やかに追加開設する。</u></p>	語句の適正
1	6	2	2 緊急避難場所での対応 <p>緊急避難場所を事前に開設した場合は、～</p>	2 緊急避難場所での対応 <p>緊急避難場所を事前に開設した場合は、～ <u>なお、避難者の受け入れにあたっては、地域住民のみならず、避難してきた者を適切に受け入れることとする。</u></p>	県計画 R3.3
1	6	2	第2 避難所の設置 <p>1 避難所の開設 (2) その他の施設の利用 <u>市の施設では不足する場合は、県に具有施設の利用を要請する。</u> <u>また、県を経由して、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。</u></p> <p>2 避難所開設の周知 (2) 住民への周知 <u>市は、避難所を開設した場合に、速やかに地域住民に周知するとともに、警察、消防に連絡する。周知の方法は、避難<u>勧告・指示(緊急)</u>等の周知と同様とする。</u></p>	第2 避難所の設置 <p>1 避難所の開設 (2) その他の施設の利用 <u>市の施設では不足する場合又は感染症対策として必要がある場合、あらかじめ指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。</u> <u>また、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するよう努める。</u></p> <p>2 避難所開設の周知 (2) 住民への周知 <u>市は、避難所を開設した場合に、速やかに地域住民に周知するとともに、警察、消防に連絡する。周知の方法は、避難指示等の周知と同様とする。</u> <u>なお、市ホームページ、防災メール等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知し、混雑の解消及び避難の円滑化に努める。</u></p>	県計画 R3.3 防災基本計画
1	6	2	第3 避難所の運営 <p>1 避難所の運営主体 (1) 避難所運営組織 <u>避難所の運営は、～</u> <u>その場合、女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や、若年・高齢者等の意見を反映できるよう配慮する。</u></p> <p>(2) 外部支援者等との連携 <u>市及び避難所運営組織は、施設管理者等の避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。</u></p>	第3 避難所の運営 <p>1 避難所の運営主体 (1) 避難所運営組織 <u>避難所の運営は、～</u> <u>その場合、女性、若年、高齢者等様々な立場の方の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や<u>性的マイノリティ</u>、若年・高齢者など多様な背景をもつ方の意見を反映できるよう配慮する。</u></p> <p>(2) 外部支援者等との連携 <u>市及び避難所運営組織は、施設管理者、<u>防災士、NPO・ボランティア</u>等の避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。</u></p>	県計画 R5.3
1	6	2	2 避難所の運営 <p>(2) 設備の整備 <u>市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。</u></p>	2 避難所の運営 <p>(2) 設備の整備 <u>市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。</u></p>	語句の適正
			ア 畳、マット、カーペット イ 間仕切り用パーティション		県計画 R4.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																						
			<p>ウ 冷暖房機器 オ 仮設風呂・シャワー キ テレビ・ラジオ ケ 簡易台所、調理用品 <u>サ</u> その他必要な設備・備品 等</p> <p>(5) 生活の支援 市は、～</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 給水</td> <td>イ 食料の供給</td> <td>ウ 医療救護</td> </tr> <tr> <td>エ 生活必需品の供給</td> <td>オ 情報提供</td> <td>等</td> </tr> </table>	ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護	エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	等	<p>入浴支援については自衛隊への災害派遣要請を原則とし、不足する場合は、南相馬市旅館ホテル組合をはじめとした入浴サービスが再開可能な公衆浴場等に対し、被災者への入浴サービス提供の協力を要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 畳、マット、カーペット、<u>段ボールベッド</u></td> <td>イ 間仕切り用パーテーション</td> </tr> <tr> <td>ウ 冷暖房機器</td> <td>エ 洗濯機・乾燥機</td> </tr> <tr> <td>オ 仮設風呂・シャワー</td> <td>カ 仮設トイレ (<u>バリアフリートイレ</u>)</td> </tr> <tr> <td>キ テレビ・ラジオ</td> <td>ク インターネット情報端末</td> </tr> <tr> <td>ケ 簡易台所、調理用品</td> <td>コ その他必要な設備・備品 等</td> </tr> </table> <p>(5) 生活の支援 市は、～</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 給水</td> <td>イ 食料の供給</td> <td>ウ 医療救護</td> </tr> <tr> <td>エ 生活必需品の供給</td> <td>オ 情報提供</td> <td>カ 各種相談業務 等</td> </tr> </table> <p>(6) 安全への配慮 市は、警察・病院・各支援団体等と連携して、性暴力・DV・ハラスメント等についての注意喚起、被害者への相談窓口に関する情報提供等、避難者の安全に配慮するよう努める。</p> <p>(7) 感染症予防対策 市は、感染症対策として、避難所レイアウトを整理するなどの対策を講じる。</p>	ア 畳、マット、カーペット、 <u>段ボールベッド</u>	イ 間仕切り用パーテーション	ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機	オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ (<u>バリアフリートイレ</u>)	キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末	ケ 簡易台所、調理用品	コ その他必要な設備・備品 等	ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護	エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	カ 各種相談業務 等	県計画 R4.3 県計画 R3.3、R4.3
ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護																									
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	等																									
ア 畳、マット、カーペット、 <u>段ボールベッド</u>	イ 間仕切り用パーテーション																										
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機																										
オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ (<u>バリアフリートイレ</u>)																										
キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末																										
ケ 簡易台所、調理用品	コ その他必要な設備・備品 等																										
ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護																									
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	カ 各種相談業務 等																									
1	6	2	<p>3 要配慮者対策</p> <p>(1) 医療・救護、介護・援護措置 要<u>支援</u>者を支援が受けられる避難所に受け入れる。 また、介護や救護を福祉団体等に要請する。</p> <p>(4) 福祉避難所への受入れ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を市が指定した福祉避難所に移送する。</p>	<p>3 要配慮者対策</p> <p>(1) 医療・救護、介護・援護措置 要<u>配慮</u>者を支援が受けられる避難所に受け入れる。 また、介護や救護を福祉団体等に要請する。</p> <p>(4) 福祉避難所への受入れ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を市が指定した福祉避難所に移送する。 <u>なお、福祉避難所は、公共施設及び社会福祉施設のみならず、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を確保し、福祉避難所として開設するよう努める。</u></p>	県計画 R3.3																						
1	6	2	<p>4 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 避難者の把握 市は、在宅の被災者や車中・テント等で生活を余儀なくされている被災者の所在を、消防団や行政区・自主防災組織等と連携して把握する。</p> <p>(2) 生活支援 市は、指定避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、防災情報メール等で、市の支援情報を提供する。 また、当該地域の指定避難所にて、避難所生活者と同様に食料、物資の供給を受けられるよう配慮する。</p>	<p>4 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 避難者の把握 市は、在宅、<u>親戚・知人宅で生活する</u>被災者や車中・テント等で生活を余儀なくされている被災者の所在を、消防団や行政区・自主防災組織等と連携して把握する。</p> <p>(2) 生活支援 市は、指定避難所以外に避難している被災者に対し、広報紙の配布、防災メール等で、市の支援情報を提供する。 また、当該地域の指定避難所にて、避難所生活者と同様に食料、物資の供給、<u>トイレ等の設備の利用</u>を受けられるよう配慮するとともに、<u>施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。</u> <u>なお、災害対策活動の拠点となる施設（市役所庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。</u></p>	県計画 R5.3 県計画 R5.3																						
1	7	1	<p>第1節 医療救護体制の確保 市は、災害が発生し、通常の医療体制では対応できない場合、医療救護体制を確保する。</p>	<p>第1節 医療救護体制の確保 市は、災害が発生し、通常の医療体制では対応できない場合、<u>福島県災害医療行動計画等に基づき</u>医療救護体制を確保する。</p>	記載内容の適正 (災害医療は県を中心と運用される)																						
1	7	1	<p>第1 医療救護本部体制 2 医療救護班の編成 市は、医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>に対し、医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。</p>	<p>第1 医療救護本部体制 2 医療救護班の編成 市は、医師会、歯科医師会及<u>び</u>薬剤師会に対し、医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。</p>	語句の適正																						

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由												
1	7	2	第1 応急医療救護 1 救護所の設置 市医療救護班は、～ <table border="1"> <tr> <td>ア 市立総合病院</td> <td>イ 小高病院</td> <td>ウ 鹿島厚生病院</td> </tr> <tr> <td>エ 小野田病院</td> <td>オ 大町病院</td> <td>カ 医療救護本部が指定した場所</td> </tr> </table>	ア 市立総合病院	イ 小高 病院	ウ 鹿島厚生病院	エ 小野田病院	オ 大町病院	カ 医療救護本部が指定した場所	第1 応急医療救護 1 救護所の設置 市医療救護班は、～ <table border="1"> <tr> <td>ア 市立総合病院</td> <td>イ 小高診療所</td> <td>ウ 鹿島厚生病院</td> </tr> <tr> <td>エ 小野田病院</td> <td>オ 大町病院</td> <td>カ 医療救護本部が指定した場所</td> </tr> </table>	ア 市立総合病院	イ 小高 診療所	ウ 鹿島厚生病院	エ 小野田病院	オ 大町病院	カ 医療救護本部が指定した場所	語句の適正
ア 市立総合病院	イ 小高 病院	ウ 鹿島厚生病院															
エ 小野田病院	オ 大町病院	カ 医療救護本部が指定した場所															
ア 市立総合病院	イ 小高 診療所	ウ 鹿島厚生病院															
エ 小野田病院	オ 大町病院	カ 医療救護本部が指定した場所															
1	7	2	第2 傷病者の搬送 1 傷病者の搬送 (2) 救護所から医療機関への搬送 救護所から～ <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>医療機関名</th> </tr> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>福島県立医科大学附属病院</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td>福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市立総合磐城共立病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院</td> </tr> </table>	種別	医療機関名	基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院	地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市立 総合磐城共立病院 、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院	第2 傷病者の搬送 1 傷病者の搬送 (2) 救護所から医療機関への搬送 救護所から～ <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>医療機関名</th> </tr> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>福島県立医科大学附属病院</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td>福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市医療センター、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院、杵記念病院、公立岩瀬病院、総合南東北病院、福島県ふたば医療センター附属病院</td> </tr> </table>	種別	医療機関名	基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院	地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市 医療センター 、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院、 杵記念病院 、 公立岩瀬病院 、 総合南東北病院 、 福島県ふたば医療センター附属病院	記載内容の適正
種別	医療機関名																
基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院																
地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市立 総合磐城共立病院 、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院																
種別	医療機関名																
基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院																
地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市 医療センター 、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院、 杵記念病院 、 公立岩瀬病院 、 総合南東北病院 、 福島県ふたば医療センター附属病院																
1	7	2	第5 健康管理 1 避難所救護の設置 市医療救護本部は、避難所の避難者の健康を管理するため、応急医療救護終了後に避難所に救護所を設置する。	第5 健康管理 1 避難所救護所の設置 市医療救護本部は、避難所の避難者の健康を管理するため、応急医療救護終了後、必要に応じて避難所に救護所を設置する。	語句の適正												
1	8	1		第1節 自助・共助による飲料水等の確保 第1 家庭内・事業所内備蓄の活用 発災直後の飲料水・食料・生活必需品等の確保は、市民の責務である家庭内備蓄及び事業所の責務である事業所内備蓄により充当することを原則とする。 第2 市が実施する飲料水等供給への協力 住民、自主防災組織、その他、地域の多様な主体は、市が実施する飲料水等供給に対して積極的に協力する。													
1	8	2	第1節 飲料水の供給 1 給水の準備 (3) 給水拠点の設定 給水拠点は、避難所、断水地域の公園等に設定する。 (4) 応援要請 市は、 給水 が市のみでは実施困難な場合、県、他の水道事業体、自衛隊に応援を要請する。	第2節 飲料水の供給 1 給水の準備 (3) 給水拠点の設定 給水拠点は、避難所、断水地域の公園等に設定する。 給水拠点は、応急給水栓等が整備されている箇所のほか、次の施設の駐車場等を候補地として速やかに設定する。候補地が使用できない場合や不足する場合は、給水車や給水を受ける住民の動線などを考慮し、避難所、公園、集会場等を活用し設定する。 小高区：浮舟文化会館、小高保健福祉センター、小高片草運動場、就業改善センター 鹿島区：鹿島生涯学習センター、かしま交流センター、セデッテかしま 原町区：石神第二小学校、原町保健センター、道の駅南相馬、各生涯学習センター (4) 応援要請 市は、市のみでは 給水 実施困難な場合、県、 協定自治体、南相馬市管工事協同組合 、他の水道事業体、自衛隊に応援を要請する。 自衛隊への要請方法は第3章第2節を参照のこと。	記載内容の適正												
1	8	2	(1) 優先給水 医療施設、医療救護所、要配慮者利用施設等に優先的に給水を行う。 (2) 家庭内備蓄の活用 発災直後は、家庭内備蓄の飲料水で充当することを原則とする。 (3) ペットボトル 給水体制が整わない場合は、ペットボトル 等の保存水 を 確保 し、被災者に供給する。	(1) 優先給水 医療施設、医療救護所、要配慮者利用施設等に優先的に給水を行う。 (2) ペットボトル飲料水の供給及び公共施設の外水栓（水道）開放 給水体制 に不足 が生じる場合は、ペットボトル 飲料水 の 確保 や、 断水していない市公共施設（生涯学習センター等） の 外水栓 を 開放 する等により被災者に供給する。													

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>(4) 給水活動 給水拠点まで、給水車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。給水拠点では、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。給水拠点では、避難所の自主運営組織、行政区、自主防災組織等の協力を得て、給水を行う。</p> <p>(5) 給水量の基準 給水量は、1人1日あたり3リットルとする。</p>	<p>(3) 給水活動 給水拠点まで、給車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。給水拠点では、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。給水拠点では、避難所の自主運営組織、行政区、自主防災組織等の協力を得て、給水を行う。</p> <p>(4) 給水量の基準 給水量は、1人1日あたり3リットルとする。</p>	
1	8	2		<p>第3 相馬地方広域水道企業団との連携</p> <p>1 給水活動の要請 市は、鹿島区において水の供給が停止したときは、相馬地方広域水道企業団に対し、給水活動の要請を行う。給水活動にあたっては、市と相馬地方広域水道企業団が情報共有を行い、連携を図る。</p> <p>2 給水拠点の設定 相馬地方広域水道企業団が設置する給水拠点は、市に準じるものとする。</p>	
1	8	3	<p>第2節 食料の供給</p> <p>第1 食料供給の準備 市は、<u>災害により</u>流通が機能しない場合は、食料の供給のため、次の準備を行う。</p> <p>(1) <u>避難勧告・指示(緊急)等に基づき避難所に受け入れた人</u>※ (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な<u>人</u> (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない<u>人</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等</u>により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。</p>	<p>第3節 食料の供給</p> <p>第1 食料供給の準備 市は、<u>被害発生後に</u>流通が機能しない場合は、食料の供給のため、次の準備を行う。</p> <p>(1) <u>避難所生活者</u>※ (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な<u>者</u> (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない<u>者</u></p> <p><u>自主避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令により</u>、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。</p>	東日本台風の検証による修正 (大雨で避難した場合は対象外)
1	8	3	<p>第2 食料の供給</p> <p>1 食料の確保</p> <p><u>(1) 家庭内備蓄の活用</u> <u>発災直後は、避難時に持ち出した家庭内備蓄で充当することを原則とする。</u></p> <p>(2) 市の備蓄の活用</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p><u>(4) 食料供給への配慮</u> 食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、要配慮者<u>への配慮</u>、アレルギー等へ配慮する。</p>	<p>第2 食料の供給</p> <p>1 食料の確保</p> <p>(1) 市の備蓄の活用</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>(3) 食料供給への配慮 食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、要配慮者<u>や宗教上の理由を有する方</u>、アレルギー等への配慮に努める。</p>	災害教訓による追加(他自治体)
1	8	3	<p>2 食料の搬送 市は、パン、弁当等を事業者に要請した場合は、直接、避難所に搬送するようする。</p>	<p>2 食料の搬送 市は、パン、弁当等<u>の供給</u>を事業者に要請した場合は、直接、避難所等に搬送するよう調整する。</p>	
1	8	4	<p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>第1 生活必需品供給の準備 市は、<u>災害により</u>流通が機能しない場合は、生活必需品の供給のため、次の準備を行う。</p>	<p>第4節 生活必需品の供給</p> <p>第1 生活必需品供給の準備 市は、<u>被害発生後に</u>流通が機能しない場合は、生活必需品の供給のため、次の準備を行う。</p>	東日本台風の検証による修正
1	8	4	<p>1 生活必需品供給の対象者 生活必需品供給の対象者は、～ <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等</u>により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。</p> <p>2 生活必需品の範囲 生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者のニーズを踏まえた生活必需物資等の供給に留意する。</p>	<p>1 生活必需品供給の対象者 生活必需品供給の対象者は、～ <u>自主避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令により</u>、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。</p> <p>2 生活必需品の範囲 生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者の<u>特有のニーズ</u>(紙おむつ、生理用品等)を踏まえた生活必需物資等の供給に留意する。</p>	東日本台風の検証による修正 記載の具体化

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			(4) 光熱材料: <u>マッチ</u> 、プロパンガス等	(4) 光熱材料: <u>ライター</u> 、プロパンガス等	
	4	第2 生活必需品の供給 市は、次の方で生活必需品を確保する。 <u>(1) 家庭内備蓄の活用</u> <u>発災直後は、避難時に持ち出した家庭内備蓄で充当することを原則とする。</u> <u>(2) 市の備蓄の活用</u> <u>(3) 生活必需品の確保</u>	第2 生活必需品の供給 市は、次の方で生活必需品を確保する。 <u>(1) 市の備蓄の活用</u> <u>(2) 生活必需品の確保</u>		
1	8	4	第2 生活必需品の供給 2 生活必需品の搬送 生活必需品は、 <u>物資集積拠点</u> で受入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。 <u>避難所での被災者への配布は、避難所運営組織等に委任する。</u>	第2 生活必需品の供給 2 生活必需品の搬送 市は、生活必需品を <u>地域内輸送拠点</u> で受け入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。	県計画 R3.3
1	8	3	3 生活必需品の配布	3 生活必需品の配布 避難所での被災者への配布は、 <u>避難所運営組織等に委任する。</u> 在宅の被災者に配布する場合は、市役所・区役所の他、生涯学習センター等の配布スペースが確保できる施設で配布する。	東日本台風の検証による追加事項
1	8	4	第2 物資受入れ体制の構築 1 物資供給が少ない場合の措置 市は、次の施設から適当な施設をそれぞれ <u>物資集積拠点</u> として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。 <u>物資集積拠点</u> は、備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場等から選定する。	第2 物資受入れ体制の構築 1 物資供給が少ない場合の措置 市は、次の施設から適当な施設をそれぞれ <u>地域内輸送拠点</u> として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。 <u>地域内輸送拠点</u> は、備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場等から選定する。	県計画 R3.3
1	8	5	第4節 物資の受入れ 第1 救援物資の受入れ 2 救援物資の受入れ方法 市は、 <u>一度に大量の物資が集まることを抑制するため</u> 、次の対応を行う。 (1) 個人等からの小口の物資は受入れの対象外と <u>する</u> 。 (2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録 <u>する</u> 。 <u>市が</u> 必要となった場合、品目、数量等を連絡し、 <u>供給を受ける</u> 。 (3) <u>生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする</u> 。	第5節 物資の受入れ 第1 救援物資の受入れ 2 救援物資の受入れ方法 市は、 <u>東日本大震災等の教訓に鑑みて</u> 、次の対応を行う。 (1) 個人等からの小口の物資、 <u>生鮮品等の保存期間が短い食品及び古着等</u> は受入れの対象外とし、 <u>市はその旨をホームページ等で速やかに公表する</u> 。 (2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録し、 <u>その物資が</u> 必要となった場合は、 <u>申し出者に</u> 品目、数量等を連絡して供給を受ける。	
1	8	5	第2 物資受入れ体制の構築 1 <u>物資供給が少ない場合の措置</u> 市は、次の施設から適当な施設をそれぞれ <u>物資集積拠点</u> として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。 <u>物資集積拠点</u> は、備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場等から選定する。 2 <u>物資供給が多い場合の措置</u> 被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、 <u>市は</u> 、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入れ、仕分作業、払い出し作業及び避難所への配送を委託する。	第2 物資受入れ体制の構築 1 <u>地域内輸送拠点の確保</u> 市は、次の施設から適当な施設をそれぞれ <u>地域内輸送拠点</u> として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。 <u>地域内輸送拠点</u> は、 <u>防災</u> 備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場、 <u>小高体育センター</u> 等から選定する。 2 <u>民間物流事業者の活用</u> 市は、被災者へ物資を大量に供給する必要があり、 <u>地域内輸送拠点では対応が困難な</u> 場合、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入れ、仕分作業、払い出し作業及び避難所への配送を委託する。	
1	9	1	第1 緊急輸送路の確保 1 緊急輸送路の確保	第1 緊急輸送路の確保 1 緊急輸送路の確保	
			種別	路線名(区間)	

部	章	節	旧(現行計画)			新(修正素案)			理由
			第1次 確保路 線	県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線	国道6号(全線)	第1次 確保路 線	県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線	国道6号(茨城県境～宮城県境) <u>常磐自動車道(茨城県境～宮城県境)</u>	
			第2次 確保路 線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	主要地方道原町川俣線(全線) 主要地方道原町二本松線(相馬浪江線～原町浪江線) 主要地方道相馬浪江線(原町川俣線～原町二本松線) 原町海老相馬線(原町浪江線～小浜字町線)	第2次 確保路 線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	主要地方道原町川俣線(全線) 主要地方道原町二本松線(相馬浪江線～原町浪江線) 主要地方道相馬浪江線(原町川俣線～原町二本松線) <u>主要地方道原町海老相馬線(原町浪江線～小浜字町線)</u> <u>県道草野大倉鹿島線(浪江鹿島線～相馬浪江線)</u> <u>県道浪江鹿島線(草野大倉鹿島線～鳥崎江垂線、幾世橋小高線～南相馬市小高区役所)</u> <u>県道鳥崎江垂線(国道6号～浪江鹿島線)</u> <u>県道小浜字町線(原ノ町駅～原町海老相馬線)</u> <u>県道北泉小高線(国道6号～浪江鹿島線)</u> <u>県道小高停車場線(浪江鹿島線～小高駅)</u> <u>県道下渋佐南新田線(国道6号～南相馬警察署)</u> <u>県道大芦鹿島線(浪江鹿島線～南相馬市役所鹿島区役所)</u> <u>市道駅東12号線(原町川俣線～相双地方振興局)</u>	
			第3次 確保路 線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	<u>県道浪江鹿島線(原町川俣線～原町第一中学校)</u>	第3次 確保路 線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	<u>市道南町北町線(原町川俣線～東北電力相双営業所)</u>	
1	9	1	第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 鹿島生涯学習センター、鹿島中学校、 <u>小高片草運動場</u> 、 萱浜ニュースポーツ広場、南相馬市サッカー場、雲雀ヶ原祭場地			第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 鹿島生涯学習センター、鹿島中学校、 萱浜ニュースポーツ広場、南相馬市サッカー場、雲雀ヶ原祭場地			災対法改正 R5.5
1	9	2	第3 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の確認 市は、 <u>公用車について、緊急通行車両等事前届出証を県又は公安委員会(警察署)に提出し、標章及び証明書の交付を受ける。</u>			第3 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の確認 市は、 <u>既に事前届出を提出し、標章及び証明書の交付を受けている場合は、当該車両に標章及び証明書を備え付ける。</u>			
1	9	2	2 規制除外車両の確認 医療関係機関、建設事業者等は、規制除外車両についても同様の措置をとる。			2 規制除外車両の確認 医療関係機関、建設事業者等は、規制除外車両について <u>緊急通行車両の確認</u> と同様の措置をとる。			記載内容の適正
1	10	1	第2 災害警備活動 2 救出救助活動 把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。			第2 災害警備活動 2 救出救助活動 把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。			語句の適正
1	10	1	5 二次災害防止措置 二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した <u>二次災害危険場所</u> 等について、市災害対策本部等に伝達し、避難 <u>勧告</u> 等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。			5 二次災害防止措置 二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した危険場所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難 <u>指示</u> 等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。			語句の適正
1	11	1	第1 住宅関係障害物の除去 1 住宅関係障害物の除去 がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行う。			第1 住宅関係障害物の除去 1 住宅関係障害物の除去 がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行う。			県計画 R3.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由														
			<p>除去は市が保有する機械を使用するほか、隣接市町村又は県の建設事務所に派遣(応援)要請を行う。相当不足する場合は、協定事業者に要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div> <p>2 災害救助法適用による障害物の除去</p> <p>市は、～</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>	<p>除去は市が保有する機械等を使用するほか、隣接市町村又は県の建設事務所への派遣(応援)要請、協定事業者への協力要請等、災害の規模等を踏まえ適切な方法により実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div> <p>2 災害救助法適用による障害物の除去</p> <p>(1) 対象者</p> <p>市は、～</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div> <p>なお、第13章第1節に規定する「応急仮設住宅等の供与」との併給は認められない。</p> <p>(2) 実施期間及び対象経費</p> <p>災害救助法により障害物の除去ができる期間は原則として災害発生の日から10日以内、支出できる経費は、必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等であることに留意すること。</p>															
1	11	1	<p>第3 河川における障害物の除去</p> <p>河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長は、河川区域内の障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。</p>	<p>第3 河川における障害物の除去</p> <p>河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、消防組織法に規定する消防機関の長は、河川区域内の障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。</p>	記載内容の適正														
1	11	2	<p>第2 処理体制の確立</p> <p>市は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時に策定した廃棄物処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。</p> <p>なお、事業者における産業廃棄物の処理は、災害の有無にかかわらず自らの責任で行うものとする。</p>	<p>第2 処理体制の確立</p> <p>市は、ごみの種類別に排出量を推定し、南相馬市災害廃棄物処理計画(令和3年6月)に基づき、作業計画を策定する。</p> <p>なお、事業者における廃棄物の処理は、災害の有無にかかわらず自らの責任で行うものとする。 対象とする災害廃棄物の種類は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">災害がれき等</td> <td style="text-align: center;"><u>災害がれき</u></td> <td>木くず、廃プラスチック、廃タイヤ、廃石綿等、可燃粗大ごみ、可燃その他、コンクリートがら等、ガラス陶磁器くず等、金属くず、不燃粗大ごみ、不燃その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>有害廃棄物</u></td> <td>有害性、爆発性、危険性等のおそれがある化学物質等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取扱に配慮が必要となる廃棄物</u></td> <td>廃家電製品等、廃自動車等、腐敗性廃棄物、施設園芸用具、家畜等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>避難所ごみ</u></td> <td>避難所ごみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>し尿・汚泥</u></td> <td>し尿(仮設トイレ・汲み取り槽)、浄化槽汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	区分		種類	災害がれき等	<u>災害がれき</u>	木くず、廃プラスチック、廃タイヤ、廃石綿等、可燃粗大ごみ、可燃その他、コンクリートがら等、ガラス陶磁器くず等、金属くず、不燃粗大ごみ、不燃その他	<u>有害廃棄物</u>	有害性、爆発性、危険性等のおそれがある化学物質等	<u>取扱に配慮が必要となる廃棄物</u>	廃家電製品等、廃自動車等、腐敗性廃棄物、施設園芸用具、家畜等	<u>避難所ごみ</u>	避難所ごみ	<u>し尿・汚泥</u>	し尿(仮設トイレ・汲み取り槽)、浄化槽汚泥	市の災害廃棄物処理計画との整合
区分		種類																	
災害がれき等	<u>災害がれき</u>	木くず、廃プラスチック、廃タイヤ、廃石綿等、可燃粗大ごみ、可燃その他、コンクリートがら等、ガラス陶磁器くず等、金属くず、不燃粗大ごみ、不燃その他																	
	<u>有害廃棄物</u>	有害性、爆発性、危険性等のおそれがある化学物質等																	
	<u>取扱に配慮が必要となる廃棄物</u>	廃家電製品等、廃自動車等、腐敗性廃棄物、施設園芸用具、家畜等																	
	<u>避難所ごみ</u>	避難所ごみ																	
	<u>し尿・汚泥</u>	し尿(仮設トイレ・汲み取り槽)、浄化槽汚泥																	
1	11	2	<p>2 収集体制の確保</p> <p>市は、収集処理のため、(一社)福島県産業資源循環協会相双法部地域協議会、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。</p> <p>さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。</p> <p><図略>削除</p>	<p>2 処理のための体制の確保</p> <p>市は、収集処理のため、(一社)福島県産業資源循環協会相双方部地域協議会、民間事業者の等の協力を得て、体制を構築する。</p> <p>また、広域的な相互協力体制として、災害協定等を締結している市町村、県、国、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)等の協力・支援を要請する。</p>	市の災害廃棄物処理計画との整合														
1	11	2	<p>第3 処理対策</p> <p>1 仮置場の設置</p> <p>大量にがれき等が発生した場合は、公有地等を中心に仮置場を設置する。</p> <p>また、リサイクルのための分別を行うストックヤード等も確保する。</p>	<p>第3 処理対策</p> <p>1 仮置場の設置</p> <p>大量にがれき等が発生した場合は、防災集団移転跡地等から候補地を選定する。</p> <p>仮置場では、今後の処理及び再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。</p> <p>また、周辺等における生活環境への影響を防止するため、環境モニタリング、火災防止対策を行う。</p>	市の災害廃棄物処理計画との整合														
1	11	2	<p>2 がれきの収集</p>	<p>2 廃棄物の収集</p>	語句の適正														

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	11	2	5 一般ごみの処理 生活ごみの収集については、平常時と同様に収集する。	5 生活ごみ・避難所ごみの処理 <u>避難所においては、廃棄物の搬出が容易に行えるよう、あらかじめ保管場所を選定し分別を徹底する。</u> 生活ごみの収集については、平常時と同様に収集する。	市の災害廃棄物処理計画との整合
1	11	3	第1 処理体制の確立 1 し尿排出量の推定 市は、断水地域や浸水した地区の被災者数等から、必要な仮設トイレ数等を推計し、 <u>平常時に策定した廃棄物処理計画を勘案しつつ</u> 、作業計画を作成する。	第1 処理体制の確立 1 し尿排出量の推定 市は、断水地域や浸水した地区の被災者数等から、必要な仮設トイレ数等を推計し、 <u>南相馬市災害廃棄物処理計画に基づき</u> 、作業計画を作成する。	市の災害廃棄物処理計画との整合
1	11	3	2 収集体制の確保 市は、 <u>民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時ににおける人員、資機材等の確保を要請する。</u>	2 収集体制の確保 市は、 <u>平時の収集許可業者へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努める。ただし、車両や委託業者の被災により、確保できる車両が不足する場合は、県や他自治体に支援を要請する。</u>	市の災害廃棄物処理計画との整合
1	12	3	第2節 保健活動 第4動物(ペット)救護対策 1 避難所におけるペット対策 市は、～ なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。 同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行 <u>う</u> 。	第2節 保健活動 第4動物(ペット)救護対策 1 避難所におけるペット対策 市は、～ なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。 同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行 <u>い</u> 、 <u>ペット同行避難マニュアル等により周知・啓発を図る。</u>	
1	13	1	第1 応急仮設住宅の建設 2 応急仮設住宅の建設 (1) 入居対象者 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">イ 居住する住宅がない者又は避難<u>勧告</u>等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。</div> (2) 入居者の選定 応急 <u>仮設</u> 住宅の入居者の選定は、県が市長の協力を求めて行う。 ただし、県から事務 <u>委託</u> された場合は、市が実施する。 (4) 建設場所 応急 <u>仮設</u> 住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。学校の敷地を選定する場合には、教育活動に十分配慮する。 また、～ (5) 集会所の設置 仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。 3 応急 <u>仮設</u> 住宅の管理運営 県及び市は、応急 <u>仮設</u> 住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">(3) 入居者によるコミュニティの形成及び運営(特に、女性の参画等、女性を<u>始め</u>とする生活者の意見<u>を反映</u>に配慮)</div>	第1 建設型応急住宅 2 応急住宅の供与 (1) 入居対象者 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">イ 居住する住宅がない者又は避難<u>指示</u>等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。</div> (2) 入居者の選定 応急住宅の入居者の選定は、県が市長の協力を求めて行う。 ただし、県から事務 <u>委任</u> された場合は、市が実施する。 (4) 建設場所 応急住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。学校の敷地を選定する場合には、教育活動に十分配慮する。 また、～ (5) 集会所の設置 仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、 <u>内閣総理大臣と協議の上</u> 、集会所や談話室といった施設を設置することができる。 3 応急住宅の管理運営 県及び市は、応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">(3) 入居者によるコミュニティの形成及び運営(特に、女性の参画等、女性を<u>はじめ</u>とする<u>多様な</u>生活者の意見<u>の反映</u>に配慮)</div>	県計画 R4.3 応急仮設住宅は、建設型応急住宅と賃貸型応急住宅に区分
1	13	1	第2 借り上げ住宅等の提供 1 借り上げ住宅の提供	第2 賃貸型応急住宅 1 賃貸型応急住宅の供与	県計画 R4.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			県は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急 仮設 住宅の 建設 のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する。	県は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、 <u>建設型</u> 応急住宅のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げ、 <u>賃貸型</u> 応急住宅として供与する。	
1	13	1	2 公営住宅のあっせん	2 公営住宅等のあっせん 3 管理運営等 <u>賃貸型応急住宅の入居者の選定、管理運営等は、建設型応急住宅と同様とする。</u>	建設型と賃貸型を区分したため。
1	13	1	第3 被災住宅の応急修理 2 修理の実施 (1) 応急修理対象者 次の要件をすべて満たす者とする。 ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 エ 半壊の住家被害を受けた者は、世帯収入等が基準に該当していること。 (2) 修理の範囲 応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。市が実施する場合、原則として建設事業者との請負契約により実施する。 ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 イ ドア、窓等の開口部の応急修理 ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理 エ 衛生設備の応急修理	第3 被災住宅の応急修理 2 修理の実施 (1) 応急修理対象者 応急修理の対象者は、次のとおりである。 ア 次の要件を全て満たす者とする (ア) 準半壊以上の被害を受け、そのままでは住むことができない状態であること。 ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。 また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。 (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 ただし、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6ヶ月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。 イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。 (2) 修理の範囲 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。市が実施する場合、原則として建設事業者との請負契約により実施する。	県計画 R3.3
1	13	2	第1 住家の被害認定調査 市は、～ (1) 判定の区分 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なし (2) 調査方法 ア 一次調査：外観目視による全壊か否かを判断する。 イ 二次調査：全壊以外を対象に、外観又は立入調査を実施する。 ウ 再調査：被災者等からの申し出により再調査する。	第1 住家の被害認定調査 市は、～ (1) 判定の区分 全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、 <u>準半壊に至らない</u> （一部損壊）、被害なし (2) 調査方法 ア 一次調査：外観目視による全壊か否かを判断する。 イ 二次調査：全壊以外を対象に、外観又は立入調査を実施する。 ウ 再調査：被災者等からの申し出により再調査する。 なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するよう努める。	災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当）による変更
1	14	1	第1 遺体の搜索 市は、県、警察、消防、自衛隊の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。 市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を市役所及び区役所に設置し、住民からの情報を収集するとともに、 <u>警察、消防の把握した</u> 情報の一元化に努める。	第1 遺体の搜索 市は、県、警察、消防、自衛隊の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。 市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を市役所及び区役所に設置し、住民からの情報を収集するとともに、 <u>安否</u> 情報の一元化に努める。	
1	14	2	第1 遺体の搬送	第1 遺体の搬送	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			遺体の発見現場から検視場所又は遺体収容所までは、発見した機関が搬送する。 検視場所から遺体収容所までは、市が搬送する。	遺体の発見現場から検視場所又は遺体収容所までは、発見した機関が搬送する。 検視場所から遺体収容所までは、市が搬送する。 <u>なお、市は必要に応じて、福島県葬祭業協同組合及び福島県靈柩自動車組合との災害協定に基づき、葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等への協力を要請する。</u>	
1	14	3	第3節 遺体の火・埋葬	第3節 遺体の火葬・埋葬	語句の適正
1	15	1	第2 応急復旧のための支援要請 市は、 <u>他の水道事業者</u> 、県等に支援を要請する。	第2 応急復旧のための支援要請 市は、 <u>協定自治体</u> 、県等に支援を要請する。	
1	15	2	第2 応急復旧のための支援要請(下水道課) 市は、他の水道事業者、県等に支援を要請する。	第2 応急復旧のための支援要請(下水道課) 市は、他の <u>下</u> 水道事業者、県等に支援を要請する。	
1	15	3	第1 緊急対応 1 東北電力(株)は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。	第1 緊急対応 1 東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。	
1	15	3	第2 応急復旧 東北電力(株)は、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。	第2 応急復旧 東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。	
1	15	6		第6節 鉄道施設の応急対策 <u>災害等により鉄道施設に被害が発生した場合の対策は、第21章第6節を準用する。</u>	県防災会議の意見 R1.11
1	16	1	第1 児童生徒等保護対策 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。児童生徒等については、教職員の指導の下に、気象情報等により事前に全員を帰宅させることを原則とする。	第1 児童生徒等保護対策 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。児童生徒等については、教職員の指導の下に、気象情報等により事前に全員を帰宅させることを原則とし、 <u>屋外の移動が危険な場合は学校で保護</u> する。	県計画 R3.3
1	16	3	第3節 文化財の応急対策 文化財が被災した場合には、市教育委員会は、県教育委員会に報告し指示を受ける。	第3節 文化財の応急対策 <u>指定等文化財が被災した場合には資料の保存に努め、市教育委員会は、県教育委員会及び周辺の大学・博物館等の専門機関に報告し指示を受ける。</u>	
1	17	1	第1 在宅の要配慮者対策 2 避難所での支援 (2) 生活支援 市は、避難所の要配慮者のために、介護職員の派遣、専用スペースの指定、車椅子・障がい者用携帯便器、等の資器材や手話通訳等の確保、食料への配慮等を行う。 また、居宅における生活が可能な場合にあっては、必要な在宅支援を実施する。 市で実施が困難な場合は、県に災害派遣福祉チーム員による要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を要請する。	第1 在宅の要配慮者対策 2 避難所での支援 (2) 生活支援 市は、避難所の要配慮者のために、介護職員の派遣、専用スペースの指定、車椅子・障がい者用携帯便器、 <u>医療的ケア児・者などの医療用機器の非常電源等の資器材、ガイドヘルパー</u> や手話通訳等の確保、食料への配慮等を行う。 また、居宅における生活が可能な場合にあっては、必要な在宅支援を実施する。 市で実施が困難な場合は、県に災害派遣福祉チーム員による要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を要請する。	県計画 R4.3
1	17	1	3 福祉避難スペースの確保 市は、 <u>生涯学習センターの公共施設</u> に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。	3 福祉避難スペースの確保 市は、 <u>避難所</u> に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。	活用施設の変更
1	17	1	第2 社会福祉施設対策 1 避難活動 社会福祉施設の管理者は、気象情報や市の避難勧告・指示(緊急)等に基づき、入所者の安全を確保する。	第2 社会福祉施設対策 1 避難活動 社会福祉施設の管理者は、気象情報や市の避難指示等に基づき、入所者の安全を確保する。	語句の適正
1	17	3	第3節 外国人対策 市は、 <u>国際交流協会</u> を通じて、外国人コミュニティから安否情報や要望等を聴取する。 また、 <u>国際交流協会</u> を通じて通訳ボランティアを確保し、広報内容の翻訳、相談窓口での通訳等の対応を行う。	第3節 外国人対策 市は、 <u>南相馬市多文化共生センター</u> を通じて、外国人コミュニティから安否情報や要望等を聴取する。 また、 <u>南相馬市多文化共生センター</u> を通じて通訳ボランティアを確保し、広報内容の翻訳、相談窓口での通訳、SNS等を活用して、 <u>外国語や「やさしい日本語」による情報提供</u> 等の対応を行う。	県計画 R3.3
1	18	1	第2 ボランティアの受け入れ・運営	第2 ボランティアの受け入れ・運営	県計画 R4.3

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			市社会福祉協議会は、～	<p><u>1 ボランティアセンターの運営</u> 市社会福祉協議会は、～</p> <p><u>2 市の支援</u></p> <p>(1) 市は、災害ボランティア用防災倉庫の整備及び資機材の配備により、ボランティアの活動を支援する。</p> <p>(2) 市は、ボランティアセンターの活動支援の担い手となりうる市協力防災士に登録した防災士の情報を市社会福祉協議会に提供する。</p> <p>(3) 市は、市外から災害ボランティアを募集する必要性がある場合には、災害ボランティアが高速道路の無償措置を受けることができるよう、県に対して高速道路事業者へ調整を要請する。</p> <p>(4) 市は、ボランティア活動と市等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>	
1	18	2	第2節 ボランティア活動 ボランティア活動は、 <u>次の内容</u> が想定される。	第2節 ボランティア活動の種類と需給の調整 ボランティア活動には、大別して一般ボランティアと専門職ボランティアの <u>2種類</u> が想定される。 市は、平時から専門職ボランティア団体等との連携を図るとともに、総合相談窓口等で聞き取った被災者の災害ボランティアのニーズをボランティアセンター等へ共有するなどして、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要とする方との需給調整に努める。	
1	20	2	第2節 救助の種類等 救助の種類は、次のとおりである。 なお、災害救助法第 <u>29</u> 条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(17) 応急救助のための賃金職員等</div>	第2節 救助の種類等 救助の種類は、次のとおりである。 なお、災害救助法第 <u>30</u> 条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(17) 応急救助のための賃金職員等 <u>※災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。</u></div>	R5.3 県計画との整合
1	21	1	第1 災害情報の収集伝達 2 市のとるべき措置 市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、各機関に情報を伝達する。 県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」及び「同集 <u>火薬類・高圧ガス事故通報</u> 」による。	第1 災害情報の収集伝達 2 市のとるべき措置 市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、各機関に情報を伝達する。 県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統一2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u> 」及び「同集 <u>報告系統一4 火薬類・高圧ガス事故</u> 」による。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	1	第7 避難誘導 1 市等のとるべき措置 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第6章第1節の定めにより、地域住民等に対し避難の <u>勧告又は指示(緊急)</u> 等の必要な措置を講ずる。	第7 避難誘導 1 市等のとるべき措置 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第6章第1節の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずる。	語句の適正
1	21	1	2 要配慮者対策 市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について第17章 <u>第1節</u> の定めにより必要な措置を講ずる。	2 要配慮者対策 市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について第17章の定めにより必要な措置を講ずる。	語句の適正
1	21	1	第8 災害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者要配慮者に配慮した広報を実施する。	第8 災害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	2	第1 災害情報の収集伝達 及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、～ 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」により行う。	第1 災害情報の収集伝達 及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、～ 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統一2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u> 」により行う。	県防災会議の意見 R1.11

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	21	2	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章 第1節 を準用する。	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章を準用する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	2	第6 災害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は～ なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。	第6 災害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	3	第1 災害情報の収集伝達 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、～ 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」により行う。	第1 災害情報の収集伝達 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、～ 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統－1 林野火災</u> 」により行う。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	3	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章 第1節 を準用する。	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章を準用する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	3	第6 灾害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。	第6 灾害広報 県、市、防災関係機関及び事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	5	第1 災害情報の収集伝達 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、次に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」により行う。 <u>〈図略〉修正 (県機関の名称変更)</u>	第1 災害情報の収集伝達 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、次に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u> 」により行う。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	5	第6 危険物等の大量流出に対する応急措置 1 県のとるべき措置 (1) 危機管理総室、地方振興局、水産事務所、 <u>水産試験場</u> 、港湾建設事務所 イ <u>対策</u> 協議会への参画 <u>対策</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、	第6 危険物等の大量流出に対する応急措置 1 県のとるべき措置 (1) 危機管理総室、地方振興局、水産事務所、 <u>水産海洋研究センター</u> 、 <u>水産資源研究所</u> 、港湾建設事務所 イ <u>防除</u> 協議会への参画 <u>防除</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、	県防災会議の意見 R1.11
1	21	5	2 市のとるべき措置 (3) <u>対策</u> 協議会への参画 <u>対策</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。	2 市のとるべき措置 (3) <u>防除</u> 協議会への参画 <u>防除</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	5	3 消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)のとるべき措置 (2) <u>対策</u> 協議会への参画 <u>対策</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。	3 消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)のとるべき措置 (2) <u>防除</u> 協議会への参画 <u>防除</u> 協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	5	第8 灾害広報 県、市、防災関係機関及び関係事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。	第8 灾害広報 県、市、防災関係機関及び関係事業者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	6	第1 災害情報の収集伝達 2 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)のとるべき措置 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」により行う。	第1 災害情報の収集伝達 2 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)のとるべき措置 市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u> 」により行う。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	6	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章 第1節 を準用する。	第5 避難誘導 第6章第1節及び第17章を準用する。	県防災会議の意見 R1.11

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	21	6	第6 災害広報 県、市、防災関係機関及び東日本旅客鉄道（株）は、～ なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。	第6 災害広報 県、市、防災関係機関及び東日本旅客鉄道（株）は、～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	7	第1 災害情報の収集伝達 2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、道路災害の情報を受理したときは、 その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u> 」により行う。	第1 災害情報の収集伝達 2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、道路災害の情報を受理したときは、 その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。 県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u> 」により行う。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	7	第5 危険物の流出に対する応急対策 道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、第19章 <u>第1節</u> の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。	第5 危険物の流出に対する応急対策 道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、第19章の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	7	第7 災害広報 県、市、防災関係機関及び道路管理者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。	第7 災害広報 県、市、防災関係機関及び道路管理者は、～ なお、その際、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 等要配慮者に配慮した広報を実施する。	県防災会議の意見 R1.11
1	21	8		第8節 航空機災害対策 第1 災害情報の収集伝達 1 福島空港事務所（空港管理者）のとるべき措置 <u>福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5連絡通報体制」に定める、福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡する。</u> 2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置 <u>市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、航空機災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。</u> <u>県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」により行う。</u> <u>〈図略〉</u> 第2 活動体制の確立 1 航空運送事業者の活動体制 <u>航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。</u> 2 市の活動体制 <u>第1節第2を準用する。</u> 3 相互応援協力 <u>第1節第2を準用する。</u> 4 自衛隊の災害派遣 <u>県は、航空災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。</u> 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 <u>市は、消防本部、警察署、医療機関等と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定等に基づく応援要請等を行い、救助・救出及び医療救護活動を実施する。</u> <u>その他は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。</u> 2 消火活動 <u>消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</u> <u>その他は、第5章第1節を準用する。</u> 第4 交通規制措置	県防災会議の意見 R1.11

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>第10章第2節を準用する。</p> <p>第5 災害広報</p> <p>県、市、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。</p>	
2	1	1	<p>第1 復旧事業計画の基本方針</p> <p>復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。</p> <p>1 災害の再発防止</p> <p>復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。</p> <p>2 災害復旧事業期間の短縮</p> <p>復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。</p>	<p>第1 復旧事業計画の基本方針</p> <p>復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関が十分連絡調整を図り、再発防止及び事業期間の短縮に努めることを基本方針とする。</p>	
2	1	1	第2 災害復旧事業の種類 災害復旧事業の種類は、次のとおりである。	第2 災害復旧事業計画の種類 災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。	
2	1	2	<p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>県又は市は、～</p> <p>このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。</p> <p>なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。</p>	<p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>県又は市は、～</p> <p>このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災の程度及び緊急性に応じ公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。</p> <p>なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針を参照する。</p>	
2	1	2	<p>第2 激甚災害に係る財政援助 災害対策基本法に規定する著しく激甚である～</p> <p>4 その他の財政援助及び助成 (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付けの特例</p>	<p>第2 激甚災害に係る財政援助 災害対策基本法に規定する著しく激甚である～</p> <p>4 その他の財政援助及び助成 (4) 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例</p>	語句の適正
2	2	1	<p>第2 被災者の生活支援</p> <p>1 公営住宅の一時使用</p> <p>市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画と実施を行う。</p> <p>一時使用対象者は、災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者である。</p>	<p>第2 被災者の生活支援</p> <p>1 公営住宅の一時使用</p> <p>市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅の一時使用に関する計画立案と実施を行う。</p> <p>一時使用対象者は、災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。</p>	語句の適正
2	2	2	第1 農林漁業関係 県は、～	第1 農林漁業関係 県は、～	語句の適正
2	2	3	第1 被災者台帳の作成 市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。	第1 被災者台帳の作成 市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。	語句の適正
3	1	1		<p>第3部 水防計画</p> <p>第1章 総則</p>	R3.2.16付内閣府・総務省・国土

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>第1節 目的 <u>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下第3部水防計画において「法」という。）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体たる南相馬市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</u></p>	交通通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」において、両計画の一体化や、重複排除など、策定事務の簡素化を図ることが可能とされた
3	1	2		<p>第2節 用語の定義 <u>主な水防用語の定義は、資料編●ページのとおりである。</u> <u>なお、消防団が水防事務を行うため、法第5条の規定による水防団は、設置していない。</u></p>	
3	1	3		<p>第3節 水防の責任等 <u>水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は資料編●ページのとおりである。</u></p>	
3	1	4		<p>第4節 水防計画の作成及び変更 <u>(1) 水防計画の作成及び変更</u> <u>市は、県の水防計画に応じて水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。</u> <u>また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。</u> <u>(2) 水防協議会の設置</u> <u>市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。</u> <u>水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。</u> <u>(3) 大規模氾濫減災協議会</u> <u>国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。</u></p>	
3	1	5		<p>第5節 津波における留意事項 <u>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。</u> <u>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</u> <u>従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</u></p>	
3	1	6		<p>第6節 安全配慮 <u>洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</u> <u>避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。</u> <u>【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 </p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																		
				<ul style="list-style-type: none"> ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・水防活動は原則として複数人で行う。 ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は消防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員へ周知し、共有しなければならない。 ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・津波浸水想定の区域内にある消防団の各部は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。 ・洪水時の堤防決壊の事例等の資料の配付、安全確保のための研修を実施する。 																			
3	2			<p>第2章 水防組織</p> <p>水防に関する警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮(以下「水害等」という。)のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に災害対策本部又はこれに準じた組織(一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照)を設置し、事務を処理する。</p>																			
3	3			<p>第3章 重要水防箇所</p> <p>重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。</p> <p>県国管理河川における重要水防箇所の設定基準及び市内の設定箇所は、資料編●ページを参照のこと。</p>																			
3	4	1		<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般的利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般的利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th style="text-align: center;">一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動用気象注意報</td> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td style="text-align: center;">大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動用気象警報</td> <td style="text-align: center;">大雨警報</td> <td style="text-align: center;">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動用洪水注意報</td> <td style="text-align: center;">大雨特別警報</td> <td style="text-align: center;">大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動用洪水警報</td> <td style="text-align: center;">洪水注意報</td> <td style="text-align: center;">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">洪水警報</td> <td style="text-align: center;">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用洪水注意報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用洪水警報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき		洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準																					
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																					
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																					
水防活動用洪水注意報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																					
水防活動用洪水警報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																					
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																					

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)			理由																		
				<p>水防活動用高潮注意報</p> <p>水防活動用高潮警報</p> <p>水防活動用津波注意報</p> <p>水防活動用津波警報</p>	<p>高潮注意報</p> <p>高潮警報</p> <p>高潮特別警報</p> <p>津波注意報</p> <p>津波警報</p> <p>津波特別警報</p>	<p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</p> <p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</p> <p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</p> <p>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</p> <p>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</p> <p>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「天津波警報」の名称で発表する)</p>																			
				<p>※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。</p> <p>なお、その他の気象情報は、一般災害対策編 第1部第2章第1節、津波情報は、津波災害対策編 第2章第1節のとおりである。</p> <p>(2) 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>一般災害対策編 第1部第2章第1節第2のとおりである。</p>																					
3	4	2		<p>第2節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報</p> <p>【洪水予報を行う河川名、区域】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>予報区間</th> <th>基準地点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田川</td> <td> 左岸 福島県南相馬市原町区大原字東下田(栢木橋)から海まで 右岸 福島県南相馬市原町区深野字塙塚(栢木橋)から海まで </td> <td>原町</td> <td> 福島県相双建設事務所 福島地方気象台 (共同発表) </td> </tr> </tbody> </table>			種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名	新田川	左岸 福島県南相馬市原町区大原字東下田(栢木橋)から海まで 右岸 福島県南相馬市原町区深野字塙塚(栢木橋)から海まで	原町	福島県相双建設事務所 福島地方気象台 (共同発表)	
種類	発表基準																								
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき																								
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																								
河川名	予報区間	基準地点	担当官署名																						
新田川	左岸 福島県南相馬市原町区大原字東下田(栢木橋)から海まで 右岸 福島県南相馬市原町区深野字塙塚(栢木橋)から海まで	原町	福島県相双建設事務所 福島地方気象台 (共同発表)																						
3	4	3		<p>第3節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む。)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> </table>			種類	発表基準																	
種類	発表基準																								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																		
				<p>氾濫注意情報 基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき</p> <p>氾濫警戒情報 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</p> <p>氾濫危険情報 基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき</p> <p>氾濫発生情報 気象が発生したとき</p> <p>(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知</p> <p style="text-align: center;"><u>水位到達情報の通知を行う河川名、区域</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>避難判断水位</th> <th>発表区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真野川</td> <td>水防小島田堰 観測所</td> <td>3.60m (T.P.7.220m)</td> <td>左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下地内(御山橋) から海まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻地内(御山橋) から海まで</td> </tr> <tr> <td>小高川</td> <td>小高水位観測所</td> <td>2.80m (T.P.6.340m)</td> <td>左岸 南相馬市小高区小屋木字新田地内(吉名橋) から海まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫地内(吉名橋) から海まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	避難判断水位	発表区間	真野川	水防小島田堰 観測所	3.60m (T.P.7.220m)	左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下地内(御山橋) から海まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻地内(御山橋) から海まで	小高川	小高水位観測所	2.80m (T.P.6.340m)	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田地内(吉名橋) から海まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫地内(吉名橋) から海まで							
河川名	観測所名	避難判断水位	発表区間																				
真野川	水防小島田堰 観測所	3.60m (T.P.7.220m)	左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下地内(御山橋) から海まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻地内(御山橋) から海まで																				
小高川	小高水位観測所	2.80m (T.P.6.340m)	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田地内(吉名橋) から海まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫地内(吉名橋) から海まで																				
3	4	4		<p>第4節 水防警報</p> <p>第1 安全確保の原則</p> <p>水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。</p>																			
3	4	4		<p>第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報</p> <p>(1) 種類及び発令基準</p> <p>知事は、知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発令基準	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
種類	内容	発令基準																					
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。																					
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。																					
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。																					
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。																					
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																					

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																																																																												
				<p>※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p> <p>(2) 都道府県が行う水防警報</p> <p>水防警報を行う河川名、区域等は次のとおりである。</p> <p>真野川 福島県報告示第489号 平成22年7月16日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表者</th><th>受報者</th><th>備考</th><th>受報担当部署</th><th>電話</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相双建設事務所</td><td>南相馬市長</td><td></td><td>危機管理課</td><td>0244(24)5232</td><td>0244(23)2511</td></tr> <tr> <td>河川名</td><td>区間</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>真野川 左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下 (御山橋) から 海 まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻 (御山橋) から 海 まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報の対象となる観測所</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>種別</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th><th>氾濫危険水位</th><th>氾濫計画高水量 (m³/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防小島田堰</td><td>南相馬市鹿島区鹿島字西町</td><td>テメータ</td><td>2.50 m</td><td>3.20 m</td><td>5.10 m</td><td>4.30 m</td><td>1,100</td></tr> <tr> <td>観測所名</td><td>待機</td><td>準備</td><td>出動</td><td>解除</td><td>水位</td><td colspan="2">その他特に必要な事項</td></tr> <tr> <td>水防警報の範囲</td><td>水位 2.50m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき</td><td>水位 2.50m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき</td><td>水位 3.20m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき</td><td>水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき</td><td>水位は1時間 毎に数字を以 て行う</td><td colspan="2">適宜、出水情報を以て状況 を通知する</td></tr> </tbody> </table> <p>新田川 福島県報告示第307号 平成18年3月28日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表者</th><th>受報者</th><th>備考</th><th>受報担当部署</th><th>電話</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相双建設事務所長</td><td>南相馬市長</td><td></td><td>危機管理課</td><td>0244(24)5232</td><td>0244(23)2511</td></tr> <tr> <td>河川名</td><td>区間</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>新田川 左岸 南相馬市原町区大原字東下田 (栢木橋) から 海 まで 右岸 南相馬市原町区深野字塙塚 (栢木橋) から 海 まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報の対象となる観測所</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>種別</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th><th>氾濫危険水位</th><th>汜濫計画高水量 (m³/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原町水位</td><td>南相馬市原町区北新田字本町 243-1</td><td>テメータ</td><td>1.30 m</td><td>2.10 m</td><td>3.51 m</td><td>4.00 m</td><td>1,350</td></tr> <tr> <td>観測所名</td><td>待機</td><td>準備</td><td>出動</td><td>解除</td><td>水位</td><td colspan="2">その他特に必要な事項</td></tr> <tr> <td>水防警報の範囲</td><td>水位 1.30m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき</td><td>水位 1.50m に達し、な お上昇のお それがある るとき</td><td>水位 2.10m に達し、な お上昇のお それがある るとき</td><td>水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき</td><td>水位は1時間 毎に数字を以 て行う</td><td colspan="2">適宜、出水情報を以て状況 を通知する</td></tr> </tbody> </table> <p>小高川 福島県報告示第489号 平成22年7月16日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表者</th><th>受報者</th><th>備考</th><th>受報担当部署</th><th>電話</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相双建設事務所</td><td>南相馬市長</td><td></td><td>危機管理課</td><td>0244(24)5232</td><td>0244(23)2511</td></tr> <tr> <td>河川名</td><td>区間</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>小高川 左岸 南相馬市小高区小屋木字新田 (吉名橋) から 海 まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫 (吉名橋) から 海 まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th><th>地先名</th><th>種別</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th><th>汜濫危険水位</th><th>汜濫計画高水量 (m³/s)</th></tr> </thead> </table>	発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X	相双建設事務所	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511	河川名	区間					水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	氾濫計画高水量 (m³/s)	水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町	テメータ	2.50 m	3.20 m	5.10 m	4.30 m	1,100	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項		水防警報の範囲	水位 2.50m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 2.50m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき	水位 3.20m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき	水位は1時間 毎に数字を以 て行う	適宜、出水情報を以て状況 を通知する		発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X	相双建設事務所長	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511	河川名	区間					水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	汜濫計画高水量 (m³/s)	原町水位	南相馬市原町区北新田字本町 243-1	テメータ	1.30 m	2.10 m	3.51 m	4.00 m	1,350	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項		水防警報の範囲	水位 1.30m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.50m に達し、な お上昇のお それがある るとき	水位 2.10m に達し、な お上昇のお それがある るとき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき	水位は1時間 毎に数字を以 て行う	適宜、出水情報を以て状況 を通知する		発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X	相双建設事務所	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511	河川名	区間					観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	汜濫危険水位	汜濫計画高水量 (m³/s)
発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X																																																																																																																												
相双建設事務所	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511																																																																																																																												
河川名	区間																																																																																																																																
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	氾濫計画高水量 (m³/s)																																																																																																																										
	水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町	テメータ	2.50 m	3.20 m	5.10 m	4.30 m	1,100																																																																																																																									
観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項																																																																																																																											
水防警報の範囲	水位 2.50m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 2.50m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき	水位 3.20m に達し、な お上昇のお それがある ると思われ るとき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき	水位は1時間 毎に数字を以 て行う	適宜、出水情報を以て状況 を通知する																																																																																																																											
発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X																																																																																																																												
相双建設事務所長	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511																																																																																																																												
河川名	区間																																																																																																																																
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	汜濫計画高水量 (m³/s)																																																																																																																										
	原町水位	南相馬市原町区北新田字本町 243-1	テメータ	1.30 m	2.10 m	3.51 m	4.00 m	1,350																																																																																																																									
観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項																																																																																																																											
水防警報の範囲	水位 1.30m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.50m に達し、な お上昇のお それがある るとき	水位 2.10m に達し、な お上昇のお それがある るとき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなつた とき	水位は1時間 毎に数字を以 て行う	適宜、出水情報を以て状況 を通知する																																																																																																																											
発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	F A X																																																																																																																												
相双建設事務所	南相馬市長		危機管理課	0244(24)5232	0244(23)2511																																																																																																																												
河川名	区間																																																																																																																																
観測所名	地先名	種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	汜濫危険水位	汜濫計画高水量 (m³/s)																																																																																																																											

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)									理由																		
				水防警報の対象となる観測所	小高水位	南相馬市小高区小高字八景前	テレメター	1.80 m	2.50 m	4.10 m	3.00 m	600																			
				水防警報の範囲	観測所名	待機 準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項																					
					水位 1.80m	水位 1.80m	水位 2.50m	水位が氾濫	水位は1時間	適宜、出水情報を以て状況																					
					に達し、氾濫注意水位	に達し、な	に達し、な	注意水位を	毎に数字を以	を通知する																					
					小高水位	お上昇のお	お上昇のお	下り水防作業の必要が																							
					以上に達すると思われるとき	それがあるとき	それがあるとき	なくなったとき																							
3	4	4		<p>第3 高潮時の海岸に関する水防警報</p> <p>(1) 種類及び発令基準</p> <p>知事は、知事が指定した海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係る機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機・準備</td> <td>波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。</td> <td>気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等</td> <td>気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保準備</td> <td>激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。</td> <td>気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保</td> <td>激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの</td> <td>気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保解除</td> <td>激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。</td> <td>気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。</td> <td>気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 都道府県が行う水防警報</p> <p>水防警報を行う指定海岸は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>真野川漁港海岸 南右田地区海岸 鳥崎地区海岸</td> <td>北端 南相馬市鹿島区大字南右田字二ツ沼 から 南端 南相馬市鹿島区大字鳥崎字戸屋(八竜神社) まで</td> </tr> <tr> <td>小高海岸 浦尻地区海岸</td> <td>北端 南相馬市小高区大字浦尻字町(浦尻農村公園) から 南端 南相馬市小高区大字浦尻字町(県道幾世橋小高線と市道浦尻線交差部) まで</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	発令基準	待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。	距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。	距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。	距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。	真野川漁港海岸 南右田地区海岸 鳥崎地区海岸	北端 南相馬市鹿島区大字南右田字二ツ沼 から 南端 南相馬市鹿島区大字鳥崎字戸屋(八竜神社) まで	小高海岸 浦尻地区海岸	北端 南相馬市小高区大字浦尻字町(浦尻農村公園) から 南端 南相馬市小高区大字浦尻字町(県道幾世橋小高線と市道浦尻線交差部) まで		
種類	内 容	発令基準																													
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。																													
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。																													
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。																													
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。																													
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。																													
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。																													
真野川漁港海岸 南右田地区海岸 鳥崎地区海岸	北端 南相馬市鹿島区大字南右田字二ツ沼 から 南端 南相馬市鹿島区大字鳥崎字戸屋(八竜神社) まで																														
小高海岸 浦尻地区海岸	北端 南相馬市小高区大字浦尻字町(浦尻農村公園) から 南端 南相馬市小高区大字浦尻字町(県道幾世橋小高線と市道浦尻線交差部) まで																														

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由												
3	4	4		<p>第4 津波に関する水防警報</p> <p>(1) 種類及び発令基準</p> <p>知事は、知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。</p> <p>※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。</p> <p>※各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。</p> <p>気象庁の 水防警報 退避必要時間 <図略></p> <p>※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間</p> <p>退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）+安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）</p> <p>水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③ のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。</p> <p>① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合</p> <p>② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合</p> <p>③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合</p> <p>【海岸・河川】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集</td> <td>水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの</td> <td>日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td> <td>津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業ができる（時間的な猶予がある）状態のとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの</td> <td>1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の消防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。</p> <p>a. 安全時間も考慮した消防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など） b. 消防団員の安否確認方法（連絡体制） c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 消防団員の避難手段や避難経路の確認</p> <p>(2) 都道府県が行う水防警報 第3 (2) のとおり</p>	種類	内容	発令基準	情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業ができる（時間的な猶予がある）状態のとき	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき	
種類	内容	発令基準															
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業ができる（時間的な猶予がある）状態のとき															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき															
3	5	1		<p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>(1) 水位観測所</p>													

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																								
				<p><u>市内及び市が関係する水位観測所は、資料編●ページのとおりである。</u></p> <p><u>(2) 潮位観測所</u> <u>市内及び市が関係する潮位観測所は、資料編●ページのとおりである。</u></p> <p><u>(3) 水位の通報</u> <u>① 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第4章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。ただし、福島県河川流域総合情報システムの量水標は除く。</u> <u>② 各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。</u></p> <p><u>(3) 水位の公表</u> <u>水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。</u> <u>ア 公表の開始</u> <u>水位が上昇して氾濫注意水位(警戒水位)に達したときから開始する。</u> <u>イ 公表の終了水位が下降して氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったときに終了する。</u> <u>ウ 公表の方法</u> <u>県ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。</u> <u>(4) 欠測時の措置</u> <u>量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができる状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。</u></p> <p><u>【水防活動に必要とする量水標】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標の名称</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>通報先</th> <th>観測員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太田川</td> <td>太田川量水標</td> <td>南相馬市原町区上太田字礼堂内</td> <td>1.50</td> <td>2.20</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>横川ダム管理事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【その他の量水標】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標の名称</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>通報先</th> <th>観測員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水無川</td> <td>国見水位</td> <td>南相馬市原町区高倉字東国見</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>高の倉ダム管理事務所</td> </tr> <tr> <td>水無川</td> <td>細倉水位</td> <td>南相馬市原町区高倉字孫四郎</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>高の倉ダム管理事務所</td> </tr> <tr> <td>水無川</td> <td>北町水位</td> <td>南相馬市原町区小川町</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>高の倉ダム管理事務所</td> </tr> <tr> <td>太田川</td> <td>行津水位</td> <td>南相馬市原町区馬場字五台山</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>横川ダム管理事務所</td> </tr> <tr> <td>太田川</td> <td>米々沢水位</td> <td>南相馬市原町区高字山梨</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>相双建設事務所</td> <td>横川ダム管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	量水標の名称	所在地	水防団待機水位	氾濫水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	観測員	太田川	太田川量水標	南相馬市原町区上太田字礼堂内	1.50	2.20	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所	河川名	量水標の名称	所在地	水防団待機水位	氾濫水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	観測員	水無川	国見水位	南相馬市原町区高倉字東国見	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所	水無川	細倉水位	南相馬市原町区高倉字孫四郎	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所	水無川	北町水位	南相馬市原町区小川町	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所	太田川	行津水位	南相馬市原町区馬場字五台山	：	：	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所	太田川	米々沢水位	南相馬市原町区高字山梨	：	：	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所	
河川名	量水標の名称	所在地	水防団待機水位	氾濫水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	観測員																																																																					
太田川	太田川量水標	南相馬市原町区上太田字礼堂内	1.50	2.20	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所																																																																					
河川名	量水標の名称	所在地	水防団待機水位	氾濫水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	観測員																																																																					
水無川	国見水位	南相馬市原町区高倉字東国見	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所																																																																					
水無川	細倉水位	南相馬市原町区高倉字孫四郎	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所																																																																					
水無川	北町水位	南相馬市原町区小川町	：	：	：	：	相双建設事務所	高の倉ダム管理事務所																																																																					
太田川	行津水位	南相馬市原町区馬場字五台山	：	：	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所																																																																					
太田川	米々沢水位	南相馬市原町区高字山梨	：	：	：	：	相双建設事務所	横川ダム管理事務所																																																																					
3	5	2		<p><u>第2節 雨量の観測及び通報</u></p> <p><u>(1) 雨量観測所</u> <u>市内及び市が関係する雨量観測所は、資料編●ページのとおりである。</u></p> <p><u>(2) 雨量の通報</u> <u>各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。テレメータシステムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通</u></p>																																																																									

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																								
				<p><u>報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。</u></p> <p>【水防活動に必要とする観測所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>観測員名</th> <th>関係する代表的河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高の倉ダム管理事務所</td> <td>南相馬市原町区高倉字細倉 49-3</td> <td>高の倉ダム管理事務所</td> <td>水無川、大木戸川</td> </tr> <tr> <td>横川ダム管理事務所</td> <td>南相馬市原町区馬場字滝 76-1</td> <td>横川ダム管理事務所</td> <td>太田川、小高川</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他の観測所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>観測員名</th> <th>関係する代表的河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿島区役所</td> <td>南相馬市鹿島区西町 1 丁目 1</td> <td>鹿島区役所</td> <td>真野川</td> </tr> <tr> <td>小高区役所</td> <td>南相馬市小高区本町 2 丁目 78</td> <td>小高区役所</td> <td>小高川</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所在地	観測員名	関係する代表的河川名	高の倉ダム管理事務所	南相馬市原町区高倉字細倉 49-3	高の倉ダム管理事務所	水無川、大木戸川	横川ダム管理事務所	南相馬市原町区馬場字滝 76-1	横川ダム管理事務所	太田川、小高川	観測所名	所在地	観測員名	関係する代表的河川名	鹿島区役所	南相馬市鹿島区西町 1 丁目 1	鹿島区役所	真野川	小高区役所	南相馬市小高区本町 2 丁目 78	小高区役所	小高川	
観測所名	所在地	観測員名	関係する代表的河川名																										
高の倉ダム管理事務所	南相馬市原町区高倉字細倉 49-3	高の倉ダム管理事務所	水無川、大木戸川																										
横川ダム管理事務所	南相馬市原町区馬場字滝 76-1	横川ダム管理事務所	太田川、小高川																										
観測所名	所在地	観測員名	関係する代表的河川名																										
鹿島区役所	南相馬市鹿島区西町 1 丁目 1	鹿島区役所	真野川																										
小高区役所	南相馬市小高区本町 2 丁目 78	小高区役所	小高川																										
3	6			<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p><u>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、資料編●ページ記載のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</u></p>																									
3	7	1		<p>第7章 ダム・水門等の操作</p> <p>第1節 ダム・水門等</p> <p>(1) 河川区間のダム・水門(洪水)</p> <p><u>ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</u></p> <p><u>ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作(治水協定に基づく事前放流を含む)を行うものとする。</u></p> <p>(2) 河口部・海岸部の水門・閘門(津波、高潮)</p> <p><u>河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</u></p> <p><u>河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</u></p>																									
3	7	2		<p>第2節 操作の連絡</p> <p><u>ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。</u></p> <p><u>「異常洪水時防災操作」は、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき(実施するときを含む)であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定する。</u></p>																									
3	7	3		<p>第3節 連絡系統</p> <p><u>連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。</u></p>																									
3	8	1		<p>第8章 通信連絡</p> <p>第1節 通信連絡系統</p> <p><u>水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、資料編●ページのとおりとする。</u></p>																									
3	8	2		<p>第2節 災害時優先通信の取扱い</p> <p><u>災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制(大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある)が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地</u></p>																									

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由						
				<p>への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。</p> <p>利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。</p>							
3	8	3		<p>第3節 その他の通信施設の使用</p> <p>その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福島県警察本部通信施設 (2) 福島気象台通信施設 (3) 東北地方整備局通信施設 (4) 東日本旅客鉄道株式会社通信施設 (5) 東北電力株式会社通信施設 							
3	9	1		<p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び水防資器材</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料編●ページのとおりである。 (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。 (3) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、県相双建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。 							
3	9	2		<p>第2節 輸送の確保</p> <p>非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図 (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図 							
3	10	1		<p>第10章 水防活動</p> <p>第1節 水防配備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の非常配備 市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。 配備体制は、一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照のこと。 (2) 消防団の非常配備 ① 消防団の管轄地域等 各消防団の管轄地域、連絡先は、資料編●ページのとおりである。 ② 消防団の非常配備 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配備区分</th> <th style="text-align: center;">配備基準</th> <th style="text-align: center;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td style="text-align: center;">水防に関するある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき</td> <td style="text-align: center;">消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	待機	水防に関するある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	
配備区分	配備基準	配備体制									
待機	水防に関するある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく									

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)			理由
				準備	1.河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2.気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	
				出動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2.潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	
				解除	水防管理者が解除の指令をしたとき		
3	10	2		第2節 巡視及び警戒 (1) 平常時	<p>水防管理者又は消防団長(以下この章において「水防管理者等」という。)は、隨時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p> <p>上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</p> <p>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</p> <p>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</p>		
				(2) 出水時	<p>ア 洪水</p> <p>水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所(資料編●ページ参照)を中心として巡視するものとする。</p> <p>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。</p> <p>① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇 ② 堤防の上端の亀裂又は沈下 ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</p>		
				イ 高潮	<p>水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。</p> <p>① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇</p>		

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>② 堤防の上端の亀裂又は沈下 ③ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</p>	
3	10	3		<p>第3節 水防作業 <u>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編●ページのとおりである。</u> <u>その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。</u></p>	
3	10	4		<p>第4節 緊急通行 <u>(1) 緊急通行</u> <u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</u> <u>(2) 損失補償</u> <u>本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p>	
3	10	5		<p>第5節 警戒区域の指定 <u>水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。</u> <u>また、消防団長又は消防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長又は消防団員の職権を行うことができるものとする。</u></p>	
3	10	6		<p>第6節 避難のための立退き <u>(1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、南相馬警察署長にその旨を通知するものとする。</u> <u>(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県相双建設事務所長に速やかに報告するものとする。</u> <u>(3) 水防管理者は、南相馬警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。</u></p>	
3	10	7		<p>第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置 <u>(1) 決壊・漏水等の通報</u> <u>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。</u> <u>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。</u> <u>(2) 決壊等後の措置</u> <u>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</u></p>	
3	10	8		第8節 水防配備の解除	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由														
				<p>(1) 水防管理団体の非常配備の解除</p> <p>水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p> <p>(2) 消防団の非常配備の解除</p> <p>消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。</p> <p>解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。</p>															
3	11	1		<p>第11章 水防信号、水防標識等</p> <p>第1節 水防信号、水防標識</p> <p>法第20条に規定された水防信号、法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、資料編●ページを参照のこと。</p>															
3	11	2		<p>第2節 身分証票</p> <p>消防団長又は消防団員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。</p> <p>(表)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: center;">身分証票</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">南相馬市長</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <p>(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>	第 号	身分証票	住 所		氏 名		職 名		上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		年 月 日		南相馬市長		
第 号	身分証票																		
住 所																			
氏 名																			
職 名																			
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。																			
年 月 日																			
南相馬市長																			
3	12	1		<p>第12章 協力及び応援</p> <p>第1節 河川管理者の協力及び援助</p> <p>河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。</p>															
3	12	2		<p>第2節 警察官の援助要求</p> <p>水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、南相馬警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。</p> <p>その方法等については、あらかじめ南相馬警察署長と協議しておくものとする。</p>															
3	12	3		<p>第3節 自衛隊の派遣要請</p>															

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p><u>水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要請に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</p> <p class="list-item-l1">(2) 派遣を希望する期間</p> <p class="list-item-l1">(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p class="list-item-l1">(4) 派遣部隊が展開できる場所</p> <p class="list-item-l1">(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</p>	
3	12	4		<p>第4節 国県等との連携</p> <p class="list-item-l1">(1) 水防連絡会</p> <p>市は、国県等が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。</p> <p class="list-item-l1">(2) ホットライン</p> <p>市は、河川の水位状況や気象状況について、県相双建設事務所や福島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。</p>	
3	12	5		<p>第5節 企業(地元建設業等)との連携</p> <p>市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関する企業等と協定を締結している。協定書は資料編●ページに添付のとおりである。</p>	
3	12	6		<p>第6節 住民、自主防災組織等との連携</p> <p>市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。</p>	
3	13	1		<p>第13章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担</p> <p>本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。</p> <p>ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 法第23条の規定による応援のための費用</p> <p class="list-item-l1">(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担</p>	
3	13	2		<p>第2節 公用負担</p> <p class="list-item-l1">(1) 公用負担</p> <p>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。</p> <p class="list-item-l2">①必要な土地の一時使用</p> <p class="list-item-l2">②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</p> <p class="list-item-l2">③車両その他の運搬用機器の使用</p> <p class="list-item-l2">④排水用機器の使用</p> <p class="list-item-l2">⑤工作物その他の障害物の処分</p> <p>また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。</p> <p class="list-item-l1">(2) 公用負担権限委任証</p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防団長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由								
				<p style="text-align: center;"><u>公用負担権限委任証</u></p> <p>○○消防団 ○○部長 氏名</p> <p>上記のものに区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏名</p>									
				<p>(3) <u>公用負担命令書</u></p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">公用負担命令書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">種類 員数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">使用 収用 処分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">水防管理者 氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事務取扱者 氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">様</td> </tr> </table>	公用負担命令書	第 号	種類 員数	使用 収用 処分	年 月 日	水防管理者 氏名	事務取扱者 氏名	様	
公用負担命令書													
第 号													
種類 員数													
使用 収用 処分													
年 月 日													
水防管理者 氏名													
事務取扱者 氏名													
様													
				<p>(4) <u>損失補償</u></p> <p>本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p>									
3	14	1		<p><u>第14章 水防報告等</u></p> <p><u>第1節 水防記録</u></p> <p>水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表 ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所 ③ 警戒出動及び解散命令の時刻 ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員 ⑤ 水防作業の状況 ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果 ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数 ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所 ⑨ 応援の状況 ⑩ 居住者出勤の状況 ⑪ 警察関係の援助の状況 ⑫ 現場指導の官公署氏名 ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由 ⑭ 水防関係者の死傷 ⑮ 殊勲者及びその功績 ⑯ 殊勲水防団とその功績 ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見 									
3	14	2		<u>第2節 水防報告</u>									

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p><u>水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料編●ページに示す様式により、県相双建設事務所を経由するなどして水防本部長に報告する。</u></p>	
3	15			<p>第15章 水防訓練 <u>市は、消防団及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。</u> <u>また、水防研修や水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。</u></p>	
3	16	1		<p>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 第1節 洪水、内水、高潮対応 第1 洪水浸水想定区域の指定状況 <u>国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</u></p> <p>第2 内水浸水想定区域の指定状況 <u>県知事又は市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県知事については関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>第3 高潮浸水想定区域の指定状況 <u>県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 <u>市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法</u> (2) <u>避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</u> (3) <u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u> (4) <u>浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））での利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u> <u>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</u> <u>ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）での洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</u> (5) <u>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料編●ページのとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</u> 	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>第5 洪水ハザードマップ</p> <p>本市では、洪水浸水想定区域の洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。</p> <p>また、ハザードマップに記載した事項を、ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p> <p>第6 予想される水災の危険の周知等</p> <p>本市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。</p> <p>把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。</p> <p>第7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。</p> <p>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料編●ページのとおりである。</p>	
3	16	2		<p>第2節 津波対応</p> <p>第1 津波災害警戒区域の指定</p> <p>「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。</p> <p>第2 地域防災計画の拡充</p> <p>市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (3) 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 (5) そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 <p>第3 津波ハザードマップの作成・周知</p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p>市長は、本市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。</p> <p>第4 避難促進施設に係る避難確保計画</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項 (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項 (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項 (4) そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項 	
3	17	1		<p>第17章 水防協力団体</p> <p>第1節 水防協力団体の指定</p> <p>水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p>	
3	17	2		<p>第2節 水防協力団体の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力 (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供 (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供 (4) 水防に関する調査研究 (5) 水防に関する知識の普及、啓発 (6) 前各号に附帯する業務 	
3	17	3		<p>第3節 水防協力団体と消防団等の連携</p> <p>水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。 また、水防協力団体は、消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</p>	
3	17	4		<p>第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用</p> <p>市は、水防協力団体の申請があった場合は、業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を水防協力団体として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。</p>	

南相馬市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

地震災害対策編

部	章	節	旧（現行計画）	新（修正案）	理由																																
1	1	1	<p>第1 配備体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>市の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">配備体制 [本部]</td> <td style="width: 20%;">配備基準</td> <td style="width: 20%;">組織</td> <td style="width: 50%;">配備要員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>危機管理課、地域振興課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一非常配備体制 [災害対策本部]</td> <td>・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</td> <td>各班で定める。</td> </tr> <tr> <td>第二非常配備体制 [災害対策本部]</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</td> <td>各班で定める。</td> </tr> </table> <p>2 配備の決定 震度による自動配備を基本とする。 <u>その他、災害警戒本部、災害対策本部で検討し市長が決定する。</u></p>	配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	警戒配備体制	・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	危機管理課、地域振興課		第一非常配備体制 [災害対策本部]	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。	第二非常配備体制 [災害対策本部]	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。	<p>第1 配備体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>市の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">配備体制 [本部]</td> <td style="width: 20%;">配備基準</td> <td style="width: 20%;">組織</td> <td style="width: 50%;">配備要員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</td> <td>災害対策関係部課で定める。</td> </tr> <tr> <td>第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]</td> <td>・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策本部の組織</td> <td>各班で定める。</td> </tr> <tr> <td>第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策本部の組織</td> <td>市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。</td> </tr> </table> <p>2 配備の決定 震度による自動配備を基本とする。 <u>ただし、市長から別に支持がある場合はこの限りでない。</u></p>	配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	警戒配備体制	・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める。	第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	各班で定める。	第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。	
配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員																																		
警戒配備体制	・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	危機管理課、地域振興課																																			
第一非常配備体制 [災害対策本部]	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。																																		
第二非常配備体制 [災害対策本部]	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。																																		
配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員																																		
警戒配備体制	・震度4の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める。																																		
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	各班で定める。																																		
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。																																		
1	1	1	<p>第2 勤員</p> <p>1 勤員の方法</p> <p>(1) 勤務時間内 勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により、総務課が部長、課長に配備体制の伝達を行う。 各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。</p> <p>(2) 勤務時間外 震度による自動参集とする。</p> <p>2 参集場所 勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に事務局に参集報告を行う。</p>	<p>第2 勤員</p> <p><u>一般災害対策編第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。（p一般-）</u></p> <p>第3 通常業務の縮小</p> <p><u>一般災害対策編第1部第1章第1節第3を準用する。（p一般-）</u></p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項																																
1	1	2	<p>第1 警戒配備体制 <u>副市長を本部長として、災害対策本部に準じた班を配備する。本部の運営は、災害対策本部に準ずる。</u></p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>2 本部の設置場所 <u>災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。</u> <u>本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。</u></p>	<p>第1 警戒配備体制</p> <p><u>一般災害対策編第1部第1章第2節第2を準用する。（p一般-）</u></p> <p>第2 災害対策本部の設置・解散</p> <p><u>2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散</u></p>	項目の整理																																

部	章	節	旧（現行計画）	新（修正素案）	理由				
			鹿島区役所、図書館、防災センター						
1	1	2	<p>3 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 指揮</p> <p>本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</p> <p>本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1位 副市長</td> <td>第2位 教育長</td> <td>第3位 防災担当部長</td> </tr> </table> <p>(2) 災害対策本部員会議</p> <p>部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。</p> <p>本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p> <p>本部員会議の協議事項は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。</td> </tr> </table> <p>(3) 災害対策本部設置の通知</p> <p>災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県、警察署、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、防災会議委員に通知するほか、LAラート、市ホームページを通じて公表する。</p> <p>(4) 関係機関連絡室の設置</p> <p>災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。</p> <p>(5) 各部班の事務分掌</p> <p>災害対策本部を構成する部班の事務分掌は、資料編に示す。</p> <p>なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</p> <p>5 災害対策本部の解散</p> <p>本部長は、市域に災害の発生するおそれがなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。</p>	第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長	ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。	<p>第3 災害対策本部の運営</p> <p>一般災害対策編第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。（p一般）</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項
第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長							
ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。									
1	1	2	<p>第4 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>第4 灾害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p> <p>なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項				
1	1	2	<p>●本部組織</p> <p>〈図略〉</p>						

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由																																																								
1	2	1	<p>第1 地震情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。</p> <p>なお、本市の震度の地域名称及び震央地名は、「福島県浜通り」である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td> 以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>3</u>以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合 </td> <td> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村<u>名</u>を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表 </td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td><u>震度 1 以上</u></td> <td> <u>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表</u> </td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>• 震度 5 弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の<u>揺れが</u>予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報			震源に関する情報			震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>3</u> 以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村 <u>名</u> を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	<u>震度 1 以上</u>	<u>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表</u>	その他の情報			推計震度分布図	• 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報			<p>第1 地震情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。</p> <p>なお、本市の震度の地域名称及び震央地名は、「福島県浜通り」である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td> 以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>1</u>以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合 </td> <td> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度</u>、震度3以上の地域名と市町村<u>毎の観測した震度</u>を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表 </td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td></td> <td> <u>震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u> </td> <td> <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</u> </td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>• 震度 5 弱以上</td> <td></td> <td> 観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 </td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td></td> <td> <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合</u> <u>なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る</u> </td> <td> <u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>最大震度が 5 弱以上又は最大長周期地震動階級が 3 以上と</u>予想された場合に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級 3 以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報			震源に関する情報			震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>1</u> 以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度</u> 、震度3以上の地域名と市町村 <u>毎の観測した震度</u> を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表	長周期地震動に関する観測情報		<u>震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</u>	その他の情報				推計震度分布図	• 震度 5 弱以上		観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報				北海道・三陸沖後発地震注意情報		<u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合</u> <u>なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る</u>	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表</u>	気象庁の変更
地震情報の種類	発表基準	内容																																																											
震度速報																																																													
震源に関する情報																																																													
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>3</u> 以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村 <u>名</u> を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表																																																											
各地の震度に関する情報	<u>震度 1 以上</u>	<u>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表</u>																																																											
その他の情報																																																													
推計震度分布図	• 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																																											
遠地地震に関する情報																																																													
地震情報の種類	発表基準	内容																																																											
震度速報																																																													
震源に関する情報																																																													
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 • 震度 <u>1</u> 以上 • 津波警報等発表時 • 若干の海面変動が予想される場合 • 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度</u> 、震度3以上の地域名と市町村 <u>毎の観測した震度</u> を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表																																																											
長周期地震動に関する観測情報		<u>震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</u>																																																										
その他の情報																																																													
推計震度分布図	• 震度 5 弱以上		観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																																										
遠地地震に関する情報																																																													
北海道・三陸沖後発地震注意情報		<u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合</u> <u>なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る</u>	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表</u>																																																										
1	2	1	<p>第2 地震情報の伝達</p> <p>地震情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>市は、住民に対し、防災行政無線、<u>緊急情報</u>メール等で伝達する。</p> <p>伝達系統の図修正</p>	<p>第2 地震情報の伝達</p> <p>地震情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>市は、住民に対し、防災行政無線、<u>防災</u>メール等で伝達する。</p>	記載内容の適正																																																								

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
1	4	2	第2節 救助・救急活動 一般災害対策編 第1部第5章第 <u>1</u> 節を準用する。(p一般-)	第2節 救助・救急活動 一般災害対策編 第1部第5章第 <u>2</u> 節を準用する。(p一般-)	
1	5	1	【避難のながれ】の図		防災基本計画 R3.5
1	7	1		第1節 自助・共助による飲料水等の確保 一般災害対策編 第1部第8章第1節を準用する。(p一般-)	
1	7	2	第1節 飲料水の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>1</u> 節を準用する。(p一般-)	第2節 飲料水の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>2</u> 節を準用する。(p一般-)	
1	7	3	第2節 食料の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>2</u> 節を準用する。(p一般-)	第3節 食料の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>3</u> 節を準用する。(p一般-)	
1	7	4	第3節 生活必需品の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>3</u> 節を準用する。(p一般-)	第4節 生活必需品の供給 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>4</u> 節を準用する。(p一般-)	
1	7	5	第4節 物資の受入れ 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>4</u> 節を準用する。(p一般-)	第5節 物資の受入れ 一般災害対策編 第1部第8章第 <u>5</u> 節を準用する。(p一般-)	
1	12	1	第1 被災建築物の応急危険度判定 市は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。	第1 被災建築物の応急危険度判定 市は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。 <u>なお、実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性、実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について周知する。</u>	県防災会議の意見 R1.11
1	12	1	第2 被災宅地の危険度判定 2 判定の実施 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分して表示する。 危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難 <u>勧告・指示</u> (緊急)、危険区域への立入制限措置を実施する。	第2 被災宅地の危険度判定 2 判定の実施 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分して表示する。 危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難指示、危険区域への立入制限措置を実施する。	語句の適正
1	13	3	第3節 遺体の火・埋葬	第3節 遺体の火葬・埋葬	
1	14	6		第6節 鉄道施設の応急対策 一般災害対策編 第1部第15章第6節を準用する。(p一般-)	

南相馬市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

津波災害対策編

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正案)	理由																																
1	1	1	第1 配備体制の確立 1 配備体制 市の配備体制は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>配備体制 [本部]</th> <th>配備基準</th> <th>組織</th> <th>配備要員</th> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき </td> <td> <u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>※災対本部の組織を準用</u> </td> <td> <u>財政班</u> <u>生涯学習班</u> <u>社会福祉班</u> <u>健康福祉班</u> <u>土木班</u> <u>区対策部</u> <u>※災対本部の組織を準用</u> </td> </tr> <tr> <td>第一非常配備体制 [災害対策本部]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき </td> <td> <u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> </td> <td>各班で定める。</td> </tr> <tr> <td>第二非常配備体制 [災害対策本部]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき </td> <td> <u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> </td> <td>各班で定める。</td> </tr> </table>	配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>※災対本部の組織を準用</u>	<u>財政班</u> <u>生涯学習班</u> <u>社会福祉班</u> <u>健康福祉班</u> <u>土木班</u> <u>区対策部</u> <u>※災対本部の組織を準用</u>	第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u>	各班で定める。	第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u>	各班で定める。	第1 配備体制の確立 1 配備体制 市の配備体制は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>配備体制 [本部]</th> <th>配備基準</th> <th>組織</th> <th>配備要員</th> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき </td> <td> <u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u> </td> <td> <u>災害対策関係部課</u> <u>部課で定める</u> </td> </tr> <tr> <td>第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき </td> <td><u>災害対策本部の組織</u></td> <td>各班で定める。</td> </tr> <tr> <td>第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき </td> <td><u>災害対策本部の組織</u></td> <td> <u>市の総力を挙げて対処する体制とする</u> <u>(全職員)</u> </td> </tr> </table>	配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u>	<u>災害対策関係部課</u> <u>部課で定める</u>	第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策本部の組織</u>	各班で定める。	第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策本部の組織</u>	<u>市の総力を挙げて対処する体制とする</u> <u>(全職員)</u>	新たな気象庁からの情報発表を基準に追加
配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員																																		
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>※災対本部の組織を準用</u>	<u>財政班</u> <u>生涯学習班</u> <u>社会福祉班</u> <u>健康福祉班</u> <u>土木班</u> <u>区対策部</u> <u>※災対本部の組織を準用</u>																																		
第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u>	各班で定める。																																		
第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき 	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u>	各班で定める。																																		
配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員																																		
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u>	<u>災害対策関係部課</u> <u>部課で定める</u>																																		
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策本部の組織</u>	各班で定める。																																		
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき 	<u>災害対策本部の組織</u>	<u>市の総力を挙げて対処する体制とする</u> <u>(全職員)</u>																																		
1	1	2	2 配備の決定 津波情報による自動配備を基本とする。 <u>その他、災害警戒本部、災害対策本部で検討し市長が決定する。</u>	2 配備の決定 津波情報による自動配備を基本とする。 <u>ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。</u>																																	
1	1	1	第2 勤員 1 勤員の方法 <u>(1) 勤務時間内</u> <u>勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により、総務課が部長、課長に配備体制の伝達を行う。</u> <u>各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。</u> <u>(2) 勤務時間外</u> <u>津波注意報・警報による自動参集とする。</u>	第2 勤員 <u>一般災害対策編第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。(p一般-)</u>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項																																
1	1	2	第1 警戒配備体制 <u>副市長を本部長として、災害対策本部に準じた班を配備する。本部の運営は、災害対策本部に準ずる。</u>	第1 警戒配備体制 <u>一般災害対策編第1部第1章第2節第2を準用する。(p一般-)</u>																																	

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由
1	1	2	<p>第2 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の設置 市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。 大津波警報が発表された場合は、自動的に設置する。</p> <p>2 本部の設置場所 <u>災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。</u> <u>本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">鹿島区役所、図書館、防災センター</div>	<p>第2 災害対策本部の設置・解散</p> <p>1 災害対策本部の設置 市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。 <u>津波警報・大津波警報が発表された場合は、自動的に設置する。</u></p> <p>2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散 <u>一般災害対策編第1部第1章第2節第3の2から4を準用する。(p一般-)</u></p>	項目の整理
1	1	2	<p>3 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 指揮 <u>本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</u> <u>本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 防災担当部長</div> <p>(2) 災害対策本部員会議 <u>部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。</u> <u>本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</u> <u>本部員会議の協議事項は、次のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。 イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。 エ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。 オ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること。 カ 災害対策の調整に関すること。 キ その他重要な防災に関すること。 </div> <p>(3) 災害対策本部設置の通知 <u>災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県、警察署、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、防災会議委員に通知するほか、レアラート、市ホームページを通じて公表する。</u></p> <p>(4) 関係機関連絡室の設置 <u>災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。</u></p> <p>(5) 各部班の事務分掌 <u>災害対策本部を構成する部班の事務分掌は、資料編に示す。</u> <u>なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</u></p> <p>4 本部機能等の維持</p> <p>(1) 庁舎機能 <u>市は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの</u></p>	<p>第3 災害対策本部の運営</p> <p><u>一般災害対策編第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。(p一般-)</u></p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由																																																																																		
			<p><u>設置等の本部機能を維持する。</u></p> <p><u>(2) 災害対策要員の補給</u> 市は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。</p> <p>5 災害対策本部の解散 本部長は、市域に災害の発生するおそれがなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。</p>																																																																																				
1	1	2	<p>第3 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>第4 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。 なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。</p>	東日本台風、福島県沖地震の検証による追加事項																																																																																		
1	1	2	<p>●本部組織 <u><図略>削除</u></p>																																																																																				
1	2	1	<p>第2 津波情報の伝達 津波情報の伝達系統は、次のとおりである。 市は、住民に対し、防災行政無線、<u>緊急情報</u>メール等で伝達する。</p> <p>伝達系統の図修正</p>	<p>第2 津波情報の伝達 津波情報の伝達系統は、次のとおりである。 市は、住民に対し、防災行政無線、<u>防災</u>メール等で伝達する。</p>	記載内容の適正																																																																																		
1	2	2	<p>第1 津波の警戒</p> <p>1 津波の警戒体制 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、次の警戒体制をとる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表区分</th> <th>警戒区域</th> <th>区</th> <th>警戒担当</th> <th>通報及び連絡者</th> <th>巡視者及び連絡者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>津波危険区域一円</td> <td>全区</td> <td>消防署</td> <td>消防署員</td> <td>消防署員</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">警 報</td> <td>村上海岸</td> <td rowspan="3">小高区</td> <td rowspan="3">小高区団 第3分団</td> <td rowspan="3">小高区団 第3分団長</td> <td rowspan="3">区団第3分団<u>各部部長</u></td> </tr> <tr> <td>角部内海岸</td> </tr> <tr> <td>浦尻海岸</td> </tr> <tr> <td>南右田海岸</td> <td rowspan="3">鹿島区</td> <td rowspan="3">鹿島区団 第1・2分団</td> <td rowspan="3">鹿島区団 第1・2分団長</td> <td>区団第1分団<u>第2部部長</u></td> </tr> <tr> <td>鳥崎地区海岸</td> <td>区団第2分団<u>第6部部長</u></td> </tr> <tr> <td>渋佐海岸</td> <td>原町区団 第1分団</td> <td>原町区団 第1分団長</td> <td>区団第1分団<u>第6部部長</u></td> </tr> <tr> <td>萱浜海岸</td> <td rowspan="3">原町区</td> <td rowspan="3">原町区団 第3分団</td> <td rowspan="3">原町区団 第3分団長</td> <td>区団第3分団<u>第3部部長</u></td> </tr> <tr> <td>小沢海岸</td> <td>区団第3分団<u>第9部部長</u></td> </tr> <tr> <td>北泉海岸</td> <td>原町区団 第4分団</td> <td>原町区団 第4分団長</td> <td>区団第4分団<u>第1部部長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波警戒の呼びかけ 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、担当区域において広報車や拡声器等により、海岸付近にいる人やドライバーに津波の警戒及び避難を呼びかける。 市は、防災行政無線<u>屋外拡声器</u>や<u>緊急情報</u>メールで、津波の警戒や危険区域からの避難を広報する。</p> <p>3 水門等の操作 <u>市及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、水門の操作を行う。</u></p>	発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者	注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員	警 報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団 <u>各部部長</u>	角部内海岸	浦尻海岸	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団 <u>第2部部長</u>	鳥崎地区海岸	区団第2分団 <u>第6部部長</u>	渋佐海岸	原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区団第1分団 <u>第6部部長</u>	萱浜海岸	原町区	原町区団 第3分団	原町区団 第3分団長	区団第3分団 <u>第3部部長</u>	小沢海岸	区団第3分団 <u>第9部部長</u>	北泉海岸	原町区団 第4分団	原町区団 第4分団長	区団第4分団 <u>第1部部長</u>	<p>第1 津波の警戒</p> <p>1 津波の警戒体制 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、次の警戒体制をとる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表区分</th> <th>警戒区域</th> <th>区</th> <th>警戒担当</th> <th>通報及び連絡者</th> <th>巡視者及び連絡者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>津波危険区域一円</td> <td>全区</td> <td>消防署</td> <td>消防署員</td> <td>消防署員</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">警 報</td> <td>村上海岸</td> <td rowspan="3">小高区</td> <td rowspan="3">小高区団 第3分団</td> <td rowspan="3">小高区団 第3分団長</td> <td rowspan="3">区団第3分団員</td> </tr> <tr> <td>角部内海岸</td> </tr> <tr> <td>浦尻海岸</td> </tr> <tr> <td>南右田海岸</td> <td rowspan="3">鹿島区</td> <td rowspan="3">鹿島区団 第1・2分団</td> <td rowspan="3">鹿島区団 第1・2分団長</td> <td>区団第1分団員</td> </tr> <tr> <td>鳥崎地区海岸</td> <td>区団第2分団員</td> </tr> <tr> <td>渋佐海岸</td> <td rowspan="3">原町区</td> <td rowspan="3">原町区団 第1分団</td> <td rowspan="3">原町区団 第1分団長</td> <td>区团第1分団員</td> </tr> <tr> <td>萱浜海岸</td> <td>区团第3分団員</td> </tr> <tr> <td>小沢海岸</td> <td>区团第3分団員</td> </tr> <tr> <td>北泉海岸</td> <td>原町区団 第4分団</td> <td>原町区団 第4分団長</td> <td>区团第4分団員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波警戒の呼びかけ 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、担当区域において広報車や拡声器等により、海岸付近にいる人やドライバーに津波の警戒及び避難を呼びかける。 市は、防災行政無線や<u>防災</u>メールで、津波の警戒や危険区域からの避難を広報する。</p> <p>3 海水浴客等の安全確保 <u>市は、海水浴場等沿岸施設の管理人等（常駐している者に限る）に対し、津波注意報等が発表され</u></p>	発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者	注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員	警 報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団員	角部内海岸	浦尻海岸	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団員	鳥崎地区海岸	区団第2分団員	渋佐海岸	原町区	原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区团第1分団員	萱浜海岸	区团第3分団員	小沢海岸	区团第3分団員	北泉海岸	原町区団 第4分団	原町区団 第4分団長	区团第4分団員	記載内容の適正
発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者																																																																																		
注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員																																																																																		
警 報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団 <u>各部部長</u>																																																																																		
	角部内海岸																																																																																						
	浦尻海岸																																																																																						
	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団 <u>第2部部長</u>																																																																																		
	鳥崎地区海岸				区団第2分団 <u>第6部部長</u>																																																																																		
	渋佐海岸				原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区団第1分団 <u>第6部部長</u>																																																																																
	萱浜海岸	原町区	原町区団 第3分団	原町区団 第3分団長	区団第3分団 <u>第3部部長</u>																																																																																		
	小沢海岸				区団第3分団 <u>第9部部長</u>																																																																																		
	北泉海岸				原町区団 第4分団	原町区団 第4分団長	区団第4分団 <u>第1部部長</u>																																																																																
発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者																																																																																		
注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員																																																																																		
警 報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団員																																																																																		
	角部内海岸																																																																																						
	浦尻海岸																																																																																						
	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団員																																																																																		
	鳥崎地区海岸				区団第2分団員																																																																																		
	渋佐海岸				原町区	原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区团第1分団員																																																																															
	萱浜海岸	区团第3分団員																																																																																					
	小沢海岸	区团第3分団員																																																																																					
	北泉海岸	原町区団 第4分団	原町区団 第4分団長	区团第4分団員																																																																																			

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	理由														
			<p>4 安全の確保</p> <p>消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波の警戒及び水門等の操作にあたって、あらかじめ定めたルールに基づき、津波到達時間の前に安全な場所に避難を完了するよう行動する。</p>	<p><u>た際は、速やかに利用者へ津波への警戒や避難を呼びかけ、自らも命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。</u></p> <p>4 沿岸部の水門操作従事者等の安全確保</p> <p>市は、水門操作等沿岸部での業務に従事する管理人等に対し、津波注意報等が発表された際は、速やかに命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。</p>															
1	2	2	<p>第3 避難勧告・指示（緊急）の発令</p> <p>1 避難勧告・指示（緊急）等の発令</p> <p>市長は、津波注意報・津波警報が発表された場合、<u>津波避難計画に基づき設定した避難区域等</u>に対し、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令する。</p> <p>なお、遠地津波の場合は、<u>避難勧告・指示（緊急）</u>に先立ち、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令し、避難行動要支援者の避難を促す。</p> <p>2 避難勧告・指示（緊急）等の伝達</p> <p>市は、次の手段を用いて、<u>避難勧告・指示（緊急）等</u>を伝達する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1) 防災行政無線</td> <td>(2) 広報車</td> <td>(3) 緊急情報メール</td> </tr> <tr> <td>(4) 公式ツイッター</td> <td>(5) ホームページ</td> <td>(6) Lアラート</td> </tr> </table>	(1) 防災行政無線	(2) 広報車	(3) 緊急情報メール	(4) 公式ツイッター	(5) ホームページ	(6) Lアラート	<p>第3 避難指示等の発令</p> <p>1 避難指示等の発令</p> <p>市長は、津波注意報・津波警報が発表された場合、避難区域等に対し、避難指示を発令する。なお、遠地津波の場合は、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者の避難を促す。</p> <p>2 避難指示等の伝達</p> <p>市は、次の手段を用いて、<u>避難指示等</u>を伝達する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1) 防災行政無線<u>及び戸別受信機</u></td> <td>(2) <u>防災メール</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>緊急速報メール</u></td> <td>(4) <u>SNS</u></td> </tr> <tr> <td>(5) ホームページ</td> <td>(6) Lアラート</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(7) 広報車</td> </tr> </table>	(1) 防災行政無線 <u>及び戸別受信機</u>	(2) <u>防災メール</u>	(3) <u>緊急速報メール</u>	(4) <u>SNS</u>	(5) ホームページ	(6) Lアラート	(7) 広報車		記載内容の適正
(1) 防災行政無線	(2) 広報車	(3) 緊急情報メール																	
(4) 公式ツイッター	(5) ホームページ	(6) Lアラート																	
(1) 防災行政無線 <u>及び戸別受信機</u>	(2) <u>防災メール</u>																		
(3) <u>緊急速報メール</u>	(4) <u>SNS</u>																		
(5) ホームページ	(6) Lアラート																		
(7) 広報車																			
1	2	2	<p>第4 避難活動</p> <p>1 津波避難の基本</p> <p>津波避難の基本は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、<u>避難勧告・指示（緊急）</u>を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。やむを得ない場合は自動車を活用する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 緊急避難場所では、<u>避難勧告・指示（緊急）</u>が解除されるまで、その場に留まる。なお、高台等に避難した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>避難勧告・指示（緊急）</u>が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。</td> </tr> <tr> <td>(5) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。</td> </tr> </table>	(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難する。	(2) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。やむを得ない場合は自動車を活用する。	(3) 緊急避難場所では、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> が解除されるまで、その場に留まる。なお、高台等に避難した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。	(4) <u>避難勧告・指示（緊急）</u> が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。	(5) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。	<p>第4 避難活動</p> <p>1 津波避難の基本</p> <p>津波避難の基本は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難指示を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難所する。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>避難先は津波一時避難場所（指定緊急避難場所）や指定避難所に限るものではない。普段から津波ハザードマップを確認し、安全な高台などの避難場所や避難経路を確認しておく。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。<u>身体の不自由な方を避難させる場合などやむを得ない場合のみ</u>は自動車を活用する。</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>緊急避難場所など安全な場所に避難したら、避難指示が解除されるまで、決して戻らない。（その場に留まる。）</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 高台等に避難し<u>孤立した</u>場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。</td> </tr> <tr> <td>(6) <u>避難指示が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。</u></td> </tr> <tr> <td>(7) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。</td> </tr> </table> <p>2 避難誘導</p> <p>緊急避難は、各自が行うことが原則である。</p> <p>避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・<u>行政区</u>等の住民が避難誘導を行う。</p>	(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難指示を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難所する。	(2) <u>避難先は津波一時避難場所（指定緊急避難場所）や指定避難所に限るものではない。普段から津波ハザードマップを確認し、安全な高台などの避難場所や避難経路を確認しておく。</u>	(3) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。 <u>身体の不自由な方を避難させる場合などやむを得ない場合のみ</u> は自動車を活用する。	(4) <u>緊急避難場所など安全な場所に避難したら、避難指示が解除されるまで、決して戻らない。（その場に留まる。）</u>	(5) 高台等に避難し <u>孤立した</u> 場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。	(6) <u>避難指示が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。</u>	(7) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。	防災基本計画 R3.5		
(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難する。																			
(2) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。やむを得ない場合は自動車を活用する。																			
(3) 緊急避難場所では、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> が解除されるまで、その場に留まる。なお、高台等に避難した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。																			
(4) <u>避難勧告・指示（緊急）</u> が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。																			
(5) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。																			
(1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難指示を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難所する。																			
(2) <u>避難先は津波一時避難場所（指定緊急避難場所）や指定避難所に限るものではない。普段から津波ハザードマップを確認し、安全な高台などの避難場所や避難経路を確認しておく。</u>																			
(3) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。 <u>身体の不自由な方を避難させる場合などやむを得ない場合のみ</u> は自動車を活用する。																			
(4) <u>緊急避難場所など安全な場所に避難したら、避難指示が解除されるまで、決して戻らない。（その場に留まる。）</u>																			
(5) 高台等に避難し <u>孤立した</u> 場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。																			
(6) <u>避難指示が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。</u>																			
(7) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。																			

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
			<p>【避難活動の流れ】</p>	<p>※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等での避難を含む。</p> <p>【避難活動の流れ】</p>	
		2 避難誘導	<p>緊急避難は、各自が行うことが原則である。</p> <p>避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・<u>自治会</u>等の住民が避難誘導を行う。</p>	<p>津波からの緊急避難は、各自が行うことが原則である。</p> <p>避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・<u>行政区</u>等の住民が避難誘導を行うが、あくまで自身の安全確保を最優先とする行動を徹底しなければならない。</p>	
	2	3 高台からの救助	<p>高台等の<u>緊急避難場所</u>に避難し、孤立している場合は、ヘリコプターによる救助や消防団員等による誘導により、内陸の緊急避難場所に受け入れる。</p>	<p>高台等に避難し孤立している場合は、ヘリコプターによる救助や消防団員等による誘導により、内陸の緊急避難場所に受け入れる。</p>	
2	1	-		<p>第2部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 推進計画の目的</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。</p> <p>なお、地震・津波対策は全ての地震・津波に共通するものである。</p> <p>そのため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に特有の「後発地震への注意を促す情報等」への対応以外は、各編を準用するものとする。</p> <p>第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>地震防災に關し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱については、総則・災害予防対策編第1部第2章第1節を準用する。</p>	<p>地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域の指定により追加</p> <p>内容は、推進計画作成例に準拠</p>

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	2	-		<p>第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>市は、地震・津波災害に強いまちづくりとして、都市防災機能の強化、建築物等の安全対策、津波避難施設、避難体制等の整備等を実施する。</p> <p>整備の方針及び内容については、総則・予防対策編 第2部第1章及び第2章を準用する。</p>	
2	3	-		<p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1節 津波からの防護</p> <p>市及び県は、津波の防御のため、防潮施設の整備及び施設の適正な管理、海岸防災林の整備等を行う。</p> <p>整備の内容については、総則・予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。</p> <p>第2節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>市は、気象庁から発表される津波に関する情報を住民等に伝達する。沖合の船舶、漁船等に対しては、第二管区海上保安本部及び福島海上保安部から、各関係機関を通じて、津波警報等が伝達される。</p> <p>情報の伝達等の連絡体制については、津波災害対策編 第2章第1節を準用する。</p> <p>第3節 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、浸水想定区域の住民等の避難について、具体的かつ実践的な津波避難計画の作成等に努めるとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ自主防災組織、消防団・民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援者に提供し避難体制を構築する。</p> <p>なお、市は、住民の避難行動について、避難経路、避難方向、津波一時避難場所等を示した地震・津波等ハザードマップを作成し、周知している。</p> <p>以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。</p> <p>第4節 指定避難場所及び指定避難所の運営・安全確保</p> <p>市は、津波のおそれのある場合は、避難場所を開放し、また、被災者の一時的な生活の場として避難所を開設し、食料、生活必需品等の供給、その他の支援を行う。</p> <p>避難場所及び避難所の開設、運営等については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。</p> <p>第5節 意識の普及・啓発</p> <p>市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、地震・津波等ハザードマップ、市民防災マニュアルを作成し配布するほか、市のホームページ、地域での防災訓練等により、意識の普及・啓発を図る。</p> <p>以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第1節を準用する。</p> <p>第6節 消防機関等の活動</p> <p>市は、津波避難計画の作成、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等に当たって、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団等の多様な主体の参画により、それぞれ機関の役割を明確に示すこととする。</p> <p>なお、消防本部における動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。</p>	

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由
				<p>第7節 上下水道、電気、ガス、通信</p> <p><u>ライフライン管理者は、ライフライン機能を維持するため、施設等の整備及び災害時の応急復旧を実施する。</u> <u>これらライフラインの災害予防対策については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第8節、災害応急対策については、一般災害対策編 第1部第15章を準用する。</u></p> <p>第8節 交通</p> <p><u>警察は、地震・津波発生時に交通を規制する。県及び市等は、緊急輸送路を確保する。</u> <u>交通規制については、一般災害対策編 第1部第10章第2節、緊急輸送路の確保については、一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。</u> <u>また、津波警報等の発表時の交通対策は、津波災害対策編 第2章第2節を準用する。</u></p> <p>第9節 管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>市は、地震・津波発生時に、管理する施設の利用者等を安全な避難場所等に誘導する。</u> <u>社会福祉施設等においては、あらかじめ定められた避難確保計画等により、施設管理者が安全を確保する。</u></p> <p>第10節 迅速な救助</p> <p><u>消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防団等と連携して被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動を実施する。</u> <u>対策の内容については、次の各節を準用する。</u> <u>救助・救助活動：一般災害対策編 第1部第5章第2節</u> <u>津波発生時における高台等の緊急避難場所の孤立者の救助：津波災害対策編第2章第2節</u> <u>事前の準備：総則・災害予防対策編 第2部第2章第1節</u></p>	
2	4	-		<p>第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第1節 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>市は、発生時に必要な資機材、人員等について、法令及び相互応援協定等に基づき、国、県、市町村、関係団体等に要請し、確保する。</u> <u>内容については、一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。</u></p> <p>第2節 物資の備蓄・調達</p> <p><u>市は、災害発生に備え、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。公的備蓄については、想定東北太平洋沖地震の想定避難者数の3日分を目標として、公的備蓄を行う。</u> <u>内容については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第6節を準用する。</u> <u>なお、災害発生後の調達については、前節のとおりである。</u></p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
2	5	-		<p>第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第1節 後発地震への注意を促す情報の発表及び応急活動体制</p> <p>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられている。</p> <p>このため、気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。</p> <p>当該情報の発表基準は、次のとおりとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード(Mw)7.0以上の地震が発生した場合</p> <p>(2) 想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合</p> </div> <p>2 情報発表の流れ</p> <p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれる。</p> <p>合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と解説」が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p> <p>情報の流れ図挿入</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制をしき、必要な職員を動員する。</p> <p>また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をしく。</p> <p>応急活動体制については、津波災害対策編 第1章第1節、一般災害対策編 第1部第1章第1節及び第2節を準用する。(p津波-)</p> <p>第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、防災行政無線、防災メール、広報車等で住民に伝達する。</p> <p>第3節 市の防災対応</p> <p>第1 防災対応の基本</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。</p> <p>2 通常の生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。</p> <p>3 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、市が開</p> </div>	北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの公表(令和4年11月)に基づき、情報発表と市の対応を整理(以下同じ)

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p><u>放した避難場所に自主避難を行う。</u></p> <p>第2 対応期間 防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。</p> <p>第3 市からの防災対応の呼び掛け</p> <p>1 住民への呼び掛け 市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとるよう呼び掛ける。 住民等に呼び掛ける内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家具、家電製品の固定、落下物の除去 (2) 備蓄の確認、不足分の確保 (3) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備 (4) 非常持出品の常時携帯 (5) 避難場所・避難経路の確認 (6) 家族等との安否確認手段の決め (7) 地域の避難行動要支援者の避難体制の確認 (8) 自宅での生活が不安な場合は、市の開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること 等 <p>2 事業者への呼び掛け 市は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、避難誘導等の確認を呼び掛ける。 また、市の施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。 事業者に呼び掛ける内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等 (2) 情報収集・連絡体制の確認 (3) 施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等 <p>第4 自主避難の対応 市は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所を開放する。 なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が確保し持参するものとする。</p>	
2	6	-		<p>第2 応急活動体制 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制をしき、必要な職員を動員する。 また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をしく。 応急活動体制については、津波災害対策編 第1章第1節、一般災害対策編 第2部第1章第1節及び第2節を準用する。</p> <p>第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、防災行政無線、緊急情報メール、広報車等で住民に伝達する。</p>	

部	章	節	旧 (現行計画)	新 (修正素案)	理由
				<p>第3節 市の防災対応</p> <p>第1 防災対応の基本</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。 2 通常の生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。 3 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、市が開放した避難場所に自主避難を行う。 </div> <p>第2 対応期間</p> <p>防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。</p> <p>第3 市からの防災対応の呼び掛け</p> <p>1 住民への呼び掛け</p> <p>市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとるよう呼び掛ける。</p> <p>住民等に呼び掛ける内容は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、家電製品の固定、落下物の除去 (2) 備蓄の確認、不足分の確保 (3) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備 (4) 非常持出品の常時携帯 (5) 避難場所・避難経路の確認 (6) 家族等との安否確認手段の決め (7) 地域の避難行動要支援者の避難体制の確認 (8) 自宅での生活が不安な場合は、市の開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること等 </div> <p>2 事業者への呼び掛け</p> <p>市は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、避難誘導等の確認を呼び掛ける。</p> <p>また、市の施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。</p> <p>事業者に呼び掛ける内容は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等 (2) 情報収集・連絡体制の確認 (3) 施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等 </div> <p>第4 自主避難の対応</p> <p>市は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所を開放する。</p> <p>なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が確保し持参するものとする。</p>	
2	6	-		<p>第6章 防災訓練に関する事項</p> <p>市は、大規模な地震を想定した防災訓練を2年に1回以上実施するよう努める。</p>	

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正素案)	理由
				<p><u>その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>防災訓練の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第2節を準用する。</u></p>	
2	7	-		<p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>第1節 市職員等に対する教育</p> <p><u>市は、職員等に対し、次の内容の防災教育を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題 <p>第2節 住民等に対する教育・広報</p> <p><u>市は、東日本大震災の教訓、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努める。</u></p> <p><u>また、津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次の内容の教育・広報を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (5) 正確な情報の入手方法 (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法 (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品 	

南相馬市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

原子力災害対策編

部	章	節	旧（現行計画）	新（修正案）	根拠・理由																																
一	1	1	第1 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。	第1 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。	R1.7 廃止決定																																
一	1	3	第1 原子力施設 本計画の基礎となる災害の想定は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び運転を停止している福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。	第1 原子力施設 本計画の基礎となる災害の想定は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。	R1.7 廃止決定																																
一	1	5	第1 防護措置の基本 住民を放射線の影響から防護するための防護措置は、緊急事態区分、重点区域（P A Z・U P Z）、判断基準（E A L・O I L）等の組み合わせに応じて実施する。 1 放射性物質放出前 原子力災害が発生した初期対応段階においては、緊急事態の区分により予防的防護措置を実施する。原子力災害の緊急事態の区分は、次の3段階に区分されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">緊急事態の区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">緊急時活動レベル</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警戒事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>県で震度6弱以上、大津波警報など</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設敷地緊急事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>全ての交流電源喪失など</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">全面緊急事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>全ての電源喪失など</u></td> </tr> </table>	緊急事態の区分	緊急時活動レベル	警戒事態	<u>県で震度6弱以上、大津波警報など</u>	施設敷地緊急事態	<u>全ての交流電源喪失など</u>	全面緊急事態	<u>全ての電源喪失など</u>	第1 防護措置の基本 住民を放射線の影響から防護するための防護措置は、緊急事態区分、重点区域（P A Z・U P Z）、判断基準（E A L・O I L）等の組み合わせに応じて実施する。 1 放射性物質放出前 原子力災害が発生した初期対応段階においては、緊急事態の区分により予防的防護措置を実施する。原子力災害の緊急事態の区分は、次の3段階に区分されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">緊急事態の区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">緊急時活動レベル</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警戒事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>公衆への放射線による影響やそのおそれがある状態</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設敷地緊急事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">全面緊急事態</td> <td style="padding: 2px;"><u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <u>また、緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（E A L）を次のとおり設定している。</u> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;"><u>区分</u></td> <td style="width: 40%; text-align: left; padding: 2px;"><u>福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通</u></td> <td style="width: 30%; text-align: left; padding: 2px;"><u>福島第一原子力発電所（1、2、5、6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）※1</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 2px;"><u>福島第一原子力発電所（3、4号機）※1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>警戒事態</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○福島県において大津波警報が発表された場合</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>二</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>施設敷地緊急事態</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を検出した場合</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>二</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>全面緊急事態</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を2地点以上又は10分間以上継続して検出した場合</u></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>二</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"> <u>※1 福島第一原子力発電所の3、4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。</u> <u>※2 福島第一原子力発電所の場合は、3ヶ月平均のバックグラウンド+5 μSv/h以上</u> <u>※3 原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定して</u> </p>	緊急事態の区分	緊急時活動レベル	警戒事態	<u>公衆への放射線による影響やそのおそれがある状態</u>	施設敷地緊急事態	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態</u>	全面緊急事態	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態</u>	<u>区分</u>	<u>福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通</u>	<u>福島第一原子力発電所（1、2、5、6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）※1</u>	<u>福島第一原子力発電所（3、4号機）※1</u>	<u>警戒事態</u>	<u>○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○福島県において大津波警報が発表された場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合</u>	<u>二</u>	<u>施設敷地緊急事態</u>	<u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を検出した場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合</u>	<u>二</u>	<u>全面緊急事態</u>	<u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を2地点以上又は10分間以上継続して検出した場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合</u>	<u>二</u>	県計画 R5.3
緊急事態の区分	緊急時活動レベル																																				
警戒事態	<u>県で震度6弱以上、大津波警報など</u>																																				
施設敷地緊急事態	<u>全ての交流電源喪失など</u>																																				
全面緊急事態	<u>全ての電源喪失など</u>																																				
緊急事態の区分	緊急時活動レベル																																				
警戒事態	<u>公衆への放射線による影響やそのおそれがある状態</u>																																				
施設敷地緊急事態	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態</u>																																				
全面緊急事態	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態</u>																																				
<u>区分</u>	<u>福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通</u>	<u>福島第一原子力発電所（1、2、5、6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）※1</u>	<u>福島第一原子力発電所（3、4号機）※1</u>																																		
<u>警戒事態</u>	<u>○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○福島県において大津波警報が発表された場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合</u>	<u>二</u>																																		
<u>施設敷地緊急事態</u>	<u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を検出した場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合</u>	<u>二</u>																																		
<u>全面緊急事態</u>	<u>敷地境界付近において、5 μSv/h 以上（※2）の放射線量を2地点以上又は10分間以上継続して検出した場合</u>	<u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合</u>	<u>二</u>																																		

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	根拠・理由																																																																		
			<p>2 放射性物質放出後 放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。 ※運用上の介入レベル(OIL)は、第3章第4節第1を参照のこと。</p>	<p>2 放射性物質放出後 放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。 ※運用上の介入レベル(OIL)は、第3章第3節第1を参照のこと。</p>																																																																			
-	1	5	<p>第2 市での防護措置 図中 左上 例) <u>大地震(震度6)</u> 例) <u>外部電源途絶</u> 例) <u>全電源喪失</u></p>	<p>例) <u>大地震(震度6弱以上)</u> 例) <u>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</u> 例) <u>施設内(原子炉外)臨界事故</u></p>	県計画R5.3により記載変更																																																																		
-	1	5	<p>【本市における防護措置等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">判断基準</th> <th colspan="3">南相馬市</th> </tr> <tr> <th colspan="2">福島第一原子力発電所での災害</th> <th>福島第二原子力発電所での災害</th> </tr> <tr> <th>避難指示区域でない区域</th> <th>避難指示区域</th> <th>避難指示区域でない区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子力施設の状況に応じた判断(EAL)</td> <td>警戒事態</td> <td>—</td> <td>・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>屋内退避を準備</td> <td>一時立入している住民等の退去開始</td> <td>屋内退避を準備</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>屋内退避を開始</td> <td>—</td> <td>・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)</td> <td>500 μSv/h (OIL1)</td> <td>数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施</td> <td>—</td> <td>数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施</td> </tr> <tr> <td>20 μSv/h (OIL2)</td> <td>1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施</td> <td>—</td> <td>1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準		南相馬市			福島第一原子力発電所での災害		福島第二原子力発電所での災害	避難指示区域でない区域	避難指示区域	避難指示区域でない区域	原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態	—	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備	全面緊急事態	屋内退避を開始	—	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h (OIL1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	20 μSv/h (OIL2)	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	<p>【本市における防護措置等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">判断基準</th> <th colspan="3">南相馬市</th> </tr> <tr> <th colspan="2">福島第一原子力発電所での災害</th> <th>福島第二原子力発電所での災害</th> </tr> <tr> <th>避難指示区域でない区域</th> <th>避難指示区域</th> <th>避難指示区域でない区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子力施設の状況に応じた判断(EAL)</td> <td>警戒事態</td> <td>—</td> <td>・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>屋内退避を準備</td> <td>一時立入している住民等の退去開始</td> <td>屋内退避を準備</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>屋内退避を開始</td> <td>—</td> <td>・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) <u>・避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)</td> <td>500 μSv/h (OIL1)</td> <td>数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施</td> <td>—</td> <td>数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施</td> </tr> <tr> <td>20 μSv/h (OIL2)</td> <td>1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施</td> <td>—</td> <td>1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準		南相馬市			福島第一原子力発電所での災害		福島第二原子力発電所での災害	避難指示区域でない区域	避難指示区域	避難指示区域でない区域	原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態	—	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備	全面緊急事態	屋内退避を開始	—	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) <u>・避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)</u>	空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h (OIL1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	20 μSv/h (OIL2)	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	県計画R5.3
判断基準		南相馬市																																																																					
		福島第一原子力発電所での災害				福島第二原子力発電所での災害																																																																	
		避難指示区域でない区域	避難指示区域	避難指示区域でない区域																																																																			
原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態	—	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—																																																																			
	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備																																																																			
	全面緊急事態	屋内退避を開始	—	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)																																																																			
空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h (OIL1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																																																																			
	20 μSv/h (OIL2)	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施																																																																			
判断基準		南相馬市																																																																					
		福島第一原子力発電所での災害		福島第二原子力発電所での災害																																																																			
		避難指示区域でない区域	避難指示区域	避難指示区域でない区域																																																																			
原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態	—	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—																																																																			
	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備																																																																			
	全面緊急事態	屋内退避を開始	—	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) <u>・避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)</u>																																																																			
空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h (OIL1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																																																																			
	20 μSv/h (OIL2)	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施																																																																			

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	根拠・理由																						
一	1	6	第4 指定地方行政機関 <table border="1"> <tr> <td>東京航空局 <u>仙台空港事務所</u> 福島空港出張所</td><td></td></tr> <tr> <td>福島地方気象台</td><td>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</td></tr> </table>	東京航空局 <u>仙台空港事務所</u> 福島空港出張所		福島地方気象台	2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。	第4 指定地方行政機関 <table border="1"> <tr> <td>東京航空局 福島空港出張所</td><td></td></tr> <tr> <td>福島地方気象台</td><td>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</td></tr> </table>	東京航空局 福島空港出張所		福島地方気象台	2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。	県計画 R5.3														
東京航空局 <u>仙台空港事務所</u> 福島空港出張所																											
福島地方気象台	2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。																										
東京航空局 福島空港出張所																											
福島地方気象台	2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。																										
一	1	6	第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株） <u>水戸支社</u></td><td>救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。</td></tr> <tr> <td>日本赤十字社福島県支部</td><td>1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。</td></tr> <tr> <td>日本通運（株）<u>福島支店</u> 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)</td><td></td></tr> <tr> <td>東日本高速道路（株） <u>仙台管理事務所</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会</td><td></td></tr> <tr> <td>東北電力（株） <u>相双電力センター</u></td><td>1 電力供給施設の災害予防及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。</td></tr> </table>	東日本旅客鉄道（株） <u>水戸支社</u>	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。	日本通運（株） <u>福島支店</u> 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)		東日本高速道路（株） <u>仙台管理事務所</u>		(一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会		東北電力（株） <u>相双電力センター</u>	1 電力供給施設の災害予防及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。	第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株） <u>仙台支社福島支店</u></td><td>救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。</td></tr> <tr> <td>日本赤十字社福島県支部</td><td>1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。</td></tr> <tr> <td>日本通運（株） 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)</td><td></td></tr> <tr> <td>東日本高速道路（株） <u>いわき管理事務所</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(一社)福島県医師会、(公社)福島県診療放射線技師会</td><td></td></tr> </table>	東日本旅客鉄道（株） <u>仙台支社福島支店</u>	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。	日本通運（株） 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)		東日本高速道路（株） <u>いわき管理事務所</u>		(一社)福島県医師会、(公社)福島県診療放射線技師会		県計画 R5.3
東日本旅客鉄道（株） <u>水戸支社</u>	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																										
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。																										
日本通運（株） <u>福島支店</u> 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)																											
東日本高速道路（株） <u>仙台管理事務所</u>																											
(一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会																											
東北電力（株） <u>相双電力センター</u>	1 電力供給施設の災害予防及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。																										
東日本旅客鉄道（株） <u>仙台支社福島支店</u>	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																										
日本赤十字社福島県支部	1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。																										
日本通運（株） 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） (公社)福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） (公社)福島県トラック協会 (相双支部)																											
東日本高速道路（株） <u>いわき管理事務所</u>																											
(一社)福島県医師会、(公社)福島県診療放射線技師会																											
一	1	6	第7 東京電力HD（株） <table border="1"> <tr> <td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。</td></tr> </table>	事務又は業務の大綱	1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。	第7 東京電力HD（株） <table border="1"> <tr> <td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。</td></tr> </table>	事務又は業務の大綱	1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。	県計画 R5.3																		
事務又は業務の大綱																											
1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。																											
事務又は業務の大綱																											
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。																											
一	2	4	第3 通信手段・経路の多様化等	第3 通信手段の確保																							

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	根拠・理由												
一	2	5	<p>第2 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報</p> <p>【東京電力HD(株)からの通報連絡事項】</p> <table border="1"> <tr> <td>定期的に連絡する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>事前に連絡する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>発生後直ちに連絡する事項</td><td>(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。</td></tr> </table> <p>第3 原子力災害対策本部体制等の整備</p> <p>2 災害警戒本部・災害対策本部体制</p>	定期的に連絡する事項		事前に連絡する事項		発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。	<p>第2 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報</p> <p>【東京電力HD(株)からの通報連絡事項】</p> <table border="1"> <tr> <td>定期的に連絡する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>事前に連絡する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>発生後直ちに連絡する事項</td><td>(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原災法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。</td></tr> </table> <p>第3 災害対策本部体制等の整備</p> <p>2 警戒体制・災害対策本部体制</p>	定期的に連絡する事項		事前に連絡する事項		発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、 原災法 第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。	
定期的に連絡する事項																	
事前に連絡する事項																	
発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。																
定期的に連絡する事項																	
事前に連絡する事項																	
発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、 原災法 第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。																
一	2	12	<p>第1 普及・啓発の内容</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関するわかりやすい知識の普及と啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。 (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。 (6) (7) 原子力事故発生時における情報、指示等の伝達方法に関すること。 (8) 一時集合場所・避難先に関すること。 (9) (10) 緊急時にとるべき行動。 	<p>第1 普及・啓発の内容</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関するわかりやすい知識の普及と啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (5) 原子力災害時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。 (6) (7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。 (8) 避難に関する事項 (コンクリート造り屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退城時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等)。 (9) (10) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関する事項 <p>(13) その他必要と認める事項</p>													
一	3	1	<p>第1 情報収集事態が発生した場合</p> <p>3 市の対応</p> <p>市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合又は警戒事象に先行する事象の発生について原子力事業者から通報・連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに準備体制を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める防災関係機関等に連絡する。</p> <p>第2 警戒事態が発生した場合</p> <p>4 市の対応</p> <p>市は、原子力事業者、国、県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、その他市長が必要と認めた場合には、直ちに警戒本部体制をとる。</p> <p>第3 施設敷地緊急事態が発生した場合</p> <p>2 国が行う連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言の判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡する。</p>	<p>第1 情報収集事態が発生した場合</p> <p>3 市の対応</p> <p>市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合又は警戒事象に先行する事象の発生について原子力事業者から通報・連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに警戒配備体制を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める防災関係機関等に連絡する。</p> <p>第2 警戒事態が発生した場合</p> <p>4 市の対応</p> <p>市は、原子力事業者、国、県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、その他市長が必要と認めた場合には、直ちに災害対策本部を設置する。</p> <p>第3 施設敷地緊急事態が発生した場合</p> <p>2 国が行う連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言の判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び住民等に連絡する。</p>													

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	根拠・理由																																																
			<p>6 市の対応 市は、特定事象の発生について通報連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに<u>原子力</u>災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。</p> <p>第4 全面緊急事態が発生した場合 5 市の対応 市は、発生した特定事象が原災法第15条に該当した場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに<u>原子力</u>災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。</p>	<p>6 市の対応 市は、特定事象の発生について通報連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。</p> <p>第4 全面緊急事態が発生した場合 5 市の対応 市は、発生した特定事象が原災法第15条に該当した場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。</p>																																																	
-	3	2	<p>第1 市の活動体制の区分 <u>原子力</u>災害対策本部等は、次の基準により設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態の区分</th> <th>基準</th> <th>市の体制</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合</td> <td><u>準備</u>体制</td> <td><u>本部事務局員</u> <u>総務部長、復興企画部長、</u> <u>健康福祉部長、子育て支援・健康づくり担当理事</u></td> </tr> <tr> <td>情報収集事態</td> <td>原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合</td> <td><u>原子力災害警戒本部体制</u></td> <td><u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合</td> <td><u>原子力災害対策本部体制</u></td> <td><u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 準備体制 危機管理課長は、情報収集事態の発生を認知した場合等<u>準備</u>体制の設置基準に該当したときは、直ちに関係職員を収集し、<u>準備</u>体制の設置を指示する。</p> <p>1 所掌事務 準備体制における所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) <u>原子力災害警戒本部又は原子力</u>災害対策本部の立ち上げ準備 (4) その他必要な事務 <p>2 準備体制の解除 <u>準備</u>体制の解除は、概ね次の基準による。</p>	緊急事態の区分	基準	市の体制	配備体制	—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	<u>準備</u> 体制	<u>本部事務局員</u> <u>総務部長、復興企画部長、</u> <u>健康福祉部長、子育て支援・健康づくり担当理事</u>	情報収集事態	原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合			警戒事態	1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合	<u>原子力災害警戒本部体制</u>	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u>	施設敷地緊急事態	1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合	<u>原子力災害対策本部体制</u>	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u>	全面緊急事態	1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合			<p>第1 市の活動体制の区分 災害対策本部等は、次の基準により設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態の区分</th> <th>基準</th> <th>配備体制</th> <th>組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合</td> <td><u>警戒配備体制</u></td> <td><u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u> <u>※配備要員は、災害対策関係部課で定める。</u></td> </tr> <tr> <td>情報収集事態</td> <td>原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td><u>災害対策本部の組織</u> <u>配備要員は、各班で定める。</u></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td><u>第一次非常配備体制[災害対策本部設置]</u></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td><u>第二次非常配備体制[災害対策本部設置]</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 警戒配備体制 危機管理課長は、情報収集事態の発生を認知した場合等<u>警戒配備</u>体制の設置基準に該当したときは、直ちに関係職員を収集し、<u>警戒配備</u>体制の設置を指示する。</p> <p>1 所掌事務 準備体制における所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) 災害対策本部の立ち上げ準備 (4) その他必要な事務 <p>2 警戒配備体制の解除 <u>警戒配備</u>体制の解除は、概ね次の基準による。</p>	緊急事態の区分	基準	配備体制	組織	—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	<u>警戒配備体制</u>	<u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u> <u>※配備要員は、災害対策関係部課で定める。</u>	情報収集事態	原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合			警戒事態	1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合		<u>災害対策本部の組織</u> <u>配備要員は、各班で定める。</u>	施設敷地緊急事態	1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合		<u>第一次非常配備体制[災害対策本部設置]</u>	全面緊急事態	1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合		<u>第二次非常配備体制[災害対策本部設置]</u>	
緊急事態の区分	基準	市の体制	配備体制																																																		
—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	<u>準備</u> 体制	<u>本部事務局員</u> <u>総務部長、復興企画部長、</u> <u>健康福祉部長、子育て支援・健康づくり担当理事</u>																																																		
情報収集事態	原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合																																																				
警戒事態	1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合	<u>原子力災害警戒本部体制</u>	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u>																																																		
施設敷地緊急事態	1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合	<u>原子力災害対策本部体制</u>	<u>○本部長：市長</u> <u>○本部員：各部長</u> <u>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</u> <u>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</u> <u>○配備要員：各班で定める。</u>																																																		
全面緊急事態	1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合																																																				
緊急事態の区分	基準	配備体制	組織																																																		
—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	<u>警戒配備体制</u>	<u>災害対策関係部課</u> <u>※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応</u> <u>※配備要員は、災害対策関係部課で定める。</u>																																																		
情報収集事態	原子力施設立地町において震度5弱又は震度5強の地震を観測した場合																																																				
警戒事態	1 警戒事態発生の通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合		<u>災害対策本部の組織</u> <u>配備要員は、各班で定める。</u>																																																		
施設敷地緊急事態	1 施設敷地緊急事態の通報があった場合 2 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合 3 市長が必要と認めた場合		<u>第一次非常配備体制[災害対策本部設置]</u>																																																		
全面緊急事態	1 全面緊急事態の通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合		<u>第二次非常配備体制[災害対策本部設置]</u>																																																		

部	章	節	旧(現行計画)	新(修正案)	根拠・理由
			<p>(1) 危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(2) <u>原子力災害警戒本部又は原子力</u>災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第3 原子力災害警戒本部体制</p> <p>1 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者から発電所における警戒事態発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。</p> <p>さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>警戒本部体制における所掌事務は、原子力災害対策本部に準じる。</p> <p>3 原子力災害警戒本部体制の解除</p> <p>原子力災害警戒本部体制の解除は、概ね次の基準による。</p> <p>(1) 本部長(副市長)が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(2) 原子力災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第4 原子力災害対策本部体制</p> <p>1 原子力災害対策本部の設置</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者から<u>施設敷地緊急事態</u>、原災法第10条に基づく特定事象又は<u>全面緊急事態</u>、原災法第15条に基づく特定事象発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。</p> <p>さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。</p> <p>2 原子力災害対策本部の設置場所</p> <p>本部の設置場所は、市役所(本庁舎2階<u>政庁</u>)とする。その他、代替場所等は一般災害対策編を準用する。(p一般-)</p> <p>3 原子力災害対策本部の活動</p> <p>本部長(市長)は、県の災害対策本部と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策の準備等を行う。</p> <p>本部長(市長)は、全面緊急事態の通報があった場合、又は内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合、又は市の状況を踏まえた市独自の判断に基づき、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する。</p> <p>4 原子力災害対策本部の廃止</p> <p>原子力災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>第5 オフサイトセンターとの連携</p>	<p>(1) 危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(2) 災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第3 災害対策本部体制</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者から原災法第10条及び第15条に基づく特定事象発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。</p> <p>さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。</p> <p>2 災害対策本部の設置場所</p> <p>本部の設置場所は、市役所(本庁舎2階<u>正庁</u>)とする。<u>正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。</u>その他、代替場所等は一般災害対策編を準用する。(p一般-)</p> <p>3 災害対策本部の活動</p> <p>本部長(市長)は、県の災害対策本部と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策の準備等を行う。</p> <p>本部長(市長)は、全面緊急事態の通報があった場合、又は内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合、又は市の状況を踏まえた市独自の判断に基づき、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する。</p> <p>4 灾害対策本部の廃止</p> <p>原子力災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>第4 オフサイトセンターとの連携</p>	